

令和3年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

令和3年9月29日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和3年9月29日 水曜日						
招集場所	笠置町議会会議場（笠置いこいの館 2階 せきれいの間）						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年9月29日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年9月29日 18時06分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	×	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 課 長	石原千明	○	
	参 与	岩木雅邦	○	保健福祉 課 長	大西清隆	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱兼 商工観光 課 長 事務取扱	前田早知子	○	建設産業 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長兼 会計管理者	森本貴代	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	坂 本 英 人		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年第3回笠置町議会会議録

令和3年9月16日～令和3年9月29日 会期14日間

議 事 日 程 (第3号)

令和3年9月29日 午前9時30分開議

- 第1 議案第33号 笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件
- 第2 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 第3 一般質問
- 第4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会報告
- 第5 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） おはようございます。

議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画の策定について提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立、4月1日から施行されました。

当町の過疎計画は、旧法に基づいて作成し、平成28年度から令和2年度までの計画となっておりましたので、新たな過疎法に基づき、移住、定住に関する事柄や人材育成、子育て環境の確保など、新たな項目を追加し、令和3年度から令和7年度までの計画を策定したものであります。

本議案におきましては、9月16日に提出しました議案第30号、笠置町過疎地域持続的発展計画の策定の件について、数値、内容等の再確認のため、撤回させていただき、修正を行い、議案第33号として追加提案させていただきました。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件につきまして、内容説明させていただきます。

申し訳ありません。説明に入ります前に、目次の箇所の修正がございました。おわびして訂正をお願いいたします。

目次のページの2ページ目、第7です。1の現状と問題点、2、その対策のいずれも（4）障害児者福祉となっております。本文につきましては、障害の「害」を平仮名と置き換えて

おりましたので、こちらにつきまして平仮名での訂正をお願いいたしたく思います。

それから、次のページ、第9の教育の振興です。こちらも1の現状と問題点、2その対策におきまして(1)学校教育としておりますが、本文で学校教育施設というふうに記載しております。こちらもこの内容で修正をいただきたい、お願いいたします。

それから、ちょっととびまして34ページなんですけれども、こちらは字句の修正ではなく、34ページのその2、その対策の中の1、簡易水道施設のところです。3行目の既設施設の中に空白の欄が、スペースが入ってしまっておりました。こちらについては、そのままとなってしまいますが、修正といいますか、空白になっているところは文字が入らないということで御理解いただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

度重なる修正で、御迷惑をおかけし、申し訳ありません。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回提出させていただきました第30号でいろいろと全員協議会も開催いただき、御指摘いただきました内容について、数値等の修正、各課におきまして最新のものというふうに置き換えて修正をさせていただきました。

項目等につきましては、以前の旧法に基づきました過疎地域の自立促進計画と内容の項目について増えている部分は先ほど町長の説明にありましたとおり、移住、定住に関する事柄、それから人材育成、子育て環境の確保というものを新たに加えております。

また、再生可能エネルギーの利用推進と現在の現代社会でのニーズに沿ったものも加えさせていただきますということになります。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、9月に京都府と協議を行っております。今回の修正におきましてもいろいろと御指導いただき、再協議というのは不要というふうに返答があったものでございます。

内容につきましては、令和2年度までの計画を踏襲しつつ、先ほど言いました数値であったり、新たな項目の追加をしたものでございます。

では、内容につきましては、目次のほうでの説明とさせていただきます。

項目におきましては、第1につきましては基本的な笠置町の状況を記載しております。歴史的な背景や人口の減少状況等を記載しております。

特に、人口等の減少状況につきましては、ページのほうは8ページ、9ページのほうに表を記載しております。住民基本台帳における人口推移、それから令和3年3月末時点の年齢別人口や集落別人口をグラフとして記載しております。

それから、第1につきましては、人口とそれから持続的発展の基本方針ということで記載をさせていただいております。

ページにおきましては、20ページをお願いしたいと思っております。

20ページ、下段から4、地域の持続的発展の基本方針というふうに掲載をしております。特に重点課題といたしましては、若者等のU J I ターンの受皿をつくること。それから第2として高齢化社会への対応をしていくこと。3として情報発信の基礎づくりを行うことということをおおきなものとしております。

第5におきましては、基本目標といたしまして、こちらにつきましては令和2年2月に改定いたしました笠置町まち・ひと・しごと創生戦略にも記載させていただいておりますとおり、4つの基本目標を掲げて、笠置町の小さな町ならではのまちづくりを推進したいということをおおきな目標としております。

第7の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年としております。公共施設総合管理計画との整合におきましては、平成29年3月に策定いたしました笠置町公共施設総合管理計画に基づきまして、施設の在り方や耐震化、長寿命化につきまして、これを基本として掲載をしているところでございます。

23ページ以降の第2におきましては、移住・定住・地域間交流、人材育成の項目、第3、産業の振興、こちらにつきましては地域の農林業、商業、観光というところの対策等になっております。

全体の立てつけといたしまして、現状と問題点を記載し、その対策を後段のほうで取っていくというふうな記載方法としております。

特に新たになりました項目は、先ほどの移住・定住の項目、それから36ページになります第7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進というものになります。

少子・高齢化に対応いたしまして、前回の計画の中には高齢者福祉というところでしたが、新たな子育て環境の確保というところで、項目立てができているところでございます。笠置町といたしましても、人口減少、超高齢化社会に向けてのこれからの事業の在り方、それから体制づくりというふうなものを記載しているところでございます。

最終ページにありますのは、47ページから事業計画を挙げております。この計画におきましては過疎債起債の借入れに必要な事業というところで掲載をさせていただいております。令和3年度から令和7年度までに事業を行う予定のもの、また令和3年度につきましては過疎債借入れの対象となっている事業等を具体的に掲載させていただいております。

内容につきましては、以上となっております。本来でしたら、前回も御指摘いただきましたように、総合計画策定が先に完了しているべきではございましたが、諸般の事情により今回繰越しをさせていただきました。この過疎計画につきましては、過疎債の借入れ等、必要となっておりまして、今回9月議会に、京都府との協議終了という回答があったというところで提出させていただきました。

内容につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この過疎対策事業債を起債するためには、この笠置町過疎地域持続的発展計画の策定が必要なのは分かります。分かりますが、笠置町の最上位計画である総合計画がない状態で、この計画が出てくるのは疑問です。最上位計画の総合計画は議決が必要となっているはずで、この過疎対策計画も必要です。先に下位にある計画が出てきているのは、やはり甚だ疑問です。これ参与はどうお考えで、どういう指示を受けているかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

当然先ほど来、前田参事のほうから説明がありますように、まず総計が先にありまして、次の計画ということでございます。ただ、実態といたしまして、全ての計画をその中に網羅できていないわけでございます。そしてまず、過疎計画を御審議願ひ、それを総計に反映していくということでございます。ただ、ほかの例えば子育ての計画とか、介護保険の計画等もございませけれども、それも含めて総計に反映していくという話でございます。町長のほうからも、そのような指示を受けてございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

昨日の説明の中で、町長が言われたのは、総計が遅れているのが問題だと言われました。これはそこを分かっておられるというふうに僕は理解しました。そうなれば、あと総合計画と整合性を持たせるように指示していると言われました。これおかしいんじゃないですか。総合計画が最上位にあるのに、この過疎地域持続的発展計画がありきで、総合計画が整合性のあるように変えられるという意味ですよね。総合計画が出ていない以上、そういうことですよ。本来なら、総合計画があって、それに整合性がある過疎地域持続的発展計画が出てこないとおかしいはずですよ。先にこれが出てくるということは、最上位の総合計画に整合

性を持たせるということですよ。これおかしくないですか。最上位に来る計画が下の計画に合わせるわけですか、逆ですよ。

これ以前の議会前の町長との個別の議案説明のときに、参与を置く理由として、総合計画を含めて遅れている計画等を進めていくという趣旨のことをおっしゃりました。これ何で総合計画が出てこないんですか。これなぜかという、僕は総合計画と一緒に出ると思っていたんで、これなかなか認めにくいですよ。

昨日の説明の中でも町長おっしゃられましたね。コロナ等の理由で計画が遅れていると。コロナの何が駄目で遅れているんですか、これ町民も見はることになるんで、これ町民に説明するという意味も含めて明確に教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

昨年度につきましても、総合計画の策定計画というのがどんどん後のほうにずれていったという経緯がございます。コロナの関係で委員会が開けないというようなことも度々重なって、なかなか人に集まっていたいただいて御審議いただくということができなかったわけです。本年度に入りましても、引き続いてコロナ禍のためになかなか事務が進まなかったという事実がございます。当然ながら総合計画の策定について、遅延しているという事実は承知しておりますし、そのことに対して非常に心配しておるところでございますが、本計画につきましても、基本的な事柄になっておる。過去の現状認識と将来の展望ということなんで、継続した過疎計画の策定ということが1点ございましたのと、新たな課題についての過疎計画の案件の追加というような形になってございます。

総計につきましても、何度か私のほうからも指示を出しておるわけですが、実際のところなかなか事務が進んでおらないというのが現状で、議員の皆さん、町民の皆さん方に御不信を持たれておるかなとは思いますが、かような事情でございますので、御理解いただければと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

コロナの何が原因で遅れているのか、その他の遅れている原因が明確に教えてくださいと言ったんですよ。コロナが原因でと言うんやったら、全部遅らせることできるんですよ、町長の言い方やったら。ほんならこの過疎計画も遅らせたらどうですか、総合計画が出てくるまで。これ京都府から9月に言われているわけですよ、9月の頭に。それでこの9月の議

会中に出てきているわけですね。総合計画は何年前からやっているんですか。例えばこれ議会やっていますよね、ちゃんとパーティションつけてコロナ対策やっていますよね。何で総合計画の会議がコロナ対策してできないんですか、コロナだから集まらない、だから明確に教えてくださいと言ったんですよ。何が理由で遅れているかを。参与に指示したから参与が答えるんですか、町長が答えるんですか、どちらでもいいですけども、明確に教えてください、これ2問目と同じ質問なんですけど。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、総合計画の策定に至るまでには、相当回数の住民代表であるなり、その他の議員の皆さんの代表者であるなりが集まっていたいて、議論していただくという作業が必要でありました。昨年度もかなり遅れて一部分については、書面決議のような形にさせていただいて、多くの人が集まることがないようにということで、必要最小限、できるだけのことをやってまいったわけですが、その時点で既に大幅に遅延しておったというのが実態でございます。そのあたりのことは御理解いただければと思います。何で遅れたんか、具体的に答えてくれということなんですが、とにかく委員会が開けないということで、議論ができなかったということが最大の原因だと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この計画の第10のその他対策というところに、住民の見守等の住民の暮らしを守る機能等を集約した暮らしを守る拠点機能をJR笠置駅周辺に集積しとあるんですけども、現在、笠置駅の歩道橋というのかな、あれを渡らないと絶対行けへんようになっているんですね。鍵は閉めてあって、JRの指導があつてと。シルバーカーを押している住民さんて、今渡るのにすごい苦勞してはるんですよ。何でこういうことを言うんかということ、これ44ページの実施計画には、そもそもこのインフラ整備云々かんぬんの目的で、この内容を挙げているというふうになっているんですけども、44ページで。地域住民のコミュニティをより一層促し、コミュニティ施設、道路等のインフラ整備を進めると書いてあるんですよ。現状そうやって困っている住民が目の前にいはるんですけども、このインフラ整備を進めるという中に、そういう今地域課題を抱えているJR駅の利活用、利用に当たって、どういうふうな過疎地域の計画を考えておられるのかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

J Rの跨線橋につきましては、以前から御要望と申しますか、不便やというところでのいろいろな御意見をお伺いしているところでありますが、駅舎の階段の利用に関しましてはJ Rのほうのまだ検討も進んでおりません。町のほうのどうするということも出ておりませんし、駅舎の建替えとなるとかなりの費用もかかってくることから、まだ何も手をつけられていない状況であります。

階段を上れない方につきましては、駅員さんの補助の下、下の部分を通れるというふうには聞いておりますけれども、やはり安全確保のためには、J Rとしてはその利用は控えていただきたいというふうなお話もあるところでございます。御指摘いただきましたとおり、今後どうしていくかということが町の中でもまだ方向性として出ていないというのが現状でございます。費用もそうですし、ただ住民さんの利便性を考えると何かしらの対策は必要やということは理解しているんですけれども、現状はそういうことで進んでいないというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問に、若干私のほうから補足をさせていただきます。

以前は、笠置の駅に駅員さんがおられる場合は、線路を渡らせていただいていたというお話は聞いておるんですが、先日、笠置駅の管轄について亀山から奈良のほうに管轄が移ったということがございまして、鍵がかかっている状況にあるというのをごく最近になって、それを確認しました。まだ聞いたばかりなんで、具体的にどうできんのやろうということになってくるわけですが、取りあえず奈良の管理をされている方と一度住民の要望について、住民が不便だと、困っておられるということについて、従来と同じような取扱いをしてもらえないかというような形での交渉をしないといけないのかなというふうには考えております。今日、その話で課長補佐のほうにこういう話が出てきていると。事実確認をしていただいた上で、広域バスで加茂まで行きますから、そのことについてもちゃんと住民の方には説明してきてくださいということをお願いしたばかりでございます。

当然ながら駅舎の改修と申しますか、跨線橋の改修ということがまず根本的な解決になるうかと思いますが、建設費、それからあとの維持経費ですね。多額の費用がかかるということで、ほかにも地下道ということも考えたんですけれども、恐らくそれはJ Rが許可を出さ

ないだろうということで、例えば月ヶ瀬駅なんかではきちんと踏切を渡って、踏切といいますか、大回りして回れるような道がついているわけなんですけれども、そういうことも含めてちょっと周辺の調査をした上で、奈良駅の管理者のほうとお話をさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

補足なのか、説明なのか、ちょっとよく分からないところはあるんですが、基本的に質問させていただいているのは、過疎計画の計画の中に、それが加味されていないということが総務課長のお話では、検討をまだしていませんという流れで今答弁いただきました。町長がそれに対して補足という形で、きちんと説明していただいたとは思いますが、水際対策が丸なのか、ほんまに過疎地域としてどういうまちづくりをしていく中に、このJRを使えるのかという話があるのか、この過疎計画ではなかなか見えにくいと思うわけですよ。

先ほどやはり西議員がおっしゃられるように出てくる順番だったりとか、考えている中身だったりとかというのがなかなかやはり議論が浅いのかなと、行政側の中で。本当に暮らしている人がどこで困っていて、どういう計画がこの町を潤すのかということが本当に考えられているのかということをおもうわけですよ。

だから、総務課長は前々からそういう声はお聞きしていると、要望はお聞きしているというふうに答えているが、この計画にそこは反映されていないと、当然総合計画でもそれは反映されてこない。笠置町は50%以上が65歳以上という町の中で、どこを軸にしてこのまちづくりを考えていらっしゃるのか、過疎の生き方、過疎が豊かな暮らしができる方法を考えておられるのか、なかなか見えてこないような気がします。

だから、その辺がこの計画の緩さというか、笠置の笠置時間みたいなものが行政の中であるんじゃないのかなということでもちょっと心配しているんですよ。だから、実際ほんまにこの計画が何年後の笠置の過疎を見据えた中でインフラ整備もちろん、教育もちろん、高齢者福祉もちろん、いろいろなものを補っていくのかということは、誰が思いを持って語っていただけるのかというのをすごい思うんですけども、誰かお答えください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

過疎対策全般ですね。学校問題でありますとか、交通の利便性の問題でありますとか、住宅の問題、人口減の問題、高齢化の問題、多様な問題が笠置町には他の自治体よりも数年、

ひょっとしたら10年以上進んで、笠置町に押し寄せているという状況でございます。当然ながら他町村、他の自治体でどのような対策をされておられるのかということや、常にアンテナを張り巡らしながら、どのように進めていったらいいのかということや、考えるわけですが、例えば跨線橋のバリアフリー化というようなことになってきますと、なかなか財源的な問題もあって難しいだろうと。どういう形で今の御質問にあるようなバリアフリー化に対応できるのかということなんです、基本的に町単独事業でやるしかないのかなと。過疎債の活用ということもあるわけですが、そういうことも含めてどの程度の財源が必要で、それはランニングコストがどれぐらいかかってというようなことをきちんと計算し直さないと、御提案もなかなかままならないと。

取りあえず、今起きています事象については、奈良駅等のほうで一度お話をさせてほしいとは思っておりますけれども、全体計画ということになりますと、やはり総合計画の策定ということが必要になってまいります。これは何度もおわび申し上げているわけですが、昨年度からずっと私、策定が計画どおり進むのかということについては、報告を受けておまして、心配しておるわけですが、申し訳ないですけれども、総合計画の策定も遅れているという現状でございます。全般的な過疎対策について、ここに書かれている事柄が全てではないと思っておりますけれども、住民の皆さん、各区の要望等々を聞きながら、一つ一つ確実に要望に答えていきたいなというふうには考えております。

財政的に非常に厳しいわけですが、その辺は職員のみならず一緒にどのようにしていったらいいのか考えて、方向性を見いだしていくしかないのかなというふうには考えています。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕の質問と町長の答えがイコールになっていると思えないんですけれども、議長にお願いです。頼むので、議員がした質問に対しての答弁がなされていないときは、カウントしないか、それともきっちり説明するように、どうぞ促していただきたいと思っております。

それで、今町長がおっしゃられたことがそうであれば、笠置町はなかなか計画をつくるのが苦手なのかなというふうなことも心配しますし、住民が置き去りにされるような計画を策定するのは、本当に議員としても賛成し難いとか、どうやって賛成しようとか、この場に来て、いまだになお悩まないといけない現状にあると。これは本当に二元代表制として物すごく切ないんですよ。前回は申ししておりますとおり、この場でマルかバツか考えなあかんとい

うような現状が起こっているというのは、本当に組織としてきちんと機能が果たされているのか、それともそもそも降って湧いてきたような場当たりの行政になっていないのか、本当に危惧するところなんですけれども、本当にこれで賛否を問われるつもりでしょうか。

この議案にのっている以上、マルかバツか出さないといけないと。スケジュールももうないと。ならば僕がした質問に対しては、誠実に答えていただきたい。どんな思いでこの過疎計画をつくったんですか。バリアフリー化だけの話をしているわけじゃございません。本当に笠置のためになる計画なんですか、どういう思いを持ってつくったんですか。前回計画を出されたときに踏襲的にやっていますと。でも町長が答えると新しいものも入っていますと、どっちやねんと、何がしたいねんと。この町はこの過疎をどうやって楽しんで生きていくんですか。もう答弁要りませんけれども、もうちょっと危機感を持って、この過疎が楽しんで進んでいくようなぐらいの過疎計画の投資をしていってほしいんで、お願いじゃないですけども、肝に銘じていただきたい。これはあまりにも酷過ぎる議案です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この計画は、過疎債を受けるための計画で、この事業計画に掲載していなければ過疎債を受けられないと聞いております。

そこで、各項目の問題点なり、その対策が記載されており、過疎債対象の事業を事業計画に掲載したということですが、町営住宅長寿命化計画に基づく修繕や耐用年数の経過した木造住宅の除去・建替えを促進すると計画ではうたっておりますが、事業計画にはございません。それはなぜなのでしょう。

また、町道について事業計画では町道新設と書かれておりますが、町道改良につきましては3路線、舗装修繕では50路線、その他農道整備に1か所、林道整備に3か所と記載されておりますが、具体的な路線等が決まっているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員もおっしゃっていただきましたように、この計画につきましては、過疎債を借り入れるために必要な額ということをお知らせさせていただきます。

御指摘いただきました公営住宅のほうですけれども、公営住宅につきましてはソフトに係るもの改修とかハードに係るものにつきましては、過疎債の対象となっていないことから、

本文では必要であるとうたっておりますが、事業としては挙げていない、挙げられないものとなっておりますので、その部分は抜いております。ですので、ソフト面で対象となるものにつきましてこちらで挙げさせてもらったということになります。

それから、農道整備とか、林道、町道の整備ですけれども、具体的にこの路線というものが今確定しているものではなく、今後5年間に見込まれるものを何か所あるかというところで挙げさせていただいたというところです。確かに実際にここの改良が必要やという路線も決まっておりますが、町内の63路線の中の何か所かというところで50路線というところで舗装修繕、それから町道の改良につきましては3路線が見込まれるというところで挙げさせていただいております。

この事業計画ですけれども、前回の令和2年度までの計画でもそうだったんですけれども、過疎債の借入に該当する事業、借り入れることになりましたら、本文とこの事業計画を変更というところで、また議会の議決をいただいて、借入れを行ってきたところです。今現在今後5年間の計画につきましては、なかなか確定したものが出来ておりませんので、今後も必要である事業が発生した場合につきましては、また変更をお願いするというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

公営住宅につきましては、ソフト面が過疎の借入れのものだということでおっしゃいましたが、ここの計画に載っているのは町営住宅の耐震化、また住宅のバリアフリー化というのが載っているんですけれども、これはソフト事業なのでしょうか。私にはハード事業としか思えないんですけれども、それで町道につきましては31ページのほうに、具体的な路線が載っているかと思うんですけれども、こういったあたりまた本来住宅という項目の中には、狭い居住スペースであり、現在の生活環境に適していない状況であると現状が記載されておりますので、その点早急に対応すべきじゃないかなと思いますし、また町道につきましても、大型車通行が不可能な未改良路線がほとんどであり、行き止まり路線も多くと現状が記載されております。この31ページに載っている路線がそれに該当するのかなというのが、甚だ疑問に思うわけでございます。緊急車両が通行できるような改良や待避所を設置していただきたいというふうに思います。とにかく住民の声を聞いていただいて、計画を作成すべきでないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育委員会が管理しております施設につきまして、相楽東部広域連合が令和2年度

に作成した長寿命化計画に基づいて改修等を計画的に進める必要があると記載されております。この計画と連合が作成された長寿命化計画との整合性はどのようになっているのでしょうか。この計画では、小学校は校舎、水泳プールや給食室など、施設改修が必要だと書かれておりますし、中学校では校舎や体育館等、施設設備についてさらなる学習環境の充実のため、計画的に改修、整備を行っていく必要があるとされておりますが、事業計画では小学校の事業内容が何も記載されておられませんし、中学校では排水路改修が水泳プールにはプール改修が記載されております。また、児童館をどうされるのかというあたりも具体的な計画が事業計画に記載されておられません。その点、どのようにされるのかお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問答えさせていただきます。

相楽東部連合におきまして、それぞれの学校の長寿命化計画が策定されたところですが、本年度につきましてははまだ連合における計画、どのような計画で進めていくのかという提示がございませんでしたので、今年度要望のありました中学校の排水路の改修というところで、中学校の分は名称を挙げさせていただいております。ほか小学校につきましても、中学校につきましてもですが、連合の計画ができてきた段階で、長寿命化計画に合わせて年次計画のほうを立てられると思いますので、それに即した形でうちのほうのこちらの事業計画の変更ということになるのかなというふうに考えております。

先ほども御質問いただいております道路とか、その他の改修につきましては、見込まれるというところで、こちらのほうで挙げていたものでございます。具体的な名前を記載するというところもございましたが、全体的な計画の一覧の中に入れていくのに、具体的な名称を入れていなかった。入れたほうがよかったのかも分かりませんが、現在出てきております本文のほうにも書いております道路の改修等につきましては、既に計画等も進んでいるところですので、そういうところにつきましては具体的な名称を入れるべきだったのかも分かりませんが、今のところ路線の数というところで総体的に入れさせていただいたというところでございます。

いろいろ不手際が以前の計画の中にも御指摘いただいております、変更、修正ということを行わせていただいておりますが、いろいろと説明不足のところおわび申し上げます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

本来計画の中に、問題点なりその対策ということがうたわれているものでして、過疎債が適用となるようなものは、全てこの事業計画にのせるべきだと思います。この事業計画にのせないということは、全くやらないというような判断ができるかと思いますので、その点またよろしくお願いいたします。

それと、笠置町の公共施設の総合管理計画との整合性はどのようになっているのかということで、中央公民館なり、飛鳥路、東部区、西部区の集会所についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この計画につきましては、本文の中に公共施設総合管理計画との整合というところで記載させていただいているところではあります。中央公民館については、教育委員会が産業振興会館に提案をいたしまして、今後その建物をどうしていくかというところでございますが、総合管理計画につきましては、個別の計画それぞれの建物の計画の管理の計画も必要だということにもなっております。全体の町内に所有する施設につきましては、平成29年に策定いたしました計画をもちまして、全体計画を取っておりますが、今後中央公民館やそれから今現存の集会施設につきましては、何かしら手だて、今後検討を進めていくこととなります。中央公民館につきましては、連合から町の所有に戻っておりまして、今は申し訳ないです。使途といたしましては、倉庫のような活用しかしておりませんが、あそこを建て直すということは、地形的に無理なところがありますので、最終は除去ということになるのかなと思いますけれども、そういうところも含めまして、全体的な総合計画、個別計画というところの作成ということになるのかなと思っております。

すみません。ちょっとお答えになっていなかったら申し訳ないです。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

こういった中央公民館なり飛鳥路、東部、西部区の集会所につきましては、また計画のほうを実施していただきたいと思います。

それで、今回新たに、移住・定住、地域間の交流の促進、人材育成という項目が設けられたということですが、空き家バンク制度を導入しているが、物件の登録が進まないというような現状で、地域おこし協力隊、継続した任用が必要であると書かれております。現状把握

されているのでしょうかと思いますね。私が以前空き家の提供を申し入れましたが、協力隊の方や職員の方が見に来られましたが、その後放置されたままのような状態になっております。こういった状態を把握して、この計画を作成されているのか、その点見解をお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、由本議員の案件につきましては、ちょっと把握しておりませんので、また確認させていただきます。

今、移住定住プラザにおきまして、地域おこし協力隊、それから地域活性化企業人が移住・定住の制度の窓口となっております。そちらで一体的に地域を回ったり、それから以前から行っております申出のあった方、不動産業者の専門業者のほうも入りまして、利用について進めているというところではございますが、そういう不手際といいますか、対応ができていなかったことについてはおわび申し上げます。後ほど事実確認をさせていただきます、早急に内容を把握し、指示したいと思います。申し訳ありません。

今、移住定住プラザのほうに電話のほうも引きまして、鋭意住民さんとのやり取り、それから地域を回っての紹介等をしているところでございますので、地道にやっていく必要もあるかと思いますが、やっていっておりますが、記載しておりますとおり、なかなか新規の登録、また移住・定住につながっていない状況となっております。

今後移住・定住につきましては、施策につきましては大きな目玉といいますか、施策になっていくことと思っておりますので、体制整備等行った上で、実施していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか把握されていないと、私がつかりしたんですけれども、その点またよろしくお願ひしたいと思います。

消防施設についても、積載車の更新しか記載されておられません。計画では新基準に即した装備品や林野火災に対応できる施設整備がうたわれておりますが、事業計画には記載されておられません。私が消防主任させていただいたときに、防火水槽にいたしましても区の役員の方の御協力をいただきまして、そこ防火水槽を設置させていただいたとこの固定資産税を減

免ということで、数基設置をさせていただいたことがございます。こういったことで防火水槽は設置が可能だと思いますが、そのあたりの見解なり、そういった事実は御存じなのか、お伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

防火水槽につきましては、由本議員がおっしゃっていただきましたように、歴代由本議員が事務されていた時代からずっといろいろ継続して取り組んでいただいております。防火水槽につきましては、十分というところではないかもしれませんが、各地区整備いただいたところがございます。制度と申しますか、減免のほうも、事業的にそれぞれの関係機関とまた連携を取りまして、今後増やしていただければ、取り組んでいきたいなというふうに思います。

積載車につきましては、地形的に小型のほうがいいというところもございますので、更新時に合わせまして見直しを行えたらというところで掲載させていただきました。いろいろと御指摘をいただいている中で、計画のほうに十分反映されていないというところは十分承知しております。今後また変更の手續等も出てきましたら、議決のほうもいただくことになるかと思っておりますけれども、本文に書いております全ての事業をなかなか計画書に上げるというところが難しいと申しますか、できておりませんでしたので、これにつきましてはさきに御説明させていただきましたように、事業計画につきましては個別の年次計画等、これからまた立てさせていただきます。御要望にお応えできる範囲で、別個に資料という形で計画のほうをつくっていきなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

最後に、この計画はいつまでに策定する必要があるか、そのタイムリミットはいつかということで、確認しておきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

前回の計画が令和2年度限りとなっております。法律も変わりました。この過疎地域持続的発展計画につきましては、ほとんどの自治体で9月に議決をいただき、国へ報告するという

ことになっております。これができることによりまして、今年度の起債の借入れが可能というふうになっておりますので、できるだけ9月の議会で議決していただくようにと思ひまして、提出させていただきました。

もし、今回スケジュールとか確実に9月末までに国のほうに報告しなさいということではありませんでしたが、起債の借入れのことを考えますと、9月がタイムリミットかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先ほどから行政側の答弁を聞いていると、変更できるから、今回通しておいても大丈夫だよと。都度変更しますよという話にしか聞こえてきません。だからこういうタイミングで出されたのかと、そういう仕事の仕方が常態化しているんじゃないのかと思うんですけども、参与いかようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、今この状況で出したことについては大変御迷惑おかけいたしていることと思います。まず、庁舎の中で十分に話をしながら、時期をもう少し早くという形はあったと思います。ただ、今の状況で私どもが御提案できるのは、こうやって京都府さんにもお願いして、これでという話になった中でのものがございます。ただ、今後は議員おっしゃいますように、ほかの議員もおっしゃっておりますように、そういう形も踏まえて、これを教訓として次のまた計画という形にしたいと思ひます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

参与が言わはるぐらいが今の限界やとは思ひました。感じました。何というんですかね、それじゃ駄目だと思うんですよ。行政側は事業提案してくれて、こういう計画を立ててくれて、都道府県、府と国といろいろな折り合いをつけながら運営されているとは思ひますけれども、僕らの立場ではやはり決定権者として賛否をしないとイケない。そこに対しての説明は一切その事業の中に入っていないように思われるんですね、今の答弁だと。そこが計画つくる時点でこちらもやはり準備しないとイケないし、どんな計画が入っているのか、自分たちがこの先進んでいく町がどのようになっていくところに投資されていくのか、みんなでお考えたいなとか思うわけじゃないですか。今の事業のつくり方、計画のつくり方だと、議

会は置き去りですよ。完全に。なぜこの場において、一度撤回して、またこういう議論をしないといけないのか。本当に住民にとってマイナスですよ。

今、参与が感じておられること、笠置に来てしばらくたつこととは思うんですけども、そこで見えていることがええことも悪いこともあると思うんですよ。その中で、今この答弁しかできないということも、御自身でいろいろ考えていただきたいと思いますし、組織としても議会が置き去りになるような計画を上げ続けていくことは、笠置にとって不利益だと、本当に感じていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） この際、暫時45分まで休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時45分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑はありませんか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

先ほども答弁いただいているので、もう一度質問させていただきますけれども、僕の言っている質問は、こういうスケジューリングになるのであれば、それなりの仕事の仕方とか、議員に対しての説明をやはり持つていくべきだと思うんですよ。議会を置き去りにしたような事業提案、計画実施というものは、住民に不利益になると思うんですけども、執行部のほうはいかがお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、今度のことについてはいろいろ不手際がございました。今後はこういう計画をつくる時は、十分議会の議員の皆様と時間を取り、スケジュール的なものを含めてお話をしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

先ほどの町長の答弁が、僕の質問に対して明確に答えていただけていないと僕は感じたので、もう1回同じような質問をさせていただきますが、これよりも上位にある総合計画が進んでいないというのは、町長はコロナのせいで委員会が開けない、だから遅れているんだと言われましたが、僕そのときの質問は、議会でもコロナ対策してやっているのに何で進んでいないんですかという質問やったと思うんですよ。

笠置町では、希望者に対してワクチンはほとんど終わっています。なのに委員会をやっているとところも産業振興会館の広い部屋を借りています。なのにコロナで委員会が開けないから遅れているというふうにおっしゃりました。ほなら、じゃ総合計画はいつになったら出るんですか、上位計画である総合計画は。これだけ下位の計画が出てくると総合計画は要らんのやないかと、議論も出てきますよ。分かりますか。これだけ出たら、総合計画を全ての計画に合わせていかなあかんことになりますよ。何で遅れているか、明確に教えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございますが、何で遅れてきたかということですが、1つは昨年度のコロナ対応で非常に事務が増えましたということで、何とか今年9月議会までに総合計画を策定しようということで、担当者も努力を続けてきたわけですけども、パブリックコメントに進むまでの基本的な枠組み、骨子というものがなかなか議論できておらずにつくれなかったというのが最大の原因でございます。

今年度に入ってから総合計画について、私のほうからも再三パブリックコメントまでは頑張ってもらいなさいという指示は出しておったわけですけども、いろいろな事務が煩雑な事務がございまして、なかなか進められなかったというのが現状でございます。このことについては言い訳できることではございませんが、昨年度の計画の遅れ、今年度に入ってから事務の遅れというのが出てきておるわけございまして、いつまでにとということになりますと、これは今年度中に何がなんでも総合計画は策定せないかんということになっておりますんで、今後も引き続き頑張ってもらって事務を進めるように、担当課長、担当者等とも相談しながら、事務を進めていくしかないのかなというふうに感じております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ指示を受けているのは参与ですよ。たしか個別の説明を受けたときには、そのときに遅れているのはもう分かっていたわけですよ。遅れていると、いろんな計画が遅れていると。たしか10案件ほどあったとか言うてはったように気がするんですけども、とにかくいろいろな計画が遅れていると。参与を入れて、それを進めていきたい。確かに参与の就任は6月ですけども、指示出している、指示出していると言う割には、委員会の開催の要請も全然かかっていないんですよ、コロナのワクチン接種以降、参与が指示を受けているんで、参与はどのような計画でされているんですか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

私、6月14日から町長から参与の辞令をいただきました。そのときに総計が遅れているという話がございます、そしてそれを前年度より事故繰越しされているということでございました。そして、事故繰越しということは、来年3月で予算は執行できませんので、それに向けてやっていくということでございます。今後も含めて今回の過疎計画の教訓も踏まえてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど他の議員からも質問されている中身も関わりますけれども、お聞きしたいことがあります。

防火水槽の件について、一定整備が進んだので、増やしていけるようであれば、増やしたいというふうな答弁がありましたけれども、これ火事が起きたときに水利がない場所があるのかなのか、それによって防火水槽の必要な箇所というのが決まるはずやと思うんです。先ほどの答弁ですと、もうある程度整備が進んだというふうにも取れる答弁でしたので、その点についてきちっと明確に答えていただきたいということと。

また、先ほど質疑がありましたけれども、何を重点的に置くのかということで、21ページには重点課題ということで書いてあるわけです。でも説明はそういう中身ではなかったと。書いてあるのにもかかわらず、こういうことで重点にやっていくんだという説明ではなくて、違う答弁だったんですけれども、それについても一体どういうふうにご考えておられるのかということがあります。

それから、総計が遅れているというのは、現状あると思うんですけれども、職員がもちろん怠慢をしているとか、どうか、そういう話ではないとは思いますが、例えば総計をつくるまでに会議は何回ぐらい開くべきで、パブリックコメントは何回しなければいけない、今現状何回まで開けていて、例えばオンライン会議や書面決議という形は取れなかったのか、そういうところまで踏み込んでどうだったのかということが具体的に説明になると思うんです。努力いただいて、なかなか議論できていないというのは結果なんですね。原因という場合には、その中で日々の業務がもちろんありますので、例えばこのときにできなかったのか、例えばコロナのことがなければ会議が開けたのか、じゃそのときにオンライン会議に切替えられなかったのか、そういう話もできなかったのかまで含めてきちっと回答するのが具体的な答弁かなというふうには思うわけです。そのあたりのことも含めてきちっ

と答弁すべきじゃないかと。

それから、重ねます。続きますけれども、期限についてですけれども、法律的な要件としては限界があるのか、それとも今回9月だというのは、一般的に自治体がやっている慣例的といいますか、やっていることであって、法律的にはいつまで延ばせるのかというところまでやはり法的なことを含めて回答いただかないと、例えば今言われているのは、この中身が十分じゃないんじゃないかと。じゃ、延ばせないんだろうかと。延ばせないんだったら取りあえず過疎債を借りるために、ある程度は項目として書いてあるので、ゼロよりはいいだろうという判断も出てくるとは思うんですけれども、もし延ばせるのであれば、やはりもうちょっときっちりと議論していいものにしたいということもあると思うんです。なので、その点も含めて、ちょっと質問項目が多いですけれども、答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

まず、防火水槽のほうですけれども、ちょっと数的なところは今把握できておりませんので、また後ほど確認させていただけたらと思います。

防火水槽以外にも消火栓ボックス等もつけておりますので、ここの地区にはないというふうな状況は起こっていないとは思っております。まさにどこの地域でもうちょっとあったほうがいいのかというところがあるかも分かりませんので、そこはすみません、後ほど確認させていただきます。

それから、総合計画の会議の在り方ですけれども、おっしゃっていただきましたように、オンライン会議、Z o o mとか今いろいろなものが出てきておりますので、そういう会議もあったかと思いますが、一つ住民さんの会議といいますか、意見交換会を行い、それをまたそういう場でお返しするというふうになっておりましたので、出席いただいた住民の皆様には、なかなかオンライン会議での一緒での会議というのは難しかったのかなとは思っております。ただ、委員の方々におきましては、オンラインでなくても書面で詳しく説明したものを御提示させていただける場合もあったかと思いますが、以前の創生戦略につきましては、期限的なこともあって、1回、2回書面での会議にさせていただいたこともありましたので、そういう手法が取れていなかったというのは、こちら先ほど町長からありましたコロナ対策の事業にいろいろと手が取られてしまってできなかったというところは、事務的な問題のかなと反省しております。

それから、期限のほうですけれども、この9月議会で議決をいただきましたら、過疎債は1次と2次というのがありまして、最終もあるんですけれども、その1次の協議にのることができるというふうになっております。全体の国として持っている過疎債の総額、まず1次を取って、残りの2次、それから最終というふうになりますので、できるだけ今回協議の場にのることができたらというふうに思い、上げさせていただいた次第です。最悪といいますか、もし、今回協議いただけなかった場合は2次協議ということもありますけれども、その場合は全ての事業が起債の借り入れの対象になるかということ、ちょっと難しいところも出てくるのかなと思いましたので、ちょっと急いだ形での提出というふうになりました。

総合計画につきまして、先ほども違う議員の御質問で変更ありきではないかというふうにおっしゃっていただきました。ありきではないんですけれども、十分な計画の反映ができていなかったというところは、今後事業が出てきたら変更もあり得るというふうなことと思っております。

総合計画につきましては、先ほど参与も答弁いただいたところで、最上位計画でありますので、総合計画ができ、それぞれの計画に落とし込んでいくというのが最適な方法やと思っておりますが、今回事故繰越というふうなことになりまして、総合計画が先に完成しておらなかったということを私事務的なことを進める立場といたしましては、10年の総合計画に対しまして、それぞれの個別の計画の内容を積み上げてきた中で、10年の最上位に係る計画のほうができなければいいなというふうに思っております。

擦り替えたような話に聞こえたら申し訳ないですけれども、これをマイナスとして捉えるのではなくて、それぞれの個々介護保険計画であったり、障害者福祉計画であったり、高齢者の福祉計画、子ども・子育ての計画等、いろいろ個別の計画が出てきております。こういうものを積み上げまして、笠置町としての大きな総合計画というふうにできれば持っていきたいというふうに考えております。

答弁全てお答えできたかちょっと自信がないので、もし漏れておりましたらまた御指摘ください。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

総計についていますと、例えばですけれども、今スケジューリングというのはされているのかどうかですね。9月いっぱいまで緊急事態宣言、もう解除するという方針になりましたけれども、京都府としては一旦21日まで、16の市町村については時短要請等をしてい

くということにもなっています。その中でもし開けないとすれば21日を超えた22日以降じゃなければ会議が開けないということになってくると思うんですが、例えば10月には何回開催して、何月頃にはパブリックコメントをして、これぐらいでできるだろうというスケジューリングが今の段階で組んでいなければ、ますますまたコロナがもしまた拡大してきて、また緊急事態宣言になれば同じことが起きてしまうと。例えば委員についてはオンライン会議にしようとか、対面のほうがもちろんいいんですけども、住民の方についてはアンケート用紙などでとか、形で意見を寄せていただく方式で何とかするとか、具体的に考えていかなければ、いつまでもコロナがどうなるかというのははっきり分からないので、考えておかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それから、期限についていうと、何度も言いますけれども、例えばもう具体的にこの日までだったら何とか間に合うという日ははっきりしていれば、例えば9月議会ということではなくて、もう少しだけいけるのであれば、さらにここで採決の判断になってくると思うんですよ。行政としては今日採決するということが提案されていますけれども、議員としての判断として、もし延ばせるのであれば、中身の充実でぎりぎりまで議論したほうがいいという考えもできるので、本当にぎりぎりの例えば1次募集と言われましたけれども、京都府とはこのスケジューリングなんで、絶対にここまではできていないともうぎりぎり限界ですと。例えば9月というと9月末まで本当にリミットなのか、10月ちょっと入ってもいけるのか、その差があるので、そこまで行政も答えていただければ、場合によってはそこまで行政ももう少し充実のことも含めて丁寧な中身に変える可能性というのが追求できると思うんです。なので、そのあたりも意識持っていただきたいということも含めてお聞きをしています。

それから、先ほど由本議員の住宅の空き家の件の話がありましたけれども、これ以前の議会で既に出ていまして、3か月間、一度話があつて、そういう話があつて、また3か月後に来たという話が出ていたはずなんですよ。その段階で何で対応しないのかという話も出ていたはずなので、なぜいまだに把握されていないということが起きているのか。これは行政として問題意識がきちつとないんじゃないかと。やはりちょっとそれはさすがにおかしいんじゃないかと思うんですけども、やはり問題意識を持っていただいて、これ以前議会の議場で既に議論が出た、話が出たことなので、それはちょっときちつと対応していただきたいと
思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向

出議員の御質問、お答えさせていただきます。

総合計画のスケジュールにつきましては、本来でしたら、この9月議会に提案というところを目標にしていたわけですが、なかなかそれパブリックコメントまでいけず、ずれてきているというところは誠に申し訳ないと思っております。

今委託事業者のほうとメールや電話等々によりまして、打合せを進めております。たたき台といいますか、計画のまず概要、こういう形にしようというところまでの打合せはしております、それを委員さん方に10月には何回というふうな形ではありませんけれども、できるだけそのたたき台が出来上がった時点で、まず委員さんのほうにこういう形で進めていくということをお示しできたらというふうには思っております。

遅くとも今年度中に完成して、御提示させていただかないといけませんので、次の議会なり、遅くとも3月には議決いただかないといけない内容でございますので、できるだけ早い段階で会議のほうとも進めさせていただきたいと思えます。

それから、おっしゃっていただきましたとおり、住民さんへの提示方法につきましても、集会というところにこだわるのではなく、町の広報紙に掲載するとか、そういうところでも対応させていただけたらというふう考えております。

それから、京都府さんとの過疎計画の協議のほうですけれども、以前、前回の本会議の中でも答弁させていただきましたが、京都府との協議は今の段階で昨日、全員協議会でお示した内容で、京都府さんとも再度御提示させていただいております。京都府さんの担当のほうからは、この内容でしたら修正の協議は必要ないというふうにお返事いただいたところで、ただ、大きく変わるようでしたら、再度京都府のほうには協議を申出、再協議いただいて、その回答をもちまして議会開催いただくなり何なりの手続が必要となってきました。その最初の時期、いつまでにしなさい、議決をもらわないといけないというところの府や国からの指示、提示はないわけでありまして、先ほど来御説明させていただいておりますとおり、過疎債の協議につきましては出来上がり次第、できるだけ早い時期にということになってきておりますので、こちら側といたしましても今回の議会に提出させていただいた次第です。

ほかの議員さんからも御指摘いただいておりますとおり、議会のほうにも十分な説明ができていなかったと事前の協議もできていないというところは、大変申し訳ないと思っております。ただ、時間的に厳しいところがございまして、議運での提出をもってそのままとなってしまったところは、誠に申し訳ありませんでした。

それから、さきの由本議員の放置していたことに関してすみません、私のほう把握できていないことでしたがというふうに答弁させていただきました。その後、何の手だてもできていないというところ把握できていなかったの、担当者のほうにもう一度確認させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

スケジュールリングについてですけれども、総合計画の。これは提示をやはり示していただきたいと思うんですよ。いつまでも、年内にということ、早急にというのがありますけれども、やはり予定でもいいので、出していただくということと。先ほど文書というのは要するに可能性としてですよ。できたら対面のほうが言葉で話すのと書くのでは違いが出る可能性もあるので、対面もいけれども、対面ができないときには書面という方法とか、ほかの方法を使ってもできるように、対策をしておくという意味で言っているの、必ず書面でしなきゃいけないとかということ提案しているわけではないんですけれども、そのことも含めてきちっと検討いただいて、今後スケジュールリング、予定でいいので示していただきたいということと。

全般的なことに関わる話なんですけれども、監査のほうでも指摘されていたように、事業が点ではなく、線と面となるようという話がありました。それぞれ議員の立場であったり、行政と私自身の最終目標なり目的は、違いは出る場合もあるとは思いますが、私自身は行政の大きな目的というのは抽象的ですけども、住民の福祉向上ということにつながるということだと思えますね。当然のことではあるんですけども。

その中で例えば鳥獣害対策についていくと、基本的には農業問題という形になっているんですけども、例えば家庭菜園といえ、生きがいや福祉の問題になりますし、移住・定住でも比較的そういうことを親身にされて、引っ越したいと思われる方にとったら移住・定住の政策にも関わる問題があるとは思えます。移住・定住が進めば、交付税がその分措置されたりする面で、財政があったり、もし公営住宅に入られたら、家賃の収入があったりしたり、いろいろしてくる面があると思うんですよ。そうやっていろいろつながってくるという部分があると思うんですね。ただ、これはそういうところまでの有機的なつながりは、特に明確に書いてあるわけじゃないですし、福祉の向上を頂点として、それぞれどういうふうに有機的につながっているかということまでは進んでいないと思います。

そのことも指摘されていますので、今後ちょっと本当にこの点についても意識的にこの事

業とこの事業をこうリンクしてとか、そういうことも含めて内容を改善していくべきだと思います。その点についても答弁いただきたいと思います。

そして、最後になんですが、表の中にはシルバー人材センターの設立は具体的だと思うんですけども、例えば47ページの中段ぐらいですけども、観光イベントと書いてあるものがあったり、かなり抽象的で大ざっぱなくくりになっているものがあるんですけども、こういうふうにした場合にこれに該当すれば、ある程度幅を持たせて過疎債の対象になってくるのかどうかですね。というのは、当然先ほどもありましたけれども、1次募集じゃなくて、その後に修繕でかかってくるとして、事業全体が遅れてくるということもあるので、この内容である程度かなりの部分、ほとんど過疎債の対象条件が漏れない限りは、なってくるのかどうか、そこの点についてはきちっと答弁、確認も含めていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

総合計画のスケジュールにつきましては、どのような形で進めていくのかというところ、提示させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、シルバー人材センター、各項目の内容ですけども、設立につきましては未来づくりセンターも入っていただいた中で、いろいろと今調整をいただいているところで、ちょっと具体的な名称で挙げさせていただきました。

例えば大きな枠組みでの観光イベントであったりとか、それから48ページにあります高齢者支援推進事業というところですけども、この中には観光イベントでしたら、例えば花火、夏まつりでありますとか、さくらまつり、もみじまつりというそういうイベントも含まれております。高齢者の支援、推進事業におきましては、配食サービスであったり、外出支援であったりというふうなところも、大きな事業内容の中に含まれている個別の事業も大きな全体で含まれた中にも出てきているところがございます。先ほどの事業のリンクといいますか、連携につきましても、1つの事業が単発で終わるのではなくて、それが移住・定住につながることであったり、子ども・子育てにつながることであったり、そういうところにつながった中で、進めるべきやというふうに考えております。

1つの事業が単発で終わるというふうな、すみません、繰り返しになりますけれども、終わるのではなく、それぞれの課、これだけの小さなところでありますので、そういうところ連携を取りながら、いろいろな可能性を含めた中で事業を進めていくべきだろうというふう

に思っております。この事業は建設課でないといけない、これは保健福祉課でないといけないというところではなくて、それぞれ連携を取りながらというふうに思っております。

それから、すみません、過疎債の借入れのスケジュールとかのほうになりますけれども、ちょっと今確認できませんでしたので、後ほどお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほどの答弁でもさせていただきましたように、1次につきましては、9月のこの議決をもって借入れが可能なスケジュールというふうになっております。2次の募集につきましては、まだこれからの分になりますので、今回もし御承認いただけなかった場合、いつの時期になるのかとは思いますが、ちょっとそこらも確認させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この議案ですね、一度撤回されて、修正して出していただきました。議会の思いになればいいなと思って、僕の思いを届けさせていただきました。参与から、これからはスケジュールリングを考え、議会を置き去りにしないような事業提案、計画実施を行っていただけると、御答弁いただきましたので、今回はその言葉を信じて賛成したいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

この議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件について賛成の討論をさせていただきます。

上位計画である総合計画は出ていないんですが、総合計画の委員にもなっています、僕は。それは議員の立場で委員をやらせてもらっています。その立場で言わせてもらうと、上位計画の総合計画が出ていない。もし次、上位計画の総合計画が出てくるときには、町長が言わはったように、笠置町過疎地域持続的発展計画に整合性を持たせるように、総合計画をつく

っていくとおっしゃりましたが、その観点からいけば反対です。しかしながら、町民、住民の利益を優先するならば、賛成せざるを得ないというのが僕の思いです。これが議案で出ている以上、僕の中では賛成一択しかありません。この起立は非常に僕にとっては重い起立になります。そのことを行政側は理解して、今後の運営に努めていただきたいと思います。

以上、賛成討論を終わります。

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、議案第33号、笠置町過疎地域持続的発展計画策定の件は原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第2、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 発議第1号、令和3年9月29日、提出者、笠置町議会議員、西昭夫、賛成者、向出健議員、松本俊清議員、由本好史議員、坂本英人議員、田中良三議員。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月29日。

笠置町議会議長、大倉博。

宛先は、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、菅義偉殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、武田良太殿、経済産業大臣、梶山弘志殿、内閣官房長官、加藤勝信殿、経済再生担当大臣、西村康稔殿。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。発議第1号 コロナ禍による厳しい財政事情に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第3、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

5番、坂本議員の発言を許します。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、アフターコロナの観光についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が町の観光も大きな影響が懸念されております。今後の観光施策についてどのようにお考えかお聞きいたします。

まず初めに、町内観光の現状は把握されておりますでしょうか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町内の観光の現状といたしますか、令和元年度と令和2年度の観光入込客数のほうが京都府からの報告もございましたので、それを報告させていただきます。

令和元年度、大きく御承知のことで、夏まつりであったり、鍋フェスタというのは、新型コロナウイルスの影響にもよりまして、実施を見合せております。その関係もございまして、令和元年度の入込客数が約20万人であったものが、今年度は15万6,000人程度となっております。日帰りも宿泊も含めての数となっておりますので、大きな落ち込みというふうに感じております。また、観光消費額につきましても令和元年度に比べまして、全体で約1億円近くの減額となっているところですので。観光入込客数の減少に伴いまして、消費額についても減ってきているというふうに思っております。

また、町内の事業者さんにおきましては、飲食店の方におきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして時短営業を要請され、休業というふうな店舗もございまして。また、ほかの事業所におきましても、かなりの影響を受けて、今後の収入等も現状減ってきているのではないかと感じております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

かなりの影響があるとは思いますが。キャンプ場も閉鎖していますし、一時は笠置山も入山規制もされていたと。だから、今回新型コロナウイルス感染症に伴う交付金も交付されています。やはりその辺の有意義な使い方を考えていかなければいけないという中で、北部区のみこし観覧の事業が実施されましたが、その後どのような現状で、これからの観光につなげていくのか、どのようにお考えでしょうか。お聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

北部区のみこしの観覧につきましては、町長のほうも心配されているところでありまして、北部区の区長さんのほうにも、看板の設置であるとか、展示につきまして御相談といいますか、検討していただいたところです。

うちの地域おこし協力隊のほうが北部区に在住しておりましたので、その協力隊員を通じてユーチューブにアップしたりとかというところを区のほうの区民としての協力体制の中でしているようです。看板につきましても、北部区のほうで設置が済んだというふうに聞いております。

今後ですけれども、また北部区さんのほうとも相談しながら、町のホームページに載せていくであったりとか、観覧方法をどうするかというところを解除にもなるところでありますので、具体的に進めていけたらなというふうに感じております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

僕も先日、北部区の神社のほうを実際に見に行きまして、感じたことなんですけれども、150万円投下されてできた施設と。なかなか観覧用ではないなというようなイメージは正直受けました。というのは、やはり例えば僕らが奈良公園に行ったりとか、東大寺に行つて仏像を見るときには、少し演出がなされていたりとか、ライティングがなされていたりとかすると思うんですけれども、車庫みたいなイメージになっちゃうなと思うことがあったとか、例えば外壁ですよね。表向きはきれいな木の扉がついていると。でも側面はサイディング仕上げやったとかという部分で、ほんまにアフターコロナの観光を見据えてどういうお客さんにどんな見られ方をしたいのかということ素直に思いました。

僕も建設業には携わっていますので、いろいろな材質のもの、格好よく見せるもの、安価なものとかいろいろなことが検討されているのかなと、ちょっと残念な部分とただ、神社は

すごい趣もあって、特に縁側があって、その上にいっぱい絵馬が飾ってあるじゃないですか。あれすごいなと。久しぶりにギンナン拾う以来ですよ。餓鬼の頃以来に行ったような感じなんですけれども、すごいすてきな神社やなど、素直に思いました。やはりその辺のトータルでよくいうブランディングという言葉が観光にもいろいろなサービスにもあると思うんですけれども、何を目的としてあの神社に訪れてもらうのか。訪れたときにどういう価値を持って帰ってもらえるのか、そういうことを考えた中で、今後活かしてほしいなど。本当によかった。

やはり清掃も含めた中でいろいろな形で、町が1回足を踏み込んだやから、責任を持って北部区と関わりながら、あそこの最大価値を高めていく、そういう事業展開をやはり一般質問したときには、聞かせていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も小さな頃からあそこの神社には慣れ親しんだものですので、そういうふうにお褒めいただいたことはすごくうれしく感じます。

おっしゃっていただきましたとおり、見せ方、それから今後の維持管理だけではなく、それをどう広めていくかというところは、十分、北部区さんのほうとも打合せさせていただきたいと思います。

大切な文化財ですので、後世に伝えていくためにも保存も含めいろいろな方にそういう歴史のある絵馬といいますか、飾り物であるとか、そういうふうなものを見ていただけたらと思いますので、できるだけいい形で残るように進めたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

北部区に新しいお店もできまして、にぎわい創出も考えていけるかと思いますが、いろいろなもの、ことを動かして行って、あそこにまた縁日のようなにぎわいができるのかとか、そういう夢のあるような笠置の今までになかった観光みたいなものは考えて行ってほしいなと思っています。

続きまして、河川の占用許可について少しお伺いしたいんですけれども、現在河川の占用許可を受けていますが、国交省かな、土木事務所かな、そこの約束事はあると思うんですけれども、それは適切に守られているのかをお聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の御質問です。笠置町のほうは、国のほうから占用許可を受けまして、河川の活用につきましては、一般社団法人笠置観光協会のほうにお願いしているところです。占用を受ける際に、条件提示といえますか、国のほうと交わしている内容につきましては、河川の十分な維持管理というところですので、それを踏まえまして観光協会のほうとキャンプ場等の河川の適正な維持管理をお願いしているというところですので、もちろん、協定書といえますか、委託契約書のほうも、維持管理業務につきましては交わしているところですので、この業務内容に従って、適正に管理いただいている、また管理に対しての指導も行っているというところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

清潔の保持というものは、その中に含まれておりましたでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

清潔の保持といたしましては、キャンプ場内での収集したごみの処分であったりとか、維持管理、それから河川に入ってきていただく、利用いただく方への指導等が含まれております。ごみの収集等、これが維持管理に当たっている部分かなど。清潔管理という、清掃につきましてはそういうところで賄えているのかなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

今課長がおっしゃった中の内容、それが大前提として、今の現状の河川の取扱いは把握されておられるか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

ごみ処理のことに关しましては、観光協会のほうで処分されているというふうに思っております。それ以外は具体的にちょっと分かりませんが、ごみの処理に关しましては独自でしていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 課長、実際結構たき火跡だったりだとか、そのままバーベキューをして

帰っていくとか、そういう現状があるわけですよ。行政は今観光笠置にごみの処理はお願いしていると。そやけど、実際出されたそういう不法投棄の部分ですね。それに関しては何も約束事がないというふうな感じで、先ほども言ったように町と観光笠置とのそういう契約と、国から占用許可を受けている約束事、これ2つありますよね。この整合性がどこまで担保されているのかというのは、今分かりにくくなっているんですよ。実際に大型連休が重なったとき、行楽シーズンが重なったときには、すごいひどい状況が見受けられる。これはもうよその自治体でもそうですわ。条例をつくった天川村でも条例違反、条例無視した観光客がすごい多いと。それは本当に自分の町にとってマイナスですから、その辺の現状はどういうふうになっているのか。国との約束事で1社との約束事、契約状況、これがどうリンクしているのか、それがあがるのにもかかわらず、できていない現状があるわけですね。僕も実際清掃活動をしていますから、その是正というのはどのように考えているのか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の御質問です。河川の占用許可を受けまして、その許可条件といいますものを委託条件の中には入れております。ただ、おっしゃっていただきましたように、近年のキャンパーの方の利用増加に伴いまして、やはり心ない利用というところちょっと厳しい言い方かもしれませんが、そういう利用が増えているということも聞いております。特に坂本議員のほうもいろいろ清掃に対して御協力いただいていることに感謝申し上げます。

この件に関しましては、担当のほうからも、観光協会のほうには、キャンプ場内のというふうな形にはなっておりますが、ほかのエリア、指定している、委託しているエリアについては十分に監視いただき、清掃なり処分、それからキャンパーの方への指導というところも含めてお願いしているところでございます。なかなか行き届いていないというところが実情かと思えますけれども、キャンパーの方にはルールを守っていただき、数少ない直火が使える河川敷でもありますので、それを禁止ということになりますと、また利用客も減るところもありますが、その利用いただくためには、ルールを守った中で使っていただきたいということを観光協会のほうからは、利用者の方に徹底していただきたいというふうに指導はさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

僕も自分の趣味でキャンプをやっていますので、今はやりのキャンプやったり、はやりの

ルールやったりといろいろなものあるんですけども、直火のキャンプ場のほうが少ないと。直火に価値がある部分とその地域の価値を薄める部分と両方、いいこと悪いことというのがあると。その中で笠置町がどんな町をつくりたいのか、どういうキャンプ場にしたいのか、それに対して一緒にどういう仕事をしてもらえるのか、そういう相談があまりなされていないような現状を使用している部分と、繁忙期過ぎた月曜日に出勤するときに、やはりかというふうに思う部分等があるんですよ。

極論をいったらこれ観光課の問題なのか、住民課の問題なのか、ごみになれば住民課やし、観光になれば観光課の問題やし、これすごい曖昧な部分があるわけじゃないですか。やはり課の垣根を超えた連携も必要やし、それに沿った条例整備やったりとか、町のルール、直火禁止やったら直火禁止にする。みんなたき火台しかできないんですからね。今度直火でしていることを注意できるような環境になると。テントも安価ではないですし、次のキャンパーさんが来たときにはすごい困るわけですよ。そういうことをやはり考えた中で、公共サービスをつくらないといけないと。それを丸投げするようなやり方は、僕はちょっと違うと思うんですけども、現在今どのようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員がおっしゃいましたように、ここの部分は商工観光課やこちらの部分は税住民課やというやり方ではなく、連携を取りながら、ごみのことも清掃管理のことも協力しながらやっていかないといけないと、それはそのとおりでございます。その形で進めていくつもりです。

観光協会に関しましては、担当者のほうと打合せをやったり、町のほうに利用者の方であったりとかで御指摘メールみたいなメールが入ってきた場合は、即対応について観光協会と協議しているところでございます。密な状態で情報共有しながら、利用客の方に喜んでいただけるようなキャンプ場というのが必要やと思っておりますし、先ほど直火の話もいただいておりますけれども、本当に一番いい形でどういうことを望まれているのか、こちらがそれを禁止することで、どのような影響が出るのかということも考えながら、検討を進めていきたいと思っております。

直火に関しましては、ぼやというところも以前に起きているところでもございますし、炭の処理につきましても不十分であったりというところもありましたので、そういうところも含め観光協会と打合せを密にしながら、進めさせていただきたいと思っております。もちろん、税

住民課とも含めた中で打合せさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

端的にキャンプをよくするんで思うし、キャンパーさんのお客さんともよく話すので、直火が好きな方もたくさんいるけれども、笠置に来られている方は大体たき火台です。それこそ直火禁止でいいんじゃないのと、もうそれが今主流になってきているよと。ほな心配事減るからという話もたくさんいただいています。

町がやはりそこはイニシアチブを握って、1社に聞くんやのうて、やはり自分らがどんな観光施策を持って、どんな笠置の使い方をしてほしいということのを投げて、そこからサービスを考えてもらうのは分かるんやけど、入り口がないからすごいぼやけているように思えたりするわけですよ。それこそ世論ばかり聞いて、クレームがあったらクレーム対応、それは違うと、こういうものがつくりたい中に、こういうクレームが来たらこうしようというのが多分本質やと思うんですよ。そこも含めてこの河原の使い方、ブームじゃなくて文化にすると。アウトドアを笠置の文化にすることを目指すような観光施策をひとつ考えないといけないんじゃないのかなとは思っています。

だから、直火禁止も含めた中で、バーベキュー禁止条例も議会の中でも話させていただいていますし、あの条例が今できていれば、前回あった悲しい事故もなかったのかなと、僕は深く反省している部分もあります。笠置として整えておけば守れる命やったりとか、来てくれる客さんというのは絶対あるわけですよ。そこをやはり公共サービスとして観光のまちとうたうんやったら、責任持ってほしいなと思っています。

次の質問に移らせていただきます。

笠置山のボルダリングエリア、京都府からも御支援いただき、実施されておりますが、現状捗状況はいかかなもののでしょうか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

御質問いただきました笠置山のボルダリングエリアですけれども、今年度7月ぐらいでしたか、事業者のほうと打合せを進めております。現在、利用に当たっての消防署であったりとか、それから警察署のほうと安全面での協議を進めているところです。1週間ほど前ですか、現地へ行って、事業者とそれから警察、消防署さんの立会いの下、現場の確認をさせていただいたというところです。

安全確認の計画書みたいなものをつくる必要があるということです、それも早急に進めていただきまして、11月頃にはまずは実証実験で料金設定は適正かとか、そういうところの実験を行いたい。ボルダリングのオンシーズンというんですか、シーズンに入る頃には実験開始というふうに進めていきたいなというところで打合せをしておったところですけども、何月何日からというところ、明確な開始時期は決まっておりませんが、今現在鋭意進めているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

笠置のボルダリングですね、30年以上前から僕らが知らないところで少しずつ大きくなっていった笠置にとってはありがたい観光資源やと思います。それを笠置ROCK!という映画をみんなでつくって、それからいこいの館にお風呂ができてと、1つずつ積み重ねてきて、最終最後エリアが広がると。これで関西一かもしれんというものが笠置にできる可能性が今あると。だから、これもこれまでのプロセスがまあ僕の中で鍋-1があって、これも長いこと続いていると。1つの事業が線になってきて、これが面になっていきそうな成功事例がつかれそうな事業なんじゃないのかなと、期待している事業なんですよね。やはり笠置町としてその部分、何で笠置でボルダリングなのか。ボルダリングをどうしていきたいかというのもしっかり持っていただいて、その専門的にやっているような団体ときっちり笠置のボルダリングというブランディングをしていってほしいのと。

やはり笠置山は、僕は笠置のルーツやと思っているんで、山も同時に愛してもらおう。ボルダリングという競技だけじゃなくて、笠置山がなぜここにあって、全国に6か所か、あるわけですよね。その中でも笠置町の笠置山というのは多くの方にリスペクトいただいていると。その辺のルーツも含めた中で、事業者とともにこれからの笠置山をつくってほしいと思っています。

観光についてですが、広域観光というものが最近ちらほらこの笠置町でも聞こえてきています。広域観光について町はどのような思いなのか、ビジョンなのか、お持ちなのかどうかお聞きしたいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございますが、まず広域観光についてということですが。

これは本年度に入りましても引き続いてお茶の京都DMO等々、それから近隣の自治体の

首長さん、事務方の方々とのお話しを進めているところでして、まずお茶の京都DMOにつきましては、7月2日と9月8日に来町されました。提案している幾つかの観光資源の開発について、先ほど質問出ておりました北部区の三神宮を含む町内の六社巡りについては何とかルート化したいですねというお話をいただいております。

それから、東部連合の関係についてですが、これもそれぞれ文化財をお持ちですので、何らかの枠組みをいっばいつくって、一緒に観光行政を進めたいなということで、首長さんとお話をさせていただいております。

そのほかにも府内では木津川市さんでありますとか、精華町さんでありますとか、その他近隣の市町村さんにも声かけをさせていただいて、いろいろな観光ルートをつくりたいなということでお話しを進めているところでございます。

それから、伊賀市との定住自立圏の関係で8月24日に協議会がございまして、その中で幾つかルートについての提案をさせていただきました。そのことで本日7日、伊賀市の川部観光戦略課長がお見えになりまして、こちらから情報の提供、資料の提供をさせていただいたところでございます。城郭について、それから古墳について、それから現在のJRですが、旧関西鉄道の明治30年開業当時の遺物施設等についてのお話、それから修験道の話でありますとか、木津川の水道の話でありますとか、いろいろな話ができるかなと思っていましたので、そういう話をさせてもらっております。今後、いろいろな枠組みの中で、例えば笠置にございます国津神社、それから笠置山に移築されました笠置明神社そういうものもございまして、いわゆる春日神社を移してやる春日移しというような神社が相楽圏内に10か所ほどございます。近隣の奈良県といたしますか、奈良市の山岳部も入れますともう少しございます。そうしたものもまとめて何らかの形で観光ルート化したいなというふうに考えております。

なかなか笠置町単独でというお話ではございませんので、どのような形で進めていけるのかということもございましてけれども、取りあえず議会終了後、一度、南山城村の観光担当課長にもお話をしに行くということで、村長さんにもお話をさせていただきますので、これからも引き続き広域観光についての情報共有とそれからどのような形で広域観光をやっているのかというようなことのお話を続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

広域観光について、この辺やと宇治市が一番大きく観光人口を持っているのかなと思いま

す。城陽市にはロゴスランドもありますし、笠置とのキャンプ場との連携もできそうな気がしますし、いろいろな周遊ルート、観光ができそうやなと思います。笠置で何ができるんやと、何があるんやというものを町自身、観光課、企画課で整理して、そういう場で絶対にここはぶれないと。うちの観光課ここにあるというものを広域観光の話合いがあるんでしたら、きっちりと思いを届けられるようなものをつくっていただきたいと。

やはりおのおの売りがあると思うんで、そこを加味しながら、うちの町の動線をつくってもらえるような仕組みづくりは、きっちり今のうちに準備しておいてほしいなと。

お茶の京都DMOも協力してくれるでしょうし、その思いもあるでしょうし、そこに笠置の思いをどう組み込めるのか。逆に笠置がイニシアチブを取れる部分がどこにあるのか、大いに議論を重ねていただいて、アフターコロナの観光を充実させていただきたいと思えます。

続いての質問です。人口減少についてお聞きします。

来年度、笠置小学校の全校生徒数が19名、新入生徒が1名の見込みだと、この間、お伺いしました。現状、この小学校の生徒数の問題、問題なのかどうなのかというところも議論しなければいけないのかもしれませんが、この現状をどのようにお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

これ少子化の問題だということですが、現在子供さんが非常に少ないというのは、紛れもない事実でございます。それを逆手に取って、子育て環境をどのように整えていくのかということ、今後保育所の在り方、小・中学校の在り方も含めて関係機関、教育委員会でありますとか、京都府さんとお話をさせていただきながら、子育て環境をどのように整備していくのか、子育て世代にとって、笠置はどんなふうの魅力があるのかというようなことの情報発信をさせていただきたいというふうに考えております。

移住・定住で空き家対策をずっと進めておるわけですが、この件について私のほうにも空き家バンクの登録についての話合い等々がしてきましたという報告も上がっております。ただ、現状を見てみますと、民間での売買、契約が非常に多いということで、民間同士での活用、売買等々が非常に増えてきたということで、空き家バンクの登録がなかなか増えてこないという現状があるのかと思います。現在も引き続いて数件の調査であるとか、話合いをしているということの報告は受けております。

今後できれば若い小さなお子さんを持っているそうした家庭の方が引っ越してこられたの

なら、笠置町として大いに歓迎したいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 僕の質問は、いつも答弁者は担当課長のみで書いているんですが、町長が答えてくださるということは、町長これは答えなあかんと思ってもらった質問やとは思いますが、民民の取引が多いという話なんです、それが何でなんかというところですよ。何でうちの空き家バンクは進まないのかみたいなのところにも問題があるんでしょうし、実際に宇治田原町は物すごくこの辺は力を入れておられまして、担当課もすごい前向きに僕も移住関係で働かさせていただいたこともありますし、熱量を感じました。熱量の差がそういうところに出るのかどうかというのは一概には言えませんが、町が本当にどのように取り組んでいるのかというのが見えにくいところには、行政を伝って移住者が来ないのは、僕当然やと思うんですね。それならば不動産のプロに頼むほうがストレスがないじゃないですか。それを上回るような空き家バンクになったりとか、移住・定住提案施策が組み立てられているような地域でないと、そこは否めないのかなと思います。

前町長ともいろいろ、早川町も行きましたし、東京の移住の事務所にも行きましたし、山村留学の事務所にも行きました。やはり頑張っておられる地域というのは、そこできらきら輝いている人がいるんですよ。それに対してひたむきに、愚直にこつこつ取り組んでおられる方がおると、職員がおると。やはりどういうふうな施策を持って、この町の空き家バンクを動かすとか、移住・定住してもらおうとかというものがないと、教育がどうやとか、住む環境がどうやとか、観光がどうやとか、その1個1個じゃないんですよ、これも。一つ一つはいいものやったとしても、縦割り行政と一緒に見えてこないんですよ、実態が。そこは、ほんまにやんのやったら、しっかりやる。そんな今現在移住・定住や空き家対策、お試し住宅と、ハード整備しましたね。それはどういうふうに稼働しているのか、進捗状況をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問にありました空き家対策、お試し住宅ですけれども、お試し住宅につきましては令和2年度、利用は全くありませんでした。令和3年度も今のところ利用がない状況です。

移住定住プラザにつきましては、地域おこし協力隊と地域活性化起業人がそこで移住・定住の相談窓口を開設しております。まだまだ相談も少ない、自分たちで廻って見つけてくる

という状況が続いております。ここを忙しく動かすためには、いろいろな対策と申しますが、笠置町で住むとこういうメリットがありますよというところなのかなと思っております。

先ほど町長にもありましたように、児童数が少ないことを逆手に取って、手厚い教育、自然環境の中で授業が受けられますよというところも進めていく必要があるのかなというふうに考えておりますが、なかなか行き着かないところで施策がついていけないというふうに感じております。どのようにすべきかというところはなかなか難しいところがありまして、今すぐこれというところの回答ができないところは申し訳ないんですけども、笠置にずっと住んでおりまして、笠置はいいことやと、これは当たり前のことやと思っておりますが、そこをいいと思って来ていただける方にどういうふうになれば、それを見てもらえるかというところから入っていかないといけないのかなというふうに思います。

ちょっと曖昧なお答えで申し訳ないんですけども、なかなか今の状況では対策、それから住宅の活用については、進捗が進んでいないというところになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

これハードを整えるときに、事業計画は立てたんですね。事業計画があるにもかかわらず、進捗がないというのは、僕はあまり分からない。ちょっと理解し難い。先ほども計画を出され、実施計画を組み、その下でやっていくと。笠置町において、ハード整備をあれほど整えたのに、全然稼働実績が上がらないと。それがコロナで忙しいのか、でも違う自治体に行ったら、お試し住宅の需要が増えたとかという事例が出ているわけですよ。コロナのリスクを回避しようと思って、田舎のそういうサービスを使う、制度を使うという人が増えたとか、そういう事例もあるはずやけど、笠置は伸びない。なぜなんだろうと思うわけですよ、はたから見ても。ほんまにそういう施策を真剣に考えているのかというふうなことしか思わないようになってしまいうんですよ。何でそれが進捗してへんのやろうと思うじゃないですか。

お試し住宅で、試して住んでくださいよという施設を造って、そこ稼働ゼロやったら、ほんまにこれからの笠置に住むことって僕ら幸せなのか。生まれること、そもそもこの町で生まれることは幸せなのかと。親として育てることは幸せなのか、みんな自由に住むところも決められるし、育てる環境も選べるし、生まれることだけは決められないんですよ。生まれた僕たちは不幸せなのかと、誰も選んでくれないようなところに住んでいるのかと。僕はそうじゃないと思っているし、今この立場を選ばせていただいていると思うんですよ。

そこで、やはり進捗がないというのは、僕は無責任やと思うんですよ、住んでいる住民に

対しても。ハードを整えて、笠置に住んでくださいよと言い続けてきていないのとちゃうのと。言えていないんちゃうのと。そもそも政策がないんじゃないのと。口ではみんなうまいことを言うんですよ。でも実働を見たときに、僕らにまで伝わってきていないということは、住んでいる人とその政策がつながっていないわけですよ。

町長、新しく住まわれた方はウェルカムやと言うてはりますけれども、ちゃんとほんまにその地域、地域で移住を頑張ってはるところと聞いたら、いろいろなルールをつくったりとか、いろいろな試みを試してはると。それがコロナ禍やからと言うたら本末転倒ですよ。そこは違うはずやから、笠置はコロナの感染者少ないし、コロナから回避する理由として笠置に住む理由というのは1つ考えられるはずやから、ほんまに逆手に取るというのはどういふところなんかという足元からもう1回、組み直してほしいなと思います。

これから人口減少は止まらないんで、人口のパイの奪い合いというのは僕もあまり好きではないし、どちらかというあまり考えていないほうなので、そうではなくて笠置として、一自治体として仲間を増やすというところに関しては、移住施策というのが必要なのかなと思っておりますので、そこは政策をきちんと住民や議会の場で説明できるようなものにしていっていただきたいと思います。

最後の質問です。前回いこいの館運営対策特別委員会で、館内の設備を議会において視察させていただきましたが、かなりの劣化がありました。行政は現状をどのようにお考えか、再開に向けてのスケジューリングはどのようにお考えでしょうか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問ですが、私もこちらに特に6月以降、仮庁舎に来てから、現状のほうじっくりととまではいかないにしても、把握させていただいております。

御指摘いただいているとおり、かなりの劣化もあります。厨房しかり、それから機械、1階のボイラー等機械もそうですし、今現状については本当に建物が建ってからそれこそ20年以上たっておりますので、劣化が激しくなっております。今までも修繕等を行ってきたところではありますが、特に厨房なんかは使わなくなつてからもう2年経過しておりますので、さらにもものついて劣化が進んできているといいますか、使用できないものが増えていくのではないかとこのうふうに心配しております。

現状については見ていただいたとおりのこととなっております。通常、今の状況で使っているところにつきましては、いこいの館の会計年度職員であったり、それから今仮庁舎とし

て利用しておりますので、職員であったり、使う部分については維持管理を行っておりますが、そういうボイラーや厨房については、何も手をつけられないような状況となってきました。現状といたしましては、誠に復活といいますか、通常に戻すところは、何かしら手を入れないと難しいと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 再開に向けてのスケジューリングもまだまだ立たないという答弁なのかなと思います。

もうそろそろ行政側も本腰を入れて、どういう直し方があるのか、ポイントじゃなくて、これすごい言い出したら切りがないぐらい施設があるわけですよ。ぱっと見たら、ああいうタンクがあったりとか、電気の供給設備があったりとか、お湯を流すパイプがあったりとか、配管、モーターいろいろあるわけですよ。天井のしみがったりとか、雨漏りしているのちゅうかとか、いろいろなことを考えなあかんと。でもその優先順位はどうなるのとか、幾らかかるのと。そういうことがみんな気になるわけですよ、ああいうふうにごるっと回ったら。今年度1,800万円予算がついていて、僕ら回ったときには、お風呂場、浴槽とか全然清掃もないし、もう青かびが生えているような状況だったりとか、中途半端に水がたまっている浴槽だったりとか、ちょっとびっくりした。その予算の内訳ですよ。その1,800万円の予算の内訳はいかようになっているのか。清掃とかは、笠置町としては全然考えていないのか、それでも1,800万円かかる施設やと、年間維持管理費が。そこは物すごく気になる、どうなんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員に御指摘いただきました本年度の1,800万円程度に関してですけれども、担当のほうで資料をつくっておきまして、それを今日お渡しできたならなというふうに考えておりましたが、内訳のほうを説明させていただきます。

会計年度任用職員に係る人件費が約四百五、六十万円というところです。機器の維持管理、光熱水費、電話、浄化槽の維持管理、それからエレベーターの点検、消防設備の点検とか、吸収冷温水器の保守点検、こういう点検業務等も含めまして、事務的な経費も含めて約1,800万円を超える経費となりました。清掃等、業者に入っていてというふうな費用は発生しておりませんので、会計年度職員におきまして施設の清掃等はしているところですが、なかなか全体の浴槽であったりとか、掃除にまで手が行き届いていないところでご

ざいます。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 坂本です。

1, 800 万円を使って現状維持ができないとなったら、根本的に開けておいたほうがよかったんじゃないと思うときがあるんですよ。何でかといったら施設が生きているからね、その方が、機器類も含めて。やはりいろいろな薬液使っている機械というのは、止めるとすぐさびて固着するし、デメリットしかないんやなというのも、今回改めて思いましたし、施設がやはり風が通っていなかったら生きていないなど。だから、その1, 800 万円の価値が今あるのか、ないのかということですよ。予算を組んで守ってくれているが、守れているのかと、やはり思ってしまう。だから、清掃が入っていないのか、考えていなかったのか、やらなあかんけど、経費を抑えなあかんかったんかとか、その辺が全くその予算で見えてこないんですよ。そこも難しいなと思っています。

ほんまにやる気があるのと思ってまうんですよ、あの現状を見ちゃうとね。露天風呂にはもう落ち葉がいっぱいでとか、ジャグジーのところは10センチぐらい水がたまっているととか、サウナの扉は傾いていてとか、浴室だけでもそんな状態じゃないですか。外観を見てもやはり劣化しているし、その中でどうやっていくかというのは、町だけじゃちょっとしんどいちゃうのかなと思うわけですよ、端的に。それをコンサル入れて金使えということは、毛頭思わないんで、そこは行政側でしっかり作戦練って、どういう人とつながる、どういう人にサポート願う、そこの人選からきっちりやってほしいなと思います。

委員会も並行して開催していますんで、そこでもしっかり掘った議論というのは、行政としていきたいと思いますんで、今回また新たな宿題を出されたと思いながら、この質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

暫時休憩、13時30分から開会します。

休 憩 午後 0時16分

再 開 午後 1時30分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 7 番議員、西昭夫議員の発言を許します。西議員。

7 番（西 昭夫君） 7 番、西です。通告書に従って質問していきたいと思います。

前回の議会の後、会計年度任用職員の件がね、7月16日付の京都新聞のほうに載りまして、異例の手続という見出しで出ました。これちょっと残念な、町としてはちょっとマイナスな残念な記事にはなるんですが、その後、僕もいろいろ後になって疑問が出てきたので、今回も引き続きその件について改めて質問させていただきたい思います。

前もって言うっておかなければいけないんですが、また参与の名前とか出てくるんですが、参与個人をね、責めたり非難する意図も意思も全くないので、その辺は御理解いただきたいと思います。あくまでも採用過程についてお聞きしていきますので、それでは質問に入らせていただきたいと思います。

会計年度任用職員の相談員の採用過程についてお伺いします。

商工観光の事業に精通した人が必要で先行して採用したとありますが、どのような選考をされたのかお聞かせください。何人ぐらい候補がいて、いつから選考を始めて、いつ決定、採用、最後に解職ということにはなるんですが、その辺のことをよろしくお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問です。手続上の御説明をさせていただきます。

今回の任用職員、4月から来ていただきました任用職員につきましては、面接による選考を行わせていただきました。令和2年4月から制度が導入されましたこの会計年度任用職員ですけれども、うちのほうでは旧の名称で言います嘱託職員、それから臨時職員というものがこの会計年度任用職員に移行したものでございます。これら全て以前から経験もあり、業務にもついているというところで、全ての職員に対して選考、面接による選考で移行したというものであります。

今回の相談員の方につきましても、業務に精通したというところもありましたので、面接による選考という方法を取らせていただきました。4月1日付で任用を開始し、6月14日付で参与として任用されましたので、13日、厳密には金曜日のところで解職というふうなこととなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

面接で採用とあったんですが、ほんなら1人しかいてなかったんですか。例えばこれは誰かの紹介やったんですかね。それとも、本人が応募してきたとか。募集はかけておられないので、誰かの紹介になるんでしょうけれども、その辺はどうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

多分、6月の議会のときの答弁でもありましたと、説明させていただいたことと思いますが、今回につきましては、商工観光課課長不在になるということもあり、業務に精通した方ということもありました。お名前も挙がっておりましたので、紹介となるのか分かりませんが、以前からお名前挙げていただいております現岩木参与のほうにお願いしたというか、選考させていただいたというところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

紹介じゃなければ、こちらから声かけているんですかね。役場のほうから。それは、その経緯はどうなんですか。

（「誰か答えられる人でいいですよ」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

こちらから声をかけさせていただいたということになるのかも分かりません。ちょっと曖昧なお返事、すみません。参与として来ていただきたいというお話がありましたけれども、それが4月1日ではかなわなかったというところでは。

現岩木参与につきましては、木津川市の商工会においても事務局長をされておりましたし、商工観光課に来ていただくには適切であるというところで、職のほう、会計年度でというところでお話をさせていただきました。

こちらのほうは、町長のほうから声かけていただいたと、お声かけいただいたといいますが、会計年度任用職員として来ていただくというところで事務を進めていったというところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうしたら、これ町長の紹介ということでもいいんですかね。町長が選んだ、そして面接して、採用したということでもいいんですかね。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 3月末当時、前商工観光課長が退職されたということで、その後、どういふ形で商工観光の事務を進めていったらいいのかということで非常に悩んでおりました。

そこで、たまたまですけれども、岩木さんとお会いすることがありまして、できればお手伝いいただけないかと。どういう形で来ていただくかというのは、また後で考えましょうということでお話を進めたわけでございます。

一番最初、4月1日時点で、参与として来ていただけるのが一番適切かというふうな判断をしたわけですが、予算措置ができておりませんので、それはかなわなかったと。

商工観光について、ざっと見ていただけますかと。ほかのその事務もいろいろございますが、そうしたこともできれば見ていただきたいということでお越しいただいたという経緯でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、3月の末とは言われましたが、3月議会では、参与の報酬の予算というのは追加議案として上げられていましたが、そもそも参与としては考えておられたわけですよ。3月の議会に入る前には、既にね。予算、財政のほうにも早いうちに参与の報酬を予算に組み入れるようにはたしか言っておられたようなことは聞きました。

ということは、3月末に、何か今急に決めたような発言されましたが、もともとほんだら、取りあえず参与の職は置きたいけれども、誰かまだ決めていなかったみたいな言い方にしか聞こえないんですけれどもね。追加の質問にいきたいんですが、何かそこ引っかかってしまうので、そこをちょっと答えてください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 本人には、前歴のこともございますから、ある程度の処遇はしないといけないということで参与でということで考えておりましたが、予算措置というか、予算の範囲内でしか置けませんので、予算をつけていただくようお願いしたわけですが、否決という形になったので、取りあえず会計年度職員でというお話になったので、それは人事担当、それから前副町長と相談の上でどのようにしていったかという話の中で、会計年度で来てもらったらどうやという結論になったので、それでお願いしたという経緯でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ちょっと僕の聞きたい答えにはなかなかないんで、もうこの質問は飛ばして、もう次の質問いきますが、職員の規定で、採用当時、職名では相談員というのはなかったはずなん

ですね。採用は4月、先ほど課長からありましたが、採用は4月1日で相談員として雇われたはずですが、条例にはないですけれども、規定では職名の一覧というものはあるはずですね。それは、いつ改訂されたんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません。失礼いたします。

相談員の職名ですけれども、4月1日施行で、公布のほうは3月31日付で実施しております。決裁をいただいた上で名称追加というところで、今現在、取扱規程の中で職名を掲載しております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうしたら、4月1日の前には、もう規程は変わっていたということではないんですか。分かりました。

そうしたら、相談員の仕事の内容は何ですか。具体例を挙げてもらえば分かりやすいと思うんですが。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

業務といたしましては、商工、相楽郡広域事務組合でやっております消費生活に関する相談、それから、商工事業所に対する指導、相談、それから今、新型コロナウイルスで時短営業もしていることから、そういう相談の窓口であったり、時短要請されている店舗の確認等もしていただきました。

また、木津川市の職員として培われた経験も、職員の中で相談させていただいたり、商工観光課の中でいろんな相談に乗っていただいていると、事業を進めていただいているというところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） ありがとうございます。

今度は、岩木参与にお聞きしますが、商工観光課の相談員としては、何件ぐらい相談を受けられましたか。また、僕はちょっと相談員の仕事の内容を誤解していたので、ここに、質問では課をまたいだ相談は何件ありましたかというのも入れているんですが、もし課をまたいだような、庁内でのね、職員からの相談があれば、何件あったかもお聞かせください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） ただいまの西議員の4問目の御質問にお答えします。

相談については、商工会より7回ありました。また、外部より、時短要請期間の問合せが何件かありました。それと、創業塾の開催について、問合せが1件ありました。

課をまたいだ相談は、たしか2件か3件だったと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

数件とか、2件か3件あったとはおっしゃられましたが、これというのは書類とかには残っていないんですかね。僕、前もってこれ通告で何件ありましたかというふうに聞いているんですが、そのあやふやな答えになるのはどうしてなのでしょう。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 西議員の再質問にお答えいたします。

商工会より相談があった日は、4月8日、4月13日、4月21日、4月26日、4月30日、5月17日、5月20日の計7回でございます。

そして、課をまたいだ相談ですが、はっきりしておりますのは、総務財政課より、木津川市の決算の表示の仕方と基金の繰替え運用でございます。

それと、時短要請の問合せについては、僕の手帳では2件となっておりますが、それ以外のものもあったかなと思われて、何件かありましたとお答えしました。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

公務員というのは書類主義やと思うんですが、相談を受けたときに書類を残されないこともあるんですかね、相談の内容によっては。だから、それが1件の相談なのか、2件にまたぐものなのかというのが分からへんという、それぐらいのそういう認識でいいんですかね。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 西議員の御質問にお答えいたします。

私の記録の中では残っております。ただ、まとめてそれを上に相談することはしなかった、口頭で相談は、報告はいたしました。それと、情報の共有もしたつもりでございます。

その全てが、全てを書類に残すということをやっていないかどうかという話なんですけれども、全てを公式文書で、この相談の内容は、例えば創業塾を考えておられる方の、御氏名は名のられはられませんでしたがけれども、創業セミナーのこともありましたけれども、報告

は課内でしたつもりでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

必要やから相談員を置かれたという、1件当たりの相談にどのぐらい時間がかかったかというのは、ちょっと僕らのほうでは分からないんですが、在籍当時、相談員として在籍してはったのが2か月少しの間で、この件数というのは多いんですかね、少ないんですかね。何か少ないような気はするんですが、どうなんでしょう。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 西議員の御質問にお答えいたします。

2か月と半月の期間でこの件数が多かったか少なかったかという御質問でございますけれども、比べるものがございませんので、多かったとか少なかったとかの御回答はできないんですけれども、適正であったのかなど。

これから、例えばそれ以降、相談員として残ったらもっと違った数があったと思うんですけれども、4月、5月、6月は少しでしたので、こういう結果になったということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうですね。相談員というのを、僕ももう一つ何が適正かというのがちょっと分からないので、聞いてみたかっただけなんです。

それで、現在相談員が欠員している状態ですが、募集をかけているかどうかをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問ですが、今現在のところ、相談員という名称での募集はかけておりません。

先ほど、相楽郡の広域事務組合における消費生活の相談窓口として参与のお名前で相談員の登録をしておりましたが、参与に移行されてからも、しばらく業務の引継ぎ等もございましたので、そのままちょっと相談、消費生活のほうの登録は続けていただいていたところなんですけれども、今月になりまして、担当というか窓口を外させていただきました。

これからこの業務について、欠員募集をかけていくかにつきましては、新年度になるのかなというふうに今のところは考えております。それまでは、商工観光課の中で窓口として受

け、もちろん参与のほうに相談、内容のほう相談させていただいて、商工観光課のほうの担当のほうから相談内容を返すというふうな体制を取りたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

それやったら、そもそも相談員は必要やったんですかね。たしかというか、商工観光事業に精通した人が必要なので相談員を置いたわけですよね。それで採用したわけですよね。規程変えてまで採用したわけですよね。それが今空きになっていて、今の体制でやっていけるんやったら、そもそも相談員は必要なかったんじゃないかと思うんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません。西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の体制の中でというところではなく、商工会からの相談であったりとかは、職員が受けて、詳しく業務といいますか、商工業に詳しい参与のほうに御相談して、その後また返すというふうにちょっとワンクッション入れております。

商工観光課の体制といたしましても、私が兼務しておりましたり、職員のほうもいろんな業務を持っている関係で、多忙、忙しくしております。参与のほうも、参与として全体を見ていただいている上に、その商工に関する業務も負担いただいているところですので、そもそもいらなかったということではなく、こういうコロナ禍でもあり、商工業者といたしましては相談窓口も必要であるというふうには考えておりますが、今の形といたしましては、先ほども言いましたように、商工観光課の担当が受け、内容について参与のほうと相談した上でまたお返しする。商工会とか、それから事業者さんにお返しするというふうな体制で進めていけたらというふうに思っております。

このことでは、参与については業務以上に商工観光課の業務についても負担がかかっていることとは思いますが、ちょっと御理解いただいて、引き続き商工観光課には関わっていただいているというふうになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうしたら、今は参与がおられるんでいいんですが、じゃ、前年度以前はどういう形でそういう相談とかには対応してはったんですかね。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

昨年度まででありましたら、管理職についても専任でおりましたし、職員のほうもおりましたので、何かしら対応はできていたものと考えております。

ただ、組織的に4月以降、前副町長が事務取扱を持ったり、7月以降は私のほうで兼務をしたりということにもなっておりますので、職員のほうに負担がかかってきたというところもございまして、今、現行のこういう体制を取らせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ちょっと今の前田課長の答弁があったので、ちょっとそれについてまた質問というか、言うんですが、前の副町長が兼務したりとか、今、前田課長が兼務している商工観光課ですが、それは庁内の人事のことですよね。何で副町長が兼務せなあかんかといったら、それ、人事うまいこといっていないからですよ。どう見てもそういうふうには見えないうし、副町長が退任されるの分かっているのに、次の課長も考えていなかったように前田課長が受けたわけですよ。そんなふうには見えないうんですよ。だから、その辺の人事はどう考えてはるのか。

確かに、職員に負担かかるのは僕らもおかしいとは思いますが、そもそも何年前にも、職員の残業時間から見て僕は質問させてもらったんですが、各課の人員が適正かどうかというの聞いていたんですよ。僕らも直接その人事には口は出せないんで、そのぐらいしか言えないんですが、そもそも課長がいなくなるのは分かっているのに、そこをどんなふうと考えてはるのかなと思って。

これ、町長答えてもらって、人事権は町長にあるので、町長答えてもらいたいんですが、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

職員の適正配置でありますとか、管理職の配置ですね。これは、誰をそこへ持って行って、人事異動してということなんです。非常に長年にわたって計画的な人事がこれまでされて来なかったように思います。人事異動の目的自体は、単に誰かそこにはめていくということではなしに、職員を育てていくという、そうした面で非常に重要なことやというふうに私自身は思っています。

今回の人事異動に関しても、今回といいますか、今年の春の人事異動に関しても、取りあえず長期にわたって同じ課にいる人間を動かしてくださいと。できるだけいろんな職場を経験してもらって、全庁的な視野を持った職員を育てていかないといけませんということで人事異動を行うんですが、行ってきたわけですが、なかなか管理職にすぐするという点について、誰を管理職に上げるのかということで、経験年数の問題等々ございまして、管理職に上げる人間の人数を確保できなかったというような経過がございます。非常にそのことについては憂慮しておりまして、来年度の人事については、きちんと管理職を配置した上で、適正な職員配置をしていくということで今から考えておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長がそう言われるなら、でもそれは町長が就任したときには分かっていたことではないんですかね。人が育っていないとか言われるんやったら、それはもう就任したときから分かってたん違うんですかね。

僕が聞いた話では、町長になる前から何か人事のほうにこう、何て言うかな、口出しと言うとちょっと聞こえは悪いですが、前の町長のときにも、人事に対して意見は言っていたように聞いたんですが、そこまで分かっているんやったら、何で就任当時に変えようとされなかったんですかね。町長就任1年目はほとんど人が動いていないようやったと思うんですけども、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいま西議員の御質問にございました一昨年の4月1日時点での人事異動についての御質問です。

4月1日、私が就任した時点で、4月1日の人事異動の内示が決まっておりました。13名やったと思います。普通、新たに首長が出てくるといときは、首長の考え方があって人事異動を行っていくんですが、既に13名、要するに大体4分の1の職員の内示がもう出ておるということで、それ以上の人事異動をするのは非常に難しいと。事業の継続性等々もありまして、これはもう今さら動かせないと。中には新採の方もおられましたから、その新採の方には、それぞれ配属されたその部局で精いっぱい頑張ってくださいというお話をさせていただきました。

本来でしたら、私が思っていたのは、人事異動は暫定的に必要最小限にとどめ、新たな町長が組織機構の改革を含めて6月に異動をかけるというのが通例だというふうに私理解して

おりましたが、4月1日時点でそういった状況になっておったので、一昨年の人事異動はほとんど触れなかった。今年の春の人事異動については、長期に同じ職場にいる者を重点的にとといいますか、優先的に動かさなさいということで、ただそれも全員を一度に動かすというのはなかなか難しいことでありまして、2年ないし3年かけて適正な形にしていかなざるを得ないというのが今の状況でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

確かに就任以降、6月に人事異動をするというのが通例やったんでしょうが、例えばその後、就任以降、半年たってからの10月も人事異動のときやと思うんですが、たしかそのときには1人が異動しただけやったと思うんです。

結局、今年度始まってみたら、課長職に言えば、何か1人に物すごく負担がかかっているようにしか思わないんですけれどもね。そういうのが次の人を育てるためには、誰かに負担かけやなあかんのかなというのは、僕は疑問に思いましたけれども。

これは通告に入っていない質問なので、もうこれ以上しませんが、次の質問です。

参与の採用基準となった専門性についてお聞かせください。

これ、京都新聞とかの記事にもあったんですが、地方公務員法では、臨時または非常勤の顧問や参与には、専門的知識、経験または識見を有するものがつくとなっています。京都新聞、ほかの町長の会見のときでもその専門性には触れられていないということやったんで、今ここで、これ町民も見てはるテレビなんで、町民に対しても説明も兼ねて、ここで参与の専門性をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございます。

町行政の適正かつ効果的な行政運営を図るために、施策に参画し、その処理に当たるといのが参与の職責でございます。その専門性というのは、経験や識見を有する者となっております。

現在の参与の職歴を説明いたしますと、簡単に説明いたしますと、出納室長、それから保健福祉次長で部長、それから生活環境部長、最後は木津川市のマチオモイ部署ということで筆頭部長の職を務められ、その後、人権センターや社会教育課の専門員を経て、木津川市の商工会の事務局長に就任されておられました。それ以前は、加茂町の役場におられたときは、総務課に勤務されておられたりして、町行政のほぼ全域にわたっての専門性といいますか、

経験・知識を有しておられるということで、その経歴についてはあらかじめ、今はおられませんけれども副町長や参与とも相談させてもらった上で採用したいということでお話を進めてまいったわけでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

ありがとうございます。

今の町長の言葉の中に、全てにおいて専門性があるようなことでよかったですか。全て、全部において専門性があるような説明やったんですが、その文言入っていませんでしたか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問でございますが、全てというのがどういう意味なのか、私もちょっと理解し難いんですが、多様な経験されてこられたということだけは事実でございます。

議会においても、答弁しっかりされておられましたし、市政の根幹に関わる政策決定にも参画してこられたということで、遜色ない経歴やというふうなお話をした上でお願いしたということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕の理解がちょっと追いつかないんですかね。もう一つその、専門性なので特に何をこう、いや、こういう経験がある、こういう経験がある、確かにここには知識、経験とかも入ってはいるんですが、何かもう一つ僕には入ってこないの、理解はしたいんですが、多分これ以上言っても答えてはもらえないんでしょうね。いいです、分かりました。ありがとうございます。

次の質問にいきます。集会所の改修工事についてお聞きします。

令和2年度に、コロナの対策で予算がついていた東部区のトイレと飛鳥路区のトイレの改修が今年度に繰越しになったんですが、いまだに工事も行われていないとお聞きしているんですが、どういういきさつなんですか。教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の集会所の件の質問の御回答させていただきます。

東部区集会所と飛鳥路集会所におきましては、今御質問いただいたとおり、トイレ改修工

事費として合計400万円を計上させていただき、令和3年度へ事業繰越しをしたところでございます。

改修に当たりまして、御指摘のとおり令和2年度に着工、完成というところがベストだったんですけども、それぞれいずれも集会所の図面が見つかりませんでして、職員によって測量を行い、図面に起こすというその時間がかかなり必要となりました。

今現在、区長さんとトイレの便器に関しまして、打合せも9月に入って終わりました、今事務的に設置届の準備であったり、それから着工に向けての準備等行っているところであります。

遅れましたこと、職員の業務のところもございますし、そういった図面のところもありまして、できるだけ今年度も早い時期にというふうには思っておりましたが、なかなかその設計等完成できておらなかったところもありまして時間を取られたと、時間を要したというところでございます。

今後は、着工に向けて進めておりますので、できるだけ早く着工、完成というところを目指していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

避難場所としても使う集会所なので、例えば一番集会所を避難場所で使う時期というのが台風シーズン、10月入る、今頃ぐらいまでですかね。16号も今来ていますけれども、10月入って間なしまでは台風シーズン。だから、そのときまで避難場所として使うことが多いので、本来ならこの台風シーズンまでには終わらせていただきたかったなど。そこは残念なんですけど、普段使いからやはり和式ではね、年齢が高くなると和式のトイレではちょっとしんどいという方が多いのでね、できるだけ早くやってもらいたいと思います。

このトイレ改修というのは、町長が直接区を回って聞いてきた案件やお聞きしているんですが、その辺は町民に向けて何か、町長、言うことありますか。遅れたことに対して。

首かしげないでください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

私が直接トイレ改修をお願いされたということではなくて、区からの要望でということ、それをお受けした上での改修ができるかどうかというお話をさせてもらったということでございます。

できるだけ早期のということは私も考えておりますし、コロナの関係でございますとか、いろんな問題もございますので、できるだけ早急に工事に移れるようにというふうには考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕の耳に入るまでには、多少いろいろ尾ひれはひれついて入ってきたんかも分かりませんが、これは僕が聞いた話では、町長が何かないですかみたいなことで回ったときに聞いてきたというふうにお聞きしたんでね、それで質問させてもらったんですが、それに対して、普通にそういうふうにご回答してくれたらいいんですが、いちいち首をかしげてやると、何でやねんとやっぴりなりますよね。別に、僕も町長を批判しているわけではないんでね、何でこういうふうに遅れているのか、何でこんなふうになっているのか、それについて、町民に対してどう説明するんですかということをお聞きしているんですね。それを何か、何言っているのみたいな顔でされると、こっちもね、いらんこと考えなあかんことになってきますよね。それ分かってもらえますよね。ねえ、町長。

（「いいですか、お返事は」と言う者あり）

7番（西 昭夫君） いや、もうせんでもいいですけどもね。いや、こっちも全然見てくれはらへんでね、僕はずっと見ているんですけども。

では、今年度中に終わるということで、これはもう納得させていただきます。それではよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。質問通告に基づいて質問させていただきます。多少前後するところもあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、全体としては5つの問題を上げていますけれども、1つ目の大きな問題として、水道料金の引上げについて質問させていただきます。

笠置町簡易水道経営戦略、令和3年3月付において、料金については、令和4年度に料金改定を検討します、この改定率は、基準外繰入れを職員人件費分のみで、そのほかは水道料金（基準内繰入れを含む）で賄える率として仮定し、投資計画に反映しています。地方債については、交付税措置のある過疎債及び公営企業法適用債等の借入れを検討するというふ

うにあります。

この内容に沿って水道料金を見直すとなると、どれぐらいの引上げになってくるのか、また財政的な効果ですね。どれぐらいのお金が一般会計から繰り入れなくて済むようになってくるのか。もう基準内繰入れは組むと書いていますから、基準外繰入れの部分が減るのかどうか、そのあたりも含めて、この財政効果とどれぐらい引上げになってくるのかについて答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。経営戦略において、令和4年度に料金改定を目指すということでの御質問でございます。

経営戦略におきましては、基準外、議員もおっしゃったように基準外繰入れのうち、特に人件費を除いた部分については、今回の料金の改定に適用させていただきたいなというふうを考えております。

ただ、まだ検討段階ですので、今後の情勢によっても変わってくるかなとは思いますが、今現時点では、大体基本料金の20%ぐらいのアップが考えられております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

それで、今言われたように20%ほどのアップ。もちろん、実際にどうするかは今後の中でのことだと思いますけれども、水道料金の見直しの理由ですね。サイトとかこの経営戦略の中にも触れられてはいますけれども、どういう理由でこの見直しが必要と考えているのか。水道管の耐震化とか、施設の老朽化等とあると思うんですけれども、特に20%という数字については、数字が一定示されましたので、それに対応する料金の値上げの必要性に対応する理由はあると思うんです。そのあたりについても、今現在の段階でどういうことを念頭に置かれているのか。

例えば、全ての老朽化施設について、建設費を全て単純に充てた場合には、なかなかこれだけでは埋まらない溝だというふうには思うんですけれども、そのあたりについて確認をしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、料金改定におきましては、現行の料金収入では水道事業費が賅えておらない状況で

ございます。ゆえに、一般会計から現在繰入金を充てて運営している状況にあり、今後、施設の基盤強化の必要性や経営基盤強化等、総合的に勘案して水道料金の改定が必要であり、また、少しでも企業会計の健全な企業会計を目指す必要があるということで検討をしている段階でございます。

それから、先ほどの料金、今回の検討している内容については、基準外繰入れの部分の起償償還の部分の財源補填の見合い分を料金収入で賄えたらというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほど、財政的効果もお聞きをしたんですけれども、料金の引上げについては約 20% ほどを今のところ数字として挙げられましたけれども、これによって基準外繰入れのどれぐらいの額が、償還分だからそれほどの額じゃないのではないかと思います、その数字についてもお答えいただきたいと思うんですけれども、その数字の答えと、それでその全体として、当然これ水道料金の引上げによってね、いろんな施設の設備であったり、いろんなことを賄うのを限界がそもそもあるんだというふうに思います。思っているんですが、そのあたりの見解ですね。

今は償還部分に充てるということだけだったんですが、老朽化等々も、施設の基盤強化等も言われましたけれども、これ、今後その発想でいくと、どんどん水道料金値上げ、引上げしていかないといけないという話が出てきそうなんです、あくまでちょっとでもという話の中で出だしているのか、そうじゃなくて将来的にこういう、水道、当然老朽化してきて様々な配管のやりかえ等、耐震化もあると思うんですけれども、さらには基盤強化ということで新たな施設についての費用等々も見えていかないといけなくなったときに、今の話ですと、償還分だけ取りあえず少しでもというふうに答弁としては聞こえましたけれども、そういうふうな一時的なものに留まる予定なのか。そうじゃなくて、あくまでそうした施設等々のことがあるので、取りあえず一段階目としてやろうとされているのか。そういう大きな見通しも含めて答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

金額、先ほど申し上げました金額を上げた場合の効果ということで、約 320 万円ほどの年間増加見込額を考えております。

それから、議員おっしゃるように、水道施設については、やはり今後、管路の改修であったり、浄水場の水道施設の改修、それから施設の耐震化等、いろいろとやっていかなければならない必要性があります。それらを全て今の基準外繰入れをなくすというような形になると、やはり今の倍以上の料金を頂かなければならないというふうなこともあります。

それは現実的ではないので、まず、基準外繰入れの、それも起債償還については料金のほうで賄わせていただいて、また、人件費見合い分については一般会計のほうからの繰入れというような形で、引き続きお願いしたいなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） それで、時期についても上げさせていただいていますので確認しますが、水道料金、令和4年度からということになりますと、手続的には、年内には条例等々の話もあるのかなというふうな想定もあるんですが、この検討というのは令和4年4月1日からという考え方なのか、令和4年度中という考え方なのか、その時期についてもお聞きをしたいと思いますが、それと加えまして、今、最終的にそういう施設等々もあって、取りあえず今の分だけやるということでしたけれども、全てやれば水道料倍だから、それはさすがに無理だろうという判断をされていると思うんですけども、ただ、やはりこういう水道料金の引上げがね、要するには今の様々な費用について十分賄えていない中で、給水人口の減少もあって上げざるを得ないという立場だと思うんですよ。

だけれども、今言ったように、財政効果で言ったらゼロとは言いませんが、320万円がどれほどの効果なのか。それとともに、一般住民に対しては絶対額としては少ないように見えますけれども、例えば年金収入80万円以下、120万円以下とかでね、他の制度では減免制度があったり、いろいろあったりする中で、水道料金については、特別に減免制度が、以前は一部ありましたけれども、なくなったところで、本当にこれ住民負担として適正なのか、上げることがね。どういったふうな考えをお持ちなのか、そのことも含めてちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

実施時期につきましては、経営戦略に書かせていただいているとおり令和4年4月1日からというふうに今検討しております。

ただし、こういう情勢下でありますので、情勢を見極めて時期を判断は必要なのかなというふうに考えております。

また、水道料金の値上げにつきましては、やはり水道事業についてはライフライン、住民にとってはなくてはならないものであるため、やっぱりそれを安定的に供給維持するためには、一定受益者負担というわけではないですけども、水道料金の見直しは必要なのかなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

現在、公営企業会計等々、そういう公営企業会計法等に基づいて、あくまで独立採算という建前もあってやっているということなんですけれどもね。これは国、法の制度の枠組みの中なので、自治体としての裁量権というのはかなり限定されている部分があるとは思いますが。

しかしですけども、今言ったように水道料を値上げしないといけないと。しかも一律的な引上げになりますので、そういう低所得者対策等含めて、そういうところには一切配慮が行われないと。だけれども、一方、施設の老朽化は進むと。この枠組み自体、つまり水道料金によって基本的に賄うという枠組み自体が無理があるのではないかと。

水道法の第 1 条ですね。大本になる法律においては、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り」ともあるんですね。維持するためなら高くてもいいんだじゃなくて、大本の水道法によりますけれども、低廉という表現もあるわけです。

だから、これをこうした中で料金を上げていくという考え方が本当に適切なのかどうか。このことを今の枠組みはありますけれども、本当に検討してね、例えば国・府、国が一番大きいわけですけども、この枠組みで本当にいいのか。これで本当に住民負担、生活に影響を与えない形で、水道の施設等々、安定的な供給も大事なことですけども、清潔で安定的な供給をしていくこういう制度として、ずっとこのままでいいのか。それとも、やっぱり見直していくのかというのは、町としての立場としては、検討したり考え直すということはあると思うんですよ。制度の枠組みの中で取りあえずやるという方向性とかはあるにしても、一定本当にこのままでいいのかと。このまま行ったら単純に水道料どんどん上げるしか方策がなくなってしまうわけですね、どう見ても。それでいいのか。そういうことについて、少しばかりでも検討して、知恵を絞って、そうじゃない方向性を出していくべきなんじゃないかというふうに思っています。

それで、もう一つなんですけど、今、新型コロナの中で、水道減免行っている自治体も、限定的に時期を限ってですけどももあるわけですね。また、多少減る傾向が最近出てきている

面もありますけれども、完全に収束するといった状況はない中で令和4年度というふうに書いていますけれども、そのことも配慮いただいてね、時期はやっぱりよくよく、新型コロナウイルスの感染症の拡大で生活に影響を受けている方もおられるので、ぜひその点については検討項目として意識いただきたいんですけれども、ちょっと多岐に渡りましたけれども、以上のことを答弁求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） 失礼します。ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。ちょっとなかなか多岐に渡るので、漏れておりましたら申し訳ございません。

まず、議員おっしゃるように企業会計ですので、独立採算制というのは原則であります。それで当町の場合については、料金回収率について、現行の料金収入では事業費は賄えておらないので、今回、そういった経営戦略の中で委員さんにも御意見をいただきながら、経営戦略のほうを作成したというところでございます。

それから、料金問題といえますか、水道施設の老朽化であったりという問題は、もう全国どこでも、どの自治体も同じようなことで、今現在は、京都府がというか、広域化や広域連携というのが進められているところで、現在、笠置町も京都府が策定した京都府の水道ブランドデザインに基づいて、広域化についていろいろ一緒にやって検討させていただいているというような状況でございます。

また、その時期については、先ほども申したようにこういった状況下でございますので、情勢を見極めながら判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

私が言いたいのは、要するに今後進めていけば、このやり方では、水道料金倍に引上げるのは現実的じゃないと言うんだけれども、徐々に徐々に引上げていく方向がやっぱりどうしても出てくるんじゃないかと。ですから、財政的な支援を国に求めるやり方、また、この公営企業会計に基づく考え方じゃなくて、税金で投入をして充てていくというのも実際やっていますし、ゼロにするとは言っていないけれども、ここの強化をしていかないと、要するに受益者負担ということで、利用者にとにかくその方の収入状態を関係なく、利用したら一定は払わなければいけないという制度のままでもいいのかということが私の疑問点であり、やっぱり町として、課題として正面に意識的に据えていかないと、今後の動きとして今のうちに検討して考えていかなければ、結局どンドン月日がたてばたつほど、そうした問題

が現実的に料金引上げざるを得ないということに直面するということになってくると思うんです。その中で、広域化も言われましたけれどもね、例えば広域化でそうした引上げが大分抑えられるというのかなり無理のある話だというふうに思います。

なので、今の段階でこの全体の在り方ですね。水道料、水道が水道料金によって基本賄われるという枠組み自体について、一定ね、在り方を考える。そして、財政的な問題をどのようにして、水道料金の引上げという形じゃなくて賄っていけばいいのかを検討するということが必要だと思うんです。そこについて、もう少し考えがあったり、どう思われているのか。

先ほどから独立採算制だと、それは制度の話だと思うんですよ。今の枠組みはそうです。誰が聞いたってそういう制度になっています。だけれども、町としての考えとしてね、それでいいんだと、もうずっとそれでいくんだということなのか、今はそうだけれども、この枠組みは限界があるんじゃないかと思われているのか、全くそういう意識は持たれていないのか。少なくともその点についての認識については、現段階でお聞きをしておきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

枠組みであったりとか、いろいろ御質問いただいているんですけども、町としても、その全てを税金で賄うというようなことは思っておらなくて、一般会計からも一定の繰入金を受けてやっておるということは、企業会計の財政支援をしているということですので、そこは御理解いただきたいと思います。

それから、やっぱり先ほども申したように老朽化とか耐震化等、いろいろな問題がある中で、やっぱり今、国や府のほうで、先ほども言うた広域化等の検討がなされています。京都府下においても、京都府3つの地域に分けて、その中での検討がなされている中ですので、その中でもそういった広域化を進める中で、料金というかそういう施設改修とかのものが抑えられるのかなというふうには考えております。

町としても、ただ単に料金を上げるだけではなく、今までも職員のほうでできる維持修繕のほうには職員が対応してきたりとか、外注せずに職員が行うことで経費節減に努めてまいりましたし、広域連携でいえば、今年度は3町村での水道施設台帳の共同発注ということで進めたりということでの一定の経費節減にも努めておりますので、御理解いただけたらと思います。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この問題は、そもそも税制の問題、いわゆる保険料等の問題、負担の在り方とかも含めた全体のレベルの大きな話もあるというふうに考えております。なので、当町だけで簡単に解決できる問題だというふうには考えていません。

私自身も国や府にも対していろんな要望をしていますけれども、今後、税制の在り方、水道の在り方については、要望を含めて本当に見直しを求めていく、そういう活動も強めていきたいと考えています。

ただ、今経費の削減の努力も言われましたけれども、そういう努力は分かるんですよ。やっていることも知っていますし、一般会計からの繰入れも一定やっていますし、もっと本当なら過去にもっと引上げの可能性のそういうときもあったけれども、上げずにいったときもありますし、やっていることは分かっているわけです。ただ、この枠組みではやっぱり限界があるから、やっぱり見直したほうがいいというのが趣旨なので、そこはこの質問の意図を逆に分かっていただきたいと思うんです。

それだけでできるのであれば、それでやればいいんですけども、それでは限界があるというのがはっきりしているのも、もっと負担能力に応じたね、料金という形がいいのかですが、そういう形のものにしていくべきなんじゃないかというふうに考えているわけです。

この問題については、時間の関係もありますので終わりにしまして、次の2つ目にいきたいと思います。

2つ目はコロナ対策の問題です。

コロナの様々な支援策等が、国・府等、町も含めて行われていますけれども、少し前に1件、いわゆるCO₂のセンサーを持っている方ですね。京都府には、そういう場合、登録して認められた場合、協力金、毎日の報告があるんですけども、定額でもらえるというのがあるんですが、どうもそれを知らないでしょうかとお聞きしたところね、いや、知りません、聞いていませんと言われたことが実際ありました。その方は、役場ともほかの件でも話、ほかの支援金のね、コロナの問題での話もされていた中で伝わっていなかったみたいなので、その周知についてちょっといろいろ気になることがありました。

特に、商工会員の場合は、商工会通じてという、いろいろやっていると思うんですが、商工会員以外のところも含めて、やっぱり制度を分かりやすく伝える工夫がいます。その点で、今どういう周知が行われて、現にこういうことがありましたけれども、丁寧な周知、どういうことが必要になってくるか。課題として考えておられることがあれば、答弁を

求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問の周知の方法ですけれども、商工会、向出議員もおっしゃっていただきましたように商工会の会員さんにつきましては、支援につきましては、商工会を通じてお知らせいただいたりしております。

昨年度、令和2年度に行いました応援給付金に関しましても、町の事業ではありますけれども、商工会を通じてお知らせいただいたところです。

商工会に加入されておられない事業者につきましては、こちらで把握しておられる分、直接通知をさせていただいたところですが、それでも漏れておられる場合につきましては、ホームページなり、広報、防災無線なりで、町内の方に対してお知らせをさせていただいております。

今、向出議員がおっしゃいましたCO₂のセンサーの件につきましては、どちらもお知らせの枠にお知らせできていなかったということがございますので、今後、こういう取組をする場合、ホームページだけではなく、特に商工会を通じた中で現在もやっておりますが、さらに漏れないかというところを確認しながら周知に努めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

コロナ、いろいろ時短要請等も繰り返されたり、いろいろあって、制度がいろいろできたり、すぐ期限が来てしまって終わっていたりということで、なかなかややこしいと思うんですけれども、そのためにやっぱり行政という役割を發揮する、一番大事な役割があるのかなと思います。

そこで、今言われたように全般的な制度ですね。ちょっと問合せ、私自身も問合せでね、この制度どうなっていますかと聞かれることがあります。実際調べますが、かなり結構込み入っていたり、一体これとこれは同時に受けられるのかとか分かりにくい問題もすごくありました。今言われたように、ちょっと制度が抜けているものもないように、やっぱりきちっと本当にね、全般的にやっぱりこういう制度を紹介しないと、抜けてしまって、そこでちょうど対象になっていたのが漏れてしまうということが現にちょっと相談としてはありましたので、お願いしたいと思っております。

それで、ちょっと質問が前後しますが、事業者への直接給付ですね。さっき、今お話しあ

ったように、応援臨時給付金については上乘せ給付等々、町もやったかなと思うんですが、いわゆる持続化給付金ですね。持続化給付金については、所得要件が減収50万円以上という結構大きなところがあって、それに満たないけれども、以前も言いましたが、満たないけれどもやっぱり減収になったところについて、定額的な給付ではなかなか追いついていない部分があるんじゃないかと思うんです。

その上で、やっぱり実態把握、以前かなり質問させていただいて、進んだ面もあるというふうにお聞きしましたがけれども、やっぱりその減収を補填するというのが大きな目的だと思うんですよ。こういういろんな給付金というのは、基本的に。なので、その減収の状態を把握されて、やはり減収分についてはきちっと補填がされるところまで支援がいくように、さらに給付考えていくということも必要なんじゃないかと思います。

他の自治体では、もう少し給付やっている自治体もあつたりするわけですけども、そのあたりどうなのかということと、あと、ばらまきという表現が使われてね、以前に。あんまりしないという趣旨のことも言われたんですが、5,000円の個人給付はされた。それは、マスク購入費相当とインフルエンザの予防注射相当という計算の下されたんですが、今現在もコロナが続いており、やっぱりマスクの購入がちょっと続いていると。特別な費用になっていると、負担になっているということもありますので、そのあたりも含めて、事業者、住民に対しての直接給付というのは考えていかれないのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の事業者向けの給付のことについてお話させていただきます。

令和2年度の事業継続の応援給付金につきましては、1事業所当たり35万円で町のほうから直接給付させていただいております。京都府からの支給に加え、町からも飲食店向けではありますけれども、そちらの増加の給付といたしますかね、追加の給付も予算化させていただき、実施したところです。

令和3年度につきましては、キャッシュレス決済の導入費用についての助成であつたり、それから商工会発行のプレミアム商品券、この付加金を令和2年度は増額したりというふうには、直接の給付ではないですけども、事業所を応援するという意味で、別建ての給付をさせていただいたところです。

継続的に減収の状況に対して、事業者に対する支援というところも御理解させていただいておりますが、京都府の制度の利用をいただき、町の応援給付金につきましては52事業

所もやっぱり申請もあったところですので、今後の事業者支援に向けての給付については、また検討を、今年度の事業については検討させていただきたいと思います。

個人給付につきましては、昨年度、保健福祉課のほうが窓口となって事業を実施しておりますので、ちょっとそちらのほうで、担当課長のほうから説明させていただくと思っております。

今年度の事業者向けにつきましては、今まだキャッシュレス決済の導入費用の助成という形で表れているだけですけれども、ちょっと先ほど言いましたように、どのような支援ができるのか、また周知させていただくというところで、京都府の支援をどんどん使えるような状況にあるのかということもお知らせさせて、調べさせていただきたいと思います。

事業者さんといたしましては、収入の減収等によりまして、税金の免除であったり、減免であったりという申出もあるかと思っておりますので、そういうところも含めて考えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

5,000円の直接給付でございますが、今年の1月に1人当たり5,000円という形で給付させていただきました。議員もおっしゃっていただきましたように、マスク、感染対策に対する費用といたしまして、あとインフルエンザ等に充てていただきたいという形で5,000円の給付をさせていただいたところでございます。

それ以外につきましては、児童手当の町独自で上乘せ等の給付もさせていただいたところでございますけれども、今後につきましては、そういった形の住民皆様方に対する直接給付というところにつきましては、現在のところも予定はしていないというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

すみません。応援給付金の件は、ちょっと正確じゃなくて、いわゆる休業補償について上乘せ給付されたかなと思うんですが、ちょっとすみません、正確じゃなければ訂正していただいたらいいんですが、すみません、少し間違えました。訂正させていただきます。

それで今、事業所についてはちょっと検討していくということだったんですけれども、個人給付についてもしないという予定だけれども、ちょっと今後また情勢見て、やっぱり検討

することもあり得るんじゃないかと。せっかく少しでもということで、そういう形で出した経緯がありますから、その趣旨から考えますと、またどうなっていくか分からない中でね、検討いただきたいと思います。

この点と、それと、抗原キットの常備についてなんですが、今現在、保育所、学校等、国のほうからということで、一定申請をして一定支給があるということになっています。

ところが、これは定期的な検査用ということではなくて、一定症状が見られた等のときに、使用が限定されているということなんですけれども、これ自体もそうなんです、抗原キットは、感度の問題ではPCR検査よりはどうしても劣るところがあつて、実際陽性でも陰性になってしまうことは当然あるんですけれどもね、やっぱり比較的PCR検査に比べて経費的にも安く済むと。これを用いて、少なくとも今学校のほう等にはそういう形で一定配布されるようになってきていますので、もっと検査に使えるようにね。定期的な検査に使えるように改善をしたり、求めていくことも必要だと思いますし、特に、できれば全住民がいいわけなんですけれども、そういう多くの方が関わるような、職員も含めてできたら、安心安全がより担保されていくんじゃないかと思うんです。

その点については、どういう考えをお持ちなのか、どうされていこうとされていますかということをお聞きしたいと思います。先ほどの件と併せて、答弁をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給付金の件ですが、今後の状況、経済の状況等を考えながら、また必要であれば、私ができるできないとはちょっと言えないですけれども、検討していきたいなということで思っております。

また、抗原検査キットの件でございますが、保育所等につきましては配布されるということで、まだ実際には来ておりませんが、9月下旬以降に配布されるというところで、国のほうからなっております。

常備はどうですかというところでございますが、今現在、町内の感染状況につきましては拡大しているといった状況ではないということと、また、住民の方、また役場職員につきましては、希望する方につきましては一定ワクチン接種も終わっているというところで、今現在、キットの常備する予定はしておりませんが、今後の感染状況等を見ながら、特に保育所の職員ですと、子供はワクチン打てないということもございます。また、包括支援

センターの職員等は、重症化リスクがございます高齢者と関わる機会が多いというところもございますので、今後の状況を見ながら、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

時間の都合もありますので、一部割愛して、次の質問に移りたいと思います。

災害対策について、避難所の問題です。

最大浸水が見直され、かなり浸水想定域が高くなりました。以前、避難所を高くすることについては、財政的なこともあって、特にするという答弁ではありませんでしたけれども、避難所自体を高くするという、そういう考え方はあるのか。

もう一つは、台風など事前に被害が予想されたり、災害が予想される場合については、他の市町村とも事前に協定等結んで、他の自治体に避難するということもあるのではないかと。そうした方向性、広域避難ということになりますが、それについてどのようにお考えか、答弁をいただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の避難所に関する御質問ですけれども、前回の回答同様、避難所を一段高くするところ、やはり財政的に厳しいので、今のところは考えておりません。

そういうこともありまして、今、相楽東部3町村、和東町さん、南山城村さんと連携しながら、災害協定を結ぶ準備を進めております。災害時の食料の調達であったり、避難場所の共同利用とかということも今進めているところです。今後、もうちょっと広げまして、木津川市さんであったり、定住自立圏形成しております伊賀市さんとも話を進めるよう、町長のほうから指示いただいているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

特にお聞きしたいのは、やっぱり特に村であれば、地理的な関係も近い部分があつて、要するに浸水害の想定域が見直されたこともあり、見直される前も結局は避難所としては水につかってしまうという問題は同じようにあつたわけですけれども、特に事前予測ができる場合、先ほども言いましたけれども、台風とか、大雨がもう警報がはっきり事前に出ている場合とかですね。避難をするということ、それも安全な場所じゃなかったら、同じようにつか

る場所に避難していたんでは当然意味がありませんので、先ほど言った3町村の中でね、そうやって浸水がしない、十分にほかの住民も受けられるような施設を避難所としてお持ちの自治体が実際あるのかどうか、そのことも答弁いただきたいと思います。

それと、災害の問題は、ちょっと課題はたくさんあるんですけども、ちょっとある程度絞って今回は上げさせていただいていますが、以前もお聞きしたんですが、なかなか救急車が入れないような場所も道もたくさんある中で、大人の方が力を使って運ぶというやり方もあるわけですけども、そうじゃなくて、機械的な搬送、楽に無理なく搬送できる方法等も考えていかないといけないんじゃないかというふうに思います。そういう対策はどうされていくのか。

それから、以前、柳生方面に向かうのり面のところにちょっと擁壁がありましてね、ひびが入っていて押し出されているということで、ちょっと土木事務所のほうに連絡を取りまして、これはかなり前の話ですけども、対応いただきたいということでしたんです。ところが、しばらくたっても連絡がないまま、月日がたちまして、それでどうなっていますかということで、これ早急にしてもらわないと困りますということで、取りあえずの簡易的な作業はされました。

こういう件があつて、ちょっと気になりますのが、その擁壁等されている箇所の点検の土木事務所の頻度とか、本当にきちっとできているのか。町としてはね、土木事務所がどういうふうに確認をされて、安全は十分にできていると考えておられるのか、どのように把握されているのか。

また、レッドゾーン等も、今回災害マップを出されて、レッドゾーン等々も図示されましたけれども、その中で、そういう場所で擁壁が必要な場所等々がないのかどうか。そのあたりについて、町として把握されている現状についてお聞きをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問にありました避難所関係ですけども、福祉避難所といいますか、要支援の必要な方につきましては、町内でしたら、つむぎてらすであったりというところを使うようにはしておりますが、先ほどおっしゃいました広域的にというところでは、山城病院であったり、それからわらくさんであったりというところと連携を取りながら、デイサービス、ショートステイ等々、確かに台風の進路を予測される場合でありましたら、ケアマネージャー等を通じまして連携取っていただけたらというふうに考えております。

台風の進路によりましては、笠置町、南山城村さん、和束町さん、どこにいても同じような被害が想定されるというところもございますが、より安全な施設なり避難所として使えるというところを、3町村で今後といいますか、その協定によりまして相互利用が可能やというふうになりますので、使わせていただけたらというふうに思います。

それから、要避難者の分につきましては、今、本年度に入りましてから担当による研修会とか、京都府からの会議等もございまして、保健福祉課の担当のほうとも一緒に、うちの担当者と会議に出席したりしております。

今後、その避難者に関しましてのタイムラインであったり、入れないところ、消防署の方におきましては、救急車等入れない場合は、もう担架を担いででも行くんやというふうにお話はいただいておりますけれども、より安全なというところで、どのような避難経路なり救出経路があるのかというところは、消防署さんとも検討といいますか、見て確認していただかないといけないところかなと思っております。

なかなかハード面でこうしていくというところが打ち出せない中でございますので、できる限りそういう御心配というか、配慮が必要な方につきましては、包括支援センターや消防団の方と併せながら御支援させていただきたいというふうに思っております。

それから、御質問いただきましたのり面対策については、建設産業課のほうからお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

のり面の点検ということで、山城南土木事務所のほうが定期的にパトロール等を実施をされております。また、議員おっしゃるようなことがありましたら、町のほうにも情報提供いただけたら、町からもまた山城南土木事務所のほうにも連絡させていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するに浸水域を除くと、ほかにも問題が起きる場合はあるんですが、土石流が起こった場合はもうとてつもなく対応が難しくなってくると思うんですけどもね。それ以外の通常時の避難所であれば、一定、備蓄品等の問題等も、ほかのこともありますけれども、避難所として使える場所はあると思うんですよ。特に、浸水した場合につかるという想定があるのでね。だから浸水域に絞って、町内では難しいと、だから広域的に考えなければいけないん

じゃないかと。それで3町村だけで賄えないんだったら、さらに考えないといけないじゃないかということなんです。その点については、検討課題として、本当に意識持ってやっていただきたいなと思います。

そうしましたら、残り時間が少なくなりましたので、次の質問に移りたいと思います。

4つ目に鳥獣害対策です。これまでも取り上げてきましたけれども、町長が就任してから1年たちましたけれども、町長自身も畑をやっておられて、具体的な鳥獣害対策、こういう方向にこうという内容、過疎地域の関係の計画については特に何か書いていませんでしたけれども、やはりもうそろそろ具体策というか、具体的に聞きたいと思うんです。そのあたりどう考えておられるか。

特に、専門の捕獲員が、僕は確保しないと難しいんじゃないかと。猟友会の方、努力いただいておりますが、段々少なくなってしまうと、なかなかそれだけでは捕獲十分じゃないんじゃないかと。以前から何度も質問させていただいてはいますけれども、そのあたりも含めていかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

有害鳥獣対策をどうしていくかということですが、やはり一長一短にはいきませんが、地域一体となって見回り活動や放置果樹等の伐採を徹底していくことがやっぱり大きなものであったり、有効な対策だというふうに考えております。また、動物のえさとなる生ごみを放置しないであったりとか、いろいろな対策があろうかと思っておりますけれども、そういったことを地道にやっていくことが大切かなというふうに考えております。

また、専門の捕獲員というような御質問をいただいたんでございますが、なかなか、いつでもどこで、どこに出没するか分からない猿や、夜間に活動するイノシシ、鹿に常時対応いただける人材を確保することは困難であるというふうに考えております。

また、鳥獣の捕獲には、御承知のとおり狩猟免許というものが必要となります。また、有害鳥獣捕獲に関わる場合は、複数年の狩猟経験や捕獲許可が必要となります。単に狩猟免許を持っているからといって捕獲活動が行えるものではありません。

ですので、狩猟、原則鳥獣の捕獲につきましては、狩猟免許を持った者が狩猟登録して、11月15日から3月15日までの猟期に限り行うものということになっておりますので、それ以外の期間を行う場合でしたら、捕獲は有害鳥獣捕獲等に限られ、特定の計画や特別な許可によって行われるものでございます。

本来、動物は自然界の生態系を維持するため、年がら年中捕獲してよいというものではないと、捕獲してはいけないということになっており、狩猟者はルールを守って狩猟活動を行っています。そういった観点からも猟期が定められ、有害鳥獣捕獲には厳正な計画や許可が必要となっております。

ただし、今御提案いただいた件については、猟友会の方にも御意見を伺う必要がありますけれども、猟友会の捕獲活動に支援や協力、手助けをいただける方がおられれば、そういった活動が広がって、効果的な捕獲活動が行われるのではないかと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

それでなかなか課題解決に至っていないというふうには思うんです。

それで、そういう条件ですね。要するに当然鉄砲の免許だけではなくて、そういう活動経験もいりますしということになると、ますます猟友会の方頼みでは難しいと思うんですよ、逆にね。

だからこそ、町だけでやれというわけじゃなくて、例えば京都府や国にそういう専門的な集団をつくって派遣をする制度とか、何かそういう形で本当に専門的に捕獲できるチームをつくっていかないとなかなか厳しいだろうと。今すぐできるかどうかはありますが、そういう方向も検討いただきたいということもありますし、国に以前レクチャーに行ったときに、やっぱり全国的な例として大きな成果を上げているのが、遠隔操作による大型捕獲機ということと、もう一つは、柵と上に電気柵を、通常の防除柵と上のほうに電気柵をつなげた構造のものです。こういうものが、大きく2つが比較的成果を上げているというふうに提案いただいたんです。なので、今すぐそれもお金もかかりますけれども、比較的防除柵プラス電気柵のものというのは、立派な格子状の太い防除柵よりはまだ安価なんです。ということもあって、比較的導入しやすいんじゃないかということもあってね、そういう話も出ていました。

なので、そういう財政的な面があるとすれば、どういうふうに、例えば京都府なり、国の他の事業も絡めて使えるものがないのかとか検討も含めて、そういう方向へ一回、検討は少なくともいりますし、意識しなければ様々な事業に乗せていけないんじゃないかと思うんです。

だからこそ、その点については、もう少し効果的な方法は、少なくともこれとこれがある

というところまで行きつかないといけないじゃないかと。それ取るための財政的な課題については、検討がいるというところまでは最低限行っていないとね。まだ、いまだにこの解決策もないのであれば、もう本当にこれ取組が全然進まなくなると思うんです。

なので、そのあたりについてどうお考えなのか。少なくとももう少し検討いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、遠隔操作の大型捕獲おりにつきましても、以前からもいろいろと議会でも御質問いただいている方もおられるかと思えます。その中でも、やはり大型捕獲おりについては、設置場所とか維持管理も大きな課題があるというふうに考えております。やはりきちんとと管理しなければ意味がなく、放置すればすぐ草や竹まみれになって、次の稼働が困難になるケースも報告されております。

近隣で使用されている実態を聞いてみると、やっぱり捕獲にむらがあって、草刈り機や機械のメンテナンスに時間を取られるケースが多々あって、大きければ、ハイテクならでは成果が上がるものではないというふうにも聞いておりますが、これにつきましても、今後いろいろと情報を収集していきたいというふうに考えております。

それから、次、防除柵の件です。防除柵については、金網の上に電気柵を組み合わせるということで、それにつきましても、非常に効果的な防除方法であるというふうに考えております。特に鹿や猿には効果があって、本町では有市の西畷で530メートルが平成24年度に設置されております。しかしながら、課題もございまして、鹿を防除するためには、金網柵は2メートル柵が必要となって、またその上に電気柵の設置となりますと施工が大変であること。また、猿については、周りの電気柵より高い木や家屋があると安易に進入されてしまうというような問題がございます。また、費用も2種類の資材を必要としますので、やはり安価なものではないのかなというふうに考えております。

それから、やっぱり国の補助金のほうも、御存じかと思えますけれども、やはり野生鳥獣被害の防止総合対策事業等の国や府の補助金については、町内の農地に防除柵を設置してまいりましたが、やはり要件的には、3件以上の農家が効果的な面積や費用対効果が十分見込められるなど、なかなか要件が高くなっているようなことが現状でございます。これにつきましても、やはり有効ですので、またいろいろと情報収集をしながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

比較的安価と表現をしたのは、要するにすごく頑丈で太い、そして屋根まで覆ってしまうような大きい柵を造ってしまえば、進入自体は防げると思うです。ただし、すごい費用がかかってしまうと。それに比べればまだ安価ですよということがあるという意味合いなんです。要するに最も単純に考えればそうなるけれども、費用面でいったら高くつくから、まだ効果的な方法で、まだそれと比べれば、比較的安価ではないかということでは言わせていただいています。

課題等々はもちろんお聞きをしていることもたくさんあるんですけども、引き続き情報収集だけじゃなくて、検討をいただきたいと思っています。

それで、最後の問題に移りたいと思います。

先ほど他の議案で質疑でもありましたけれども、駅の階段の対策ですね。特に何かあるという話ではありませんでした。

これまで J R と交渉しましたけれども、J R 西日本の回答として、踏切を横切るのは絶対にもう認められないということを一貫して言われております。それは安全の問題でした。ということは、それ以外の方法じゃなければ、少なくとも J R は、仮にお金を出しても踏切を渡すということは許可をしないという立場に立っているのは明らかだと思います。それも含めて、階段対策については、様々なことを考えていかないといけないんで、少なくとも要望には行かれると言いましたからお願いをしたいと思いますが、そのほかに、やっぱり財政的な支援ですね。バリアフリー法等もありますが、それは利用者が一定なければいけないと。笠置町にはその基準を満たしていませんので、補助が受けられないという現状があります。このことも含めて、国や府に求めていただきたいと思っています。

あと、公共交通政策についてもお聞きをしたいと思っています。これで質問、最後としたいと思っています。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の公共交通の整備の件、回答させていただきます。

現在、町内循環バスと、それから相楽東部の広域バスを運行中であります。買物や通院の支援というものは、社会福祉協議会でされております——これは条件があることとなっておりますけれども、移動支援をしていただいているところです。

今、広域バスにつきましては、月水金木の運行をしております、南山城の月ヶ瀬口の駅から加茂駅までの運行とされております。今後、ちょっと来月になってから、10月になってからですけれども、南山城村さんで運行されております村タクにつきましては、共同利用といたしますか、便乗ということではないんですけれども、どのような制度で進められているのかというのをちょっとお聞きして、うちのほうにも取り入れられるものか、南山城村さんと共同で実施できるものなのか、難しいものなのかというところをちょっとお聞かせいただくということになっております。

新型コロナウイルスの関係で、社協でしていただいております買物ツアー等も、今休止されている状況ではありますので、今後、解除になった段階で、その支援がまた再開されるのかということも確認させていただきたいところであります。

過疎計画の中にも公共交通のことについては記載させていただいておりますが、今後、住民の方の移動手段といたしましては、町内を回るバスぐらいが移動手段となっておりますので、そういうところは充実といたしますか、見直しなり何なり、充実させていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。30分まで。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時30分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 2番、松本俊清議員の発言を許します。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。一般質問の通告書にも書いてあるとおり、2つの件について説明をお願いしたいと思います。

1番目に、町所有建物の管理運営について、いこいの館、サテライトオフィス、吉田・植村、そして、おためし住宅について、どのように活用、対応されるか。特に、先ほども話あった中央公民館、また児童館の処理、いこいの館の再開につき、大筋のスケジュール。それに伴う裁判に関する進行報告についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、いこいの館についてですが、ここに何て言うんですか、仮庁舎として入っていますね。ここは、いこいの館は笠置町の玄関口ですよ。地方から来てもらう、行政から来てもらう、いろいろな人の玄関口。その中で、前回も質問しているんですが、男子用の便所

ですね。8か所あるところが4か所が故障ですよ、使用禁止。また、身体障害者の便所も故障のため中止という形になっています。日頃毎日来ておられる職員はどのように受け止めているのか。

町長、その点、ここの管理者としてどう考えておられるか、質問、お願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で、いこいの館の管理についてどのように考えておるのかという御質問だと思います。

先日、議員の皆さん方、いこいの館の設備について観覧いただいたと思います。私自身も相当部分のトイレであったり、浴室であったりというのが管理の不十分であったり、また床やエントランス、それから柱ですね。それからあと壁、非常に汚れておるということで、どうしていくのかというお話です。

まず、施設の整備についてですが、いこいの館につきましては運営委員会がございますので、基本的には運営委員会にお諮りした上でないといこいの館については大規模な改修、修繕ができないということで、町の仮の庁舎としての必要最小限の修理だけをさせていただくというふうに考えておりました、2階のあの男子トイレについては1か所だけ、取りあえず手洗いが自動水栓が使えるようにということで修繕していただいたところでございます。

再開についてのスケジュール感ですけれども、取りあえず現在裁判係争中ですので、管理業務がどのようになっておったんかということも含めて、町のほうで一度簡単な清掃作業をやってみたいというふうに考えています。

エントランスの蜘蛛の巣については、昨年の秋に一度、高圧洗浄機でエントランスの蜘蛛の巣がどの程度落ちるのかというふうなことも確かめた上で、1年放置しておいたらどうなったのかというようなことも資料として作っておりますし、この中についても一部、職員に手伝っていただいて掃除をしておるところでございます。

再開に関するスケジュールについてどうなんだということなんですが、取りあえずは必要最小限の修繕やら掃除を、職員、我々がここにおる間に済ませていきたいというふうに考えています。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

私、質問している件につきましては、ここに、皆さん御存じと思いますが、議会議事録を

基に話ししているんですよ。町長の答弁に対して、私は話しているんです。

6月の答弁では、町長、何と言われたんですか、御存じですか。補正予算を組んで修繕したいと言われているんですよ、これについては、便所については。その点、どうなんですか。果たして、今回そういう補正が出たんですか。その点お聞きしたい。

言われていることが全然、前回と前々回ね、3月、6月、そして令和2年度の6月の言われている文句が全然違うじゃないですか。そのときばったりの答弁では困るんですよ。やはり、町を引っ張っていく以上は、きちんとした基本的な幹がなくては駄目だと思います。その点どうなんですか。ここに、補正を組んでやるとうたってはるでしょう。町長、どうですか。ページは、65ページですよ。そういうことも加味して答弁してもらいたい。

再開についても同様ですよ。再開は分かりますよ。しかし、いろいろな面も考慮してやっていくと、その前には裁判があるんですよ。前副町長が退職されてから、誰が担当しているんですか。そして、その以後、何回弁護士と交渉されたんですか。その点どうか、裁判についての途中経過報告をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 前指定管理者との裁判に関する進行状況について報告しろという御質問だと思いますが、現在進行中の裁判について具体的なお話をするわけにはいかないということになっております。

被告側から何度か申立てがございましたけれども、それについての資料がまだ出てきていないということで、裁判があんまり進行していないということらしいんですが、実は今日、公判が開かれていまして、その公判の内容について、ここで話しできるような資料まだ来ていないわけですが、それに基づいて、再度弁護士にお会いして、今後の裁判の方針についての御相談をさせてもらいたいというふうに考えています。

そのことについて、今日、うちの職員が裁判出席しておりますので、町長が一度またお会いしたいということで話をしておいてくださいと、そのことについてはお話をしておりますので、お話ができるような段階で、裁判についてのお話はさせていただきたいと思います。申し訳ないんですが、現在係争中の事件について詳細を全部語るわけにはいかないんで、その点については御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

裁判の件について、そういうことぐらい分かっていますよ。担当は、誰が担当しているん

ですか。前は副町長が担当していたんですよ。今は誰がされているんですか。

そして、さっきも言いましたね。それ以後、副町長が辞められてから何回弁護士と交渉されたのか。何も裁判の結果どうこうじゃないですよ。そういうことはどのようになっているのか、そういうことをお聞きしているんですよ。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。松本議員の御質問にお答えいたします。

副町長御退任後、私と職員のほうで対応しております。それ以降、審理がありまして、今回、先ほど町長が答弁いたしましたように、今日8回目の審理でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

参与が担当されると、責任者という形ですね。そうすると、担当の課はどこなんですか。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

現在は、商工観光課となっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

それはそれで結構なんですよ。しかし、前回の桜の植樹の問題ですね。担当したんは同じ観光ですよ。それは総務がやられたんじゃないんですか。なぜ今回が商工観光課が担当することになったんですか。その訳を説明してください。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

前回の桜の裁判については、私ちょっとまだそこまで勉強しておりません。ただ、今現在は、前の経過も含めて、商工観光課で担当しているということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

前回の動向をタッチしていないというようなことですがけれどもね、どういうふうに町長はやられたんか。桜のときはどうでしたか、植樹のときの。知らないでは済みませんよ。

そういう点、やっぱり回答してもらうときは、やはり納得するような回答をしてもらいた

い。私は、今の参与の話では全然信用できませんよ。やはり皆さんはプロですよ。そのぐらいの給料ももらっておられますから、それだけの返答はしてもらいたいと思います。

これではもういこいについては、裁判も何もかも分かりませんが、再開については、町長自ら近いうちに再開したいと、裁判の結審も近いうちに終わるといように発言されていますね。発言された以上は、それ相応のスケジュールの下にやられていると思います。このいこいの館を利用されるのは、令和4年3月末までですよ。それ以後、どのようにやられるのか。いろいろな問題があると思います。

前日も報告というんですが、質問したんですが、これは民事ですよ、裁判は。個人的な考え、私は思います、個人的では困るんですよ、こういう席では。公人ですから。これから、回答については議事録に載るんですからね。それ相応の返答をしてもらいたいと思います。その点どうですか、町長。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 現在の裁判の進行状況についての御質問、それから、いこいの再開のスケジュールについてのお話ということで、お答えできる範囲でお話をさせていただきます。

裁判については、被告側に対して、関係書類提出しなさいという話が裁判所のほうからされておって、何月何日に提出するという形での結審が続いておって、それが今のところ全く出てきていない状況です。恐らく今日も提出されないということで、裁判が、被告側の申立て書が出ていないということで、どんどん遅延しておるのが現在の状況でございます。

3月末までに裁判終わるんじゃないかと私のほうで思っていました、裁判のスケジュール、それがもう遅れに遅れているような状況になっていまして、果たして早期に終わるのかなど。きちんと被告、原告がスケジュールを守って裁判を進めていけば、もうかなりのところまで裁判進行しとったはずなんです、それが全く進んでいない。ここ数か月、実質的に何も変わっていないという状況でございます。

この件に関して、来月10月に弁護士さんのほうに御相談に上がるというふうな予定であります。

いこいの館の修繕につきましては、非常に規模が大きい修理が必要やというような部分もございますから、それについて、どの程度の修理が必要なのかということは、もう少し時間をかけて検討して、調査していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の答弁ですとね、遅れた理由、分からへん。これは、それに対する弁解じゃないですか。私はそういうふうにするんです。

いこいの館については、もう少しいろいろな面でやるべきことがあるでしょう。前回のときには、町民からアンケートを取るという話をされているんですよ。それから取られたんですか。全然言われていることと実行力が伴わないように思うんです。その点、もう少し、町の一番大きな財産ですので、検討するじゃなしに、前向きに検討してもらいたい。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、サテライトオフィスなんですけれどもね、これは年経費24万円かかっていますね。月の固定経費13万円、浄化槽の設備に対するあれが9万円、だから23万円。それはそれで分かるんですよ、固定経費ね。そして、前回、サテライトオフィスについて25万円でパンフレットを作られましたね。それだけ金をかけて、今どのようになっているんですか。前回は、企業が来ていただきました。今回はどのようになっているんですか。

そして、来てもらうためにパンフレットまで作って、それに対する町としてのPR、対策はどのように取っておられるんですか。説明してください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員のサテライトオフィスに関する御質問、お答えさせていただきます。

現在のところ、昨年度は企業の利用、それからコロナ禍で、本当にリモートワークとしての利用となっておりますが、今年につきましては、まだZoom会議であったり、地域の集会であったり説明会であったりというところに使用されただけで、使用料のほうは発生していないという状況でございます。以上となります。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ、早く言うとざっとなんですけど48万円ほど金をかけて、町としてどういうPRをされているんですか。

前年でしたか、企業が2社来ておられるとなっていましたね。今はないということで閉まっていると。それは分かるんですよ。それに対して、どのようなPR作戦を取られているのか。

それで、私は前回言いました。サテライトオフィスに対して、看板はないのはどういうことかと前指摘したんですよ。なぜそういうことまでして前向きにPRし、業者を探そうとさ

れないんですか。その理由はどこにあるんですか。そういうことに対して、答弁をお願いします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御指摘にありました看板ですけれども、すみません、まだ設置できていないようですので、早急に手立てさせていただきます。

PRにつきましては、ホームページ等でお知らせをさせていただいております。パンフレットも、その他外の機関のほうにも置かせていただいているところですが、未来づくりセンターの協力も得ながら、3町村の取組としての広報もさせていただいているところですが、なかなか実態として利用が進んでいないというところです。

もっと町外の、パンフレット等置いていただける施設にもっと呼び込みさせていただきたいと、学研都市のほうでもリモート会議使える事業所もあるかと思っておりますので、そういうところにお声かけさせていただきながら、活用について進めていきたいと思っております。

先日、リモート会議で、町の会議のほうで施設を使ったんですけれども、快適な状況で、ネット環境もうまく使えましたので、そういうところをPRしていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

ただいまの松本議員の御質問の中で、サテライトオフィスの利用の宣伝、どのようにしているのかという御質問がございました。

サテライトオフィスについては、単なる事務所だけではなくて、休憩施設等々の附帯施設もございます。シャワールームでありますとか、トイレであるとかがきれいに整備されとるわけでございます。そうした部分も含めて、ホームページを見直してくださいと。コロナ対策もあり、また横から覗き見されないようにということで、パーティションの設置をやりなさいということで、横から覗けないようなパーティションを設置させていただいたわけですが、そうした施設に対するトータル的な宣伝といえますか、提示ですね。それをホームページの上で上げさせていただいて、既に更新が済んでおります。少しずつですけれども、いろんな形で使っていただけるように、これからも工夫していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

町長の答弁なんですけれどもね、それはそれで分かるんですよ。しかしですね、先ほど言いましたように四十何万も毎年、月に経費がかかっていると。そして、改築するのにも幾らかかったんですか。そういうことを考えた場合、苦しい町政の中でそういう金が無駄金になるんじゃないかと思います。

だから、最初の一つの方法としてどうやと、看板どうやと。考えます、前回も言うてるんですよ。私のこの質問に対しては、町長、御存じだと思うんですよ。6月にも同じ質問しているんですよ。それでもできないということはどういうことかと。町に対する、行政に対する物事の進行に物すごくスローテンポでありますので、その改善をよろしくお願ひしたいと思ひます。

サテライトはそのぐらいにして、吉田邸なんですけれどもね。ここには、これには町長は何と説明されているんですか。町長自ら説明してくださいよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

現在、吉田邸といいますか、移住・定住プラザをどのような形で運用しておるのかという御質問やと思ひます。

現在、先ほど担当の参事のほうからも御説明させていただきましたけれども、移住・定住プラザは、現在、移住・定住関係の窓口オフィスとして利用できるように、少しずつ改修と申しますか、設備を入れ替えて、相談窓口として機能できるようにということで現在進めておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

個々のことを細かく責めては切りがないですよ。前回ですね、町長は何て言われましたか。吉田邸の中に移住・定住の窓口を置き、積極的に移住・定住に関わる相談をされていきたく考えているとね。されて、その結果はどうなんですか。どういう人員を配置されて、答弁された後、どのように進行しているんですか。そういう具合に答弁されているでしょう。どうなんですか。その、私、結果を聞きたいんですよ、結果。人員は誰が配置されて、どの課が担当したんですか。口先だけの答弁やったらやめてくださいよ。どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、担当課長のほうから説明

させていただきます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

移住・定住プラザにつきましては、地域おこし協力隊の2名、地域活性化起業人1名が移住・定住の窓口となって事業を進めております。電話、ファックス等設置を終え、本格的に6月21日から向こうでの業務を行い、現在、そういった設備のほうの整備を行いながら、相談窓口を活用しているというところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

これ、まあそういうことでやっておられるんですが、やはり過疎化が進む中で、本当に真剣に取り組んでももらいたいと思います。大変ですが、成果はすぐに出ないと思いますが、やはりやったという実績を積んでももらいたいと。

では、今度、贈与された植村邸についてお聞きしたいと思います。

植村邸スタートしたときは、山村留学とか、いろいろな問題で華々しくデビューしたと思うんです。しかし、その結果、全然成果が出ていないと。

そこで、町長は答えていますよ。何て答えたんですか。外壁に100万円、布団等の整理に100万円、200万円かかると。町税でそれはどうかということを考えていると。その結果どうなったんですか、植村邸の利用について。考えておられる、答弁されていますが、どうなったんですか。

これはしっかりと答弁してもらわないことには、これから非常に空き家対策、そういう点が出てくると思います。そうしたら、町に贈与すれば、違うんですか、贈与すれば、そういう布団の整理、いろいろな問題で、町民が考えてみると、考えてみるとですよ、町に寄附したら解体する必要はない、そういう形になってくると思うんですよ。その点、十二分に考えたと思うんですが、その点どうなんですか。その後の進展はどのようになっているんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

植村邸の活用については、私も何度か中へ入って、本当の意味で活用しようと考えたら、非常に修理代がかかるということが一点ございます。あと、それから、放置されている家財について、元の所有者とのお話というのもございますので、寄贈された家族の方に一度来て

いただいて、家財の整理等々について御相談させていただきました。その経緯について、参与のほうから報告させていただきます。よろしくお願いします。

議長（大倉 博君） 参与。

参与（岩木雅邦君） 参与でございます。ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの植村邸の話でございます。参与に就任してから何回かそこも行き、草刈りの作業もしながら、周りとか中も見ました。議員おっしゃいますように、本屋のほうはもう裏から木も来ていますし、あれを修理するというのは基本的に不可能だと思います。

ただ、別棟のほうは、補修は可能ですが、今現在、周りの湿気も来ていますので、開け閉めもたまにしています。ただこれをどういうふうに活用するかということになるんですけども、本屋のほうは、私見る限り到底修理して活用するのは無理やと思いますし、今後、その別棟も含めてどうするかということ、危険家屋になる前に決めていかなくてはならないと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） いやまあ、そういう答弁も結構なんですけれどもね、しかし、何と云うんですか、このときの答弁では、特定家電の搬出、什器等とか布団、残っていると、町長は答弁されていますね。それで、いろいろのアイデアを提案していかなければならないと、住民も含めて真剣にですよ、これについて検討したいということを発言されているんですよ。だから、その結果はどうやと。そんな見に行くどころは関係ないんですよ。それに対して町民にどういう具合にするとか、そういう盛り上がり。

アンケート等取られたんですか。口先だけの答弁では、私は少しおかしいんじゃないかと思えます。その点、どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

植村邸については、中央公民館と同じく裏が急斜面になっておりまして、具体的な活用方法については苦慮しておると。中央公民館は、また後で御質問あるかとは思いますが、植村邸については、本宅といいますか、本屋のほうについての活用はほぼ難しいやろうと。家財について、元の所有者さんとお話をさせていただいて、全て放棄するというようなお話やったんで、もしも本宅のほうを解体するとなれば、そのときに放置家財についても処理していかな仕方がないのかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

それは分かるんですけどもね、布団ですよ。そうでしょう、答弁された布団。そうしたら、贈与された植村邸にどのように交渉されたんですか。受け取った時点で、布団とかね、そうでしょう、言われているように什器ですよ、特定家電。そういうのを贈与した後、町として困っていると、だから、植村邸に関してどのように譲渡されたところに交渉されているんですか。

私はね、少しでも動いてもらいたいと思うんですよ。言われている以上は、それ相応の対応、言われていると思います。そういう点、どうなんですか。植村邸に交渉されたんですか。どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの松本議員の御質問でございます。

私が聞いた限りでは、建物、それから家財について一括して寄附したというお話をされていたんで、その処理については、贈与を受けた町側で処理せざるを得ないのかなというふうに感じております。

一部について、いわゆる金券等の類いですね。それから現金なんかございましたので、それについてはお持ち帰りいただいたわけですが、何かテレビですとか、エアコンですとか、洗濯機ですとか、そういうものが残っておりまして、その処分について、一旦贈与を受けてしまっているということなんで、これ以上、交渉する余地はないのかなというふうに思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、そっくりそのままひっくるめて贈与するということですね。しかし、前町長が贈与されたという、引き継がれた町長は、それに対してどのように考えているのか。

それで、ただ漠然と200万円かかる。それはそれでいいんですよ。しかし、それに対して、現町長はどのような対応をしていきたいのか、そういう点ですね、どうお考えかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 植村邸の活用については、前町長が議会で答弁いろいろされておられたと。松本議員がおっしゃるように、例えば民俗博物館のようなものにしたとか、農村、何と云うのかな、農村の何かいろんな体験ができるようなそういう施設にしたいとかいうよう

なことをおっしゃっていたことは、私も町議会での答弁読んでおりますので、承知しておりますが、実質的に植村邸の活用は、現状のままではもう不可能だという判断しております。

したがって、先ほど参与のほうからも答弁ありましたように、植村邸が特定危険家屋になって、崩壊のおそれが出るというそれまでに、家財も含めてですね、処理せざるを得ないのかなというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

もし、これをするんだったら、それ相応に、やはり何かの方法で対応していかなければならないと思います。やはりそういう準備、長期ビジョンを立てて対策はやってもらいたい。考えております。検討していますでは、一向に前へ進まないじゃないですか。そういう点、執行部として、やはり平然と言われるだけじゃなしに、身を持って検討してもらいたいと思います。

続きまして、お試し住宅ですね。ここに書いたやつ。前も一応これは質問しました。考えておりますという前田参事の言葉ですけども、ここにも看板がないですね。

お試し住宅について、中の設備はちゃんとできていますという答弁ですね。しかし、あの入り口、入るまでの道順はどうなっているんですか。前回も言いましたよ。草ぼうぼうと生えていると。そこで、ああいうところを、お試しですから、そこに果たして地方から来た人、他所から来た人がここに住もうという気になれると町長は思われるんですか。

日曜日の日、雨の降った日、草刈りされておりましたよ。町長はもう毎日というぐらいに見に行っているという話でしたけれども、そういう点、お試し住宅の活用、これはどのように思われているのか。

それと同時に、月3万円の駐車場払っておられますね。あの活用はどうなんですか。年間36万円ですよ。財政苦しいと言いながら、あそこで平然と草ぼうぼうとしたままで放っておかれる。これが笠置町、町政執行部のやり方ですか。改善の余地はないんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

草ぼうぼうやったというのは私も承知しております。一つは、敷地の契約の更新ができておりませんでしたので、借りていないものに、借りていない土地の草を勝手に刈るわけにもいかんということで、伊左治先生と相談させていただきまして、借地料の契約を更新したところでございます。

その後、町のほうで草刈り等の手入れをしようと思ったんですが、その前に住民の有志の方が草刈りされたということで、その後、現在に至っておるわけでございます。

恐らく先日、草刈りされていたのは先生自身やと思うんですが、私はちょっとお顔を拝見していないので、止まっていた車から考えると、先生が旧の医院の部分ですね、あの辺りからの掃除とか草刈りをされていたのかなと。そこを見てはるのかなというふうに感じています。

移住・定住プラザは、あくまでも移住・定住プラザと連動して、笠置にお試しで住めるかどうか、住んでみたいかどうかというのを入ってもらう施設ですので、他の移住・定住政策とリンクした上での活用というのが前提でございますので、引き続いて他の施設とともに、活用について広報活動なりを続けていきたいというふうに考えています。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

では、いろいろ検討して考えてもろうてるというよりも、先に実行、何らかの結果を出してもらおうようにしてもらいたいと思います。

最後に、こういう建物について、中央公民館、先ほども話あったんですが、それと同時に児童館。これはどのように処理されるんですか、対応されるんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の中央公民館と児童館の件ですけれども、中央公民館につきましては、既にもう教育委員会、それから社会教育施設としての機能は、産業振興会館に移行しております。現在のところ、もう倉庫という形で文書の保管等で使っておりますが、後ろ、笠置山の急傾斜地等も抱えておる関係上、いつの時期かは除去が必要になると考えております。

児童館につきましても、耐震改修、それから危険等の手立て、耐震化の手立てが講じられず、笠置会館で一時的に今事業を行っているところですが、広域連合と協議しながら、児童館の建物、それから建物の更新になるのか、除去して笠置会館になるのか、そういうところも含めまして、人権啓発課と併せて協議を進めさせていただきたいと思っております。

いずれにつきましても、何らかの手立てで、児童館につきましては、更新するか、もう取壊しというところ、建替えになるのか、中央公民館につきましては、除去というところで考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

公共の建物、町財産、建物の所有財産について、中央公民館、また児童館、それと同じような考え方でいくと、住宅、あれも非常に老朽化していますので、こういうのは次代の笠置町の町民に負担がかかるということを考慮をしながら、前向きに検討してもらいたいと思います。

これで、一応そういう町有財産管理について、運営については一応終わらせていただきます。

続いて、安心安全についてお聞きします。

この前、各つじつじに防犯カメラの設置をお願いしたんですが、その後、どのように検討されたか、返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の防犯カメラの設置の件ですけれども、以前に、町長のほうも木津署のほうと相談して、設置については、木津警察署のほうとは相談に乗るというお返事をいただいているというふうにお聞きしておりますが、笠置町の高齢化、徘徊等もございますし、防犯上必要なものと感じておりますが、今すぐどこに設置してどのようにするということは、費用の状況も含め、まだ検討には至っておりません。

こちらにつきましては、どの時期という設置の時期等、明確なことはまだお返事できないですけれども、必要であるという認識の下、検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、検討しているとかという話なんですけど、やはり町民の安心安全のためには必要じゃないかと。検討する、検討すると、いつまで検討するんですか。やはりそういうところを何とかね、善処するように対応してもらいたい。

これに関連しまして、国道163号の歩道。平成30年の9月に一応報告されていますね。この話は中止になったと。その都度、町民の安心安全のための対策として、町としてどのように動かれているのか。

前回の府の議長会議で、笠置町の議長さんは発言されていますよ、お願いしたいと。町は、行政はどのようにお考えなのか。その点、どこにどういようように交渉され、地権者にどういようように交渉されているのか、全然分からないと思うんですよ。その点、どうなんです。やるのか、やらないのか。やられているんだしたら、その交渉の結果はどのようになっています。

るのか、その点ちょっと説明をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

国道163号の安心安全のための諸施策、その設備の整備につきましては、これまでもお話ししてきましたけれども、現在、有市地区での国道のかさ上げ工事、いろいろ事情がございましてしばらく止まっておりますが、それが今始まっておるといこと。それから、犬打トンネルの工事が今現在進んでおります。それから、この次に予備調査の形になっていると思うんですが、駒返し岩のところですね、あそこの道路の改良工事ということが今現在、京都府で進められている事業でございまして、切山下の歩道の設置について、これについてはその後検討するというので京都府から回答は得ております。

どのようなことをしてきたのかということなんですが、京都府のほうに対しましては、振興局でありましたり、それから道路建設部長さんのほうに要望にまいりまして、現場の写真撮った上で、こういう現在状況ですと。ここを実際に自転車で走っている人とか、それから河原のキャンプ場のお客さんが夜中に歩いていたか、非常に危ない状況なので何とか改善をお願いしたいというお話をさせていただいてきました。

地権者のほうには、昨年ですが、議長さんと一緒に用地の提供についてのお話の話をし、基本的に私自身は用地の提供については依存はないというお話でしたので、そのことについては、木津土木事務所のほうに報告させていただいて、今後の計画の中で前向きに検討していただけたらということでお話をさせていただいて、帰ってきております。

あと、町のほうでは、切山下だけではなく、国道163号の全線の通行の安全の確保をお願いしております。と言いますのも、災害時の避難路であったり、それから緊急物資の搬送であったり、国道163号は非常に重要な道路だという認識でございますので、関係各方面、建設省も含めて、国道163号全線の通行の安全を確保してくださいということで陳情に伺ったり、お願いしたりという活動をしているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

国道163号の切山草畑の間、あれも同じ町内なんですよ。笠置町でできていないのはあの区間だけなんですよ。違うんですか。ずっと一応できているんですよ。あの区間だけ。

しかしそれは、何て言うんですか、平成30年のときには中止になったと言われて、交渉に入られているということですか。どうなんですか。府にですよ、府に交渉に入られている

んですか。どうです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、京都府が現在、土地所有者に対して用買の交渉に入っとるのかというお話ですが、そういうお話は現在のところ伺っておりません。

現在、京都府のほうでいろんな事業を進めておるんで、一定、その事業のめどが立った段階で事業化するかどうか、事業化を再開するかどうかについての検討をさせていただくという内容での御返事でした。

引き続き、行政側としては、国道163号全線の通行の確保とともに、安心安全のための通行、道路の通行をお願いしたいということで要請活動を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

この歩道については、町として積極的に府にプッシュしてもらいたい。府にただやっているとだけの、府以下、以下同文という感じになりますので、やはり町として、笠置町の代表として、積極的に歩道完成に努めてもらいたいと思います。

続きまして、ハザードマップ、一応配布されました。いろいろな面で非常に時間がかかりましたね。そのときに、府の問題で、白砂川、布目川、あそこの統計が出ていないということで、4月以後から遅れたんですよ、本最近まで。

しかしですね、あのマップについてお聞きしたいんですけども、下有市の横川、上有市の不動川、あそこは計算に入っているんですか。あれを書かれた原稿は、どこが書かれて、どのように指示して作成されたのか。

それと、非常にいいマップなんですがね、個人では分かるんです。しかしね、区として、また町として、どのような個々の対応をされるように指示されたのか。それと同時に、問題のときは、いざとなればいろいろ区が主になってやると思いますよ。それには、各相応に蓄電池、発電機、またベッド等、購入して体制は整えていると思うんですが、それに対して訓練の必要はないのか。区の区長に協力を呼びかけて、訓練、予行をすとかね、そういう点はどのように考えてられるのかお答えください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。松

本議員の御質問、お答えさせていただきます。

ハザードマップにつきましては、9月に各戸配布、ようやくさせていただいたところですが、御指摘いただきました横川等につきましては、町だけで作ったのではなく、淀川上流河川事務所、木津川上流と京都府のほうとも調整しながら作ったものでございますが、そちらについては、データとしては上がっていなかったというところで、すみません、ちょっと再度、担当のほうからも確認してもらいますが、今の地図のとおり、浸水深のほうは書かれていない状況となっております。

各地区につきましては、令和2年度に購入をさせていただきました発電機、それから簡易ベッド等の使用説明について、9月の初めに行いました区長会のほうでも、説明の実施について、説明会の開催について説明させていただきましたので、日程調整の上、担当、それからまた消防署等も、使用についての説明等ある場合は、同席いただきながら、説明会の開催を今、日程調整を行っているところです。

ハザードマップにつきましても、以前にも御指摘いただいたシーズン前にというところもありましたけれども、遅れました関係上、今となりました。十分に活用していただくためにも、このハザードマップの活用方法につきましても、そういった説明会の中でお知らせさせていただけたらと思っておりますので、また住民の方に御協力いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、いろいろ説明願ったんですけどもね、そうすると、昭和28年ですか、南山城水害のときに、横川、有市地区の横川橋、それでまたその横の蔵谷川ですか、それで不動川、物すごい氾濫したんですよ。災害は忘れた頃にやってくるという言葉があります。それは、このマップ作られたときに、そういう問題が考慮されて作られたんかどうかということを知りたい。

一応、木津川は止まったんですよ、横川橋のあれでね。そういうことを考えていろいろやっておられると思うんですが、ただ、浸水の表示なんですけれどもね。前にも説明しましたね。産振にはある、2か所しかないんですよ。そのことにおいて、私は、北部、広岡、有市地区、表示をしてもらいたい。どのように対応されるのか聞いたことがあるんですが、まだ一向に設置されていません。なぜですか。それ非常に不思議と思うんですよ。なぜこだけやって、南部町民だけ出して、ほかの地域は関係ないんですか。その理由、またはやられ

ない理由をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にありました表示の件ですけれども、南部地域につきましては、笠置大橋の上流と下流で管轄が違っておりました、笠置大橋より下流に当たる部分につきましては、淀川河川事務所が管理となります。この管理の協力の下、取付けが実施できております。

笠置大橋から上流部につきましては、木津川上流河川事務所、同じ国交省ではあるんですけれども、笠置大橋より上流につきましては、名張、伊賀上野にあります木津川上流河川事務所との協議が必要となっております。

こちらの協議のほうを進めて、設置はそちらでお願いすることになっておりますので、実際なかなか協議が進んでいなかったというところもございますので、住民の方にいたしましては、やっぱり大橋の上流下流で管轄が違うというところは関係ないところと思いますので、設置に向けて協議を積極的に詰めさせていただきたいと思います。

そういうところもありまして、ちょっと設置できている箇所と、できていない箇所がございますので、言いましたように、表示につきましては河川事務所さんと進めさせていただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

言われるのは分かるんですよ。しかし、町民の不安を募らせないために、早急に対応してもらいたいと思います。

それで、前回、そういう形でハザードマップで避難するということになって答弁されていますね。避難する場所を、南部区はつむぎてらすというように答弁されているんですね。間違いないですか。そこには、身障者、またはいろいろな人の対応はどうするんかということで、それは一応横に病院があるから対応するという形になっているんです、それはそれでいいんですよ。しかし、よその地区はどのように考えて答弁されたか。また、どのようにされているか。検討されたと思うんですが、返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の避難所に関する件ですけれども、つむぎてらすにおきましては、包括支援センターで把握している支援が必要な方、配慮が必要な方についての避難ということですので、

南部区に限らず、町内全域の方利用いただける、台風等で避難所開設した場合は、包括のほうから支援しているというところになっております。

車椅子であったりとか、介助が必要な方につきましても、送迎なり、またデイサービスのほうからそちらのほうに避難いただくということもありますので、南部区に限らず、つむぎてらすにつきましても、全地区の支援が必要な方は利用していただけるというふうになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

つむぎてらすの利用については、それ相応に避難してもらおうということは結構なんです。しかしね、それに対する運送の手段というのを十二分に検討してもらって、対応してもらいたいと思います。

それで、これ最後になるんですけども、この頃空き家、また荒廃農地についていろいろ問題があると思うんです。もし、ここには、私は火災が起きた場合というようなことをうたってあるんですけどもね。この、なぜこういうように荒廃になるのか。

以前のは、ワイナリーというような形で、町おこしの件で提案されて進んでおりました。それは、前町長はやめたと言われたんですね。しかし、現中町長は、こういう荒廃農地について、どのように考えているのか。そういう点をお聞きしたい。

ただ、こういう具合にぼうぼうとしたような草の中で火災が起きた場合、物すごく被害が大きくなってきます。切山地区だけではなく、西部区でも荒廃農地が残っています。その対応はどうするのか。そういう点、町長の考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で、荒廃農地に火が入ったりしたら広範囲にわたって炎上すると、どういうふうにご考えておられるのかということですが、当然ながら荒廃農地がいっぱい生じてきているというのは、後継者の問題があったり、それから鳥獣被害の問題があったりということで、なかなか荒廃農地の活用ということが難しいわけですが、一つは、農地の活用ということについて、ある程度のモデルプランみたいなものを提示して、こういう形で農業をやればある程度の収益が見込めるというようなプランニングについては、農水省のほうからもいろんな資料を頂いておるわけですが、

例えば、何らかの野菜とですね、それからレモンの果樹を植えるというふうなことで、シミュレーションですけども、これだけの農地を確保できれば、年収どれぐらいになるんや

というようなシミュレーションが来ているわけです。

ただ、いつも問題になります鳥獣被害の問題があって、じゃ、どれだけちゃんと鳥獣被害から守れるのかというような問題や、荒廃農地をきちんとある程度の長期間お借りできるのかというような問題もございます。

草刈りして、今までずっと放ってあるわけですから、恐らくまともに農地として戻すというのに何年間かかかってしまうのかなと。除草するだけでは済まないんで、例えば木が生えて、草木が生えていたり、ススキのごっつい株が生えていたりというようなことになってはると思うんで、単純に荒廃農地借りました、じゃ、翌年から、翌月から、じゃ、畑できるのかということになってくると、それはなかなか難しいと。例えば、僕、感覚的に言うと、1年放置すると2年か3年、農地に戻すのに時間がかかるんじゃないかなというふうに感覚的には思っているんですが、ある程度の長期間、農地を借りられるようなそういう仕組みをつくらないと、なかなかそこで新たに農業をやってみようかという人を集めるというのは難しいのかなということになりますと、住民さんの合意の下に、例えば貸農園をやるというような形での土地の利用というものを考えざるを得ないのかなと。

今いっぱい生えている雑草は、機械である程度刈ったりできるわけですけども、その後、どのようにしてその農地を活用していくのかというのは、またいろんな問題、高いハードルがあるんだと思います。

来月になりますけれども、そういう件で、補助金の話も含めて、農水省のほうから来町されますので、一度町の状況というのを見ていただいて、一緒にやるのを何かできることがあるらしたら、お知恵を拝借したいなというふうには考えております。

取りあえず笠置町の荒廃農地を何とかしたいという思いは、私も一緒ですし、段々畑をもしも再び利用できるような形にできるんならば、それはそれでまた、観光資源としての活用というのも考えられるわけでございますので、これについても、基本的に協力隊員のほうにずっと話かけというか、語りかけ合っているわけですが、このような形で農地の活用を考えたいほうがええんとちゃうと。最大のネックは、土地の利用をある程度長期間お貸しいただけるのか、または、主体的にそういうことに参画してくれる土地の所有者がおるのかということにかかっているかと思っております。今考えているのはそういうことでございます。以上です。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。55分まで休憩します。

休 憩 午後4時39分

再 開 午後4時55分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

3番議員、由本好史議員の発言を許します。

由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議長のお許しをいただきまして、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてお伺いいたします。

笠置町では、ワクチン接種を集団接種及び個別接種で住民の希望者及び在勤者の方々に2回接種を終えられたと思いますが、接種を終えられた方は世代ごとで何名で、接種率はどれぐらいでしたでしょうか。また、笠置町に新型コロナワクチンが2箱供給され、その使用期限が8月末までということで、余剰分のワクチンを木津川市に分配されたと報道されました。和束町では、8月29日に2回の接種を終え、未接種者の方にアンケートを郵送して希望日を聞いた上で集団接種の日程を設定し、さらに10月以降に開始予定の町内医療機関で個別接種でも対応すると。また、南山城村では8月1日でワクチン接種を終えられましたが、若年層の接種率が低かったということから、再度集団接種を9月に実施するということが、笠置町は未接種者に対し、A日程では、和束町福祉センターで1回目を10月2日、2回目を10月23日にワクチン接種を、B日程では、接種の希望者に後日接種の日程を連絡する旨の通知がされたところでございます。この内容、未接種者の対応についてお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、接種者数と接種率でございます。65歳以上の方につきましては、接種者数が610名、94.3%、64歳以下の方につきましては、接種者数が448名、接種率が83.6%となっております。全体でいいますと、接種者数が1,058名で接種率が89.4%ということになっております。

未接種者の方の今後の対応ですが、まず笠置町の集団接種で日程が合わない方につきましては、8月末がワクチンの使用期限でしたので、集団接種の申込み時に日程が合わない方に

つきましては、8月中の個別接種の日程で調整させていただいて接種していただいたところ
でございます。1回目が8月10日までに打たないと2回目が8月中に打てないというところ
でしたので、集団接種に日程が合わない方につきましては、1回目を8月1日までで日程
調整させていただいたところでございます。

また、それ以降、個別接種も打たれなかった未接種者の方につきましては、9月の初旬に
今おっしゃっていただきましたA日程、和東町の会場、Bにつきましては、和東町の会場の
都合がつかない方につきましては、今後町内の医療機関で接種を調整させていただいて接種
していただく予定としております。

この未接種者の方の案内につきましては、接種希望の方が約20名おられました。その
方々につきましては、A日程、またはB、まだBのほうにつきましては日程決まっておいま
せんけれども、ここで接種をさせていただきたいというふうに考えておるところございま
す。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そしたら20名の方が希望されているということで、もしB日程でしたらまだいつになる
か分からないということで、この場合も和東町福祉センターでされるということなんでしょう
か。また和東町福祉センターへの交通の手段とか、何かお考えでしょうか。その点、お聞
きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。
す。

まず、B日程のほうにつきましては、伊左治医院のほうで調整させていただきたいという
ところで、先生にもお話しさせていただいていますので、できるだけ早い段階で、ある程度
の一定人数、1バイアル当たり1人というわけにはなかなか難しいところでございますので、
一定人数が集まったところで接種させていただきたいということを考えています。また日程
につきましては、調整できましたら対象の方にも御案内させていただきたいと思っております。

10月2日と23日で和東町に行っていただく方の交通手段につきましては、若い方が希
望されておりましたので、特にバスを出したりとかっていうところの対応は予定していない
ところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

また、このB日程につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育所の抗原検査の簡易キットにつきましては、向出議員のほうから質問がありましたので省略をさせていただきます。

少し前、デルタ株が猛威を振るいまして、接種完了後に陽性となるブレークスルー感染がワクチン先進国で拡大し、日本でも2回接種後に感染された方が報告されており、接種をすれば一応安心という認識はデルタ株の広がりで一変したわけでございます。

そこで、京都市内の診療所で、医師の判断で、2回接種を終えられた方の希望される方に、感染を防ぐ中和抗体の量を調べる検査を実施し、数量の低い方に意向を確認し、3回目の接種を行ったと報道されました。2回接種を終えたからといって、この中和抗体の量が低い方がおられると思います。中和抗体の量が低い方には特に感染予防の徹底をしていただく必要があると思います。そこで、この検査を希望される方に検査をしてはいかがでしょうか。お伺ひいたします

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

抗体検査についてでございますが、厚生労働省の資料の中をちょっと見てみますと、抗体検査の結果がワクチンの有効性を正確に反映しているかどうかまだ分かっていないというような資料も出ております。また、今現在国ではワクチン接種の3回目の接種をする方針となっておりますことから、現在のところ、抗体検査の実施につきましては予定していないというところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

3回目の接種に踏み切る国が出てきておりまして、厚生労働省は22日、自治体向けに説明会を開き、接種券を順次発送し、12月から3回目の接種が始められる体制をつくるよう要請し、政府は2回目の接種が完了してから8か月以上が経過した人を対象に追加接種を行うとされており、高齢者や一般住民は年明け以降に順次始めると。市町村には接種会場の確保などの準備を進め、対象者の接種時期に合わせて接種券を郵送するよう求めたと報道されました。この3回目接種についてどのような状況かお伺ひしたいと思います。

また、アメリカでは5歳から11歳を対象にした新型コロナウイルスワクチンの臨床試験が実施され、有効性が期待できる強い免疫反応と安全性を確認したと報道されました。5歳から11歳を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、何か情報がお持ちでしたらお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3回目の接種につきましては、議員おっしゃっていただいたように、先日担当者説明会が開催されました。その中で、2回目の接種が完了してから概ね8か月以上間隔を空けてという方針になっております。これにつきましては決定ではないようで、必要に応じて見直しが必要であれば見直していくというようなことをございました。8か月以上空けるということですので、本町におきましては、高齢者の方、65歳以上の方につきましては、2回目の接種が6月13日に終了しておりますので、来年の2月中旬以降になる見込みとなっております。ですので、接種券等を送らせていただく時期につきましても、年明けになるのかな、年明け以降になると思われる。

また、接種年齢につきましては、現状12歳の誕生日が来てからというところの情報しかまだございませんので、5歳から11歳の方の接種につきましては、今のところ特にいつ頃からとかっていう話は聞いていないところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。また正確な情報を提供していただけるようお願いいたします。

それで、政府は9日、行動制限の緩和の基本方針が決定されました。この制限緩和には、ワクチンの2回接種が完了した接種済み証かPCR検査などの陰性証明の提示を求めるとしてありますが、このワクチンの2回接種が完了した接種済み証というのは、ワクチン接種後にいただきました新型コロナウイルスワクチンの予防接種済証のことなのか。また新たにパスポートといったものが発行されるのか。新型コロナウイルスワクチン予防接種済証を紛失された方はどうなるのか。ワクチンの接種済証は将来的に電子化するとされておりますが、どうなのか。またワクチンを接種しない人が不利益を受けないような配慮と明記をされておりますが、どのように配慮されるのかお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

接種済証、ワクチンパスポートと、今皆さんお持ちの接種証明書、いわゆるワクチンパスポートですね。それとワクチンを打ち終わられた方がお持ちの接種済証と、いろいろややこしいんですが、ちょっと違うものになっておりまして、接種証明書、ワクチンパスポートのほう、これにつきましては、現在は海外で不利益を受けることのないようにということで、海外渡航される方に対してのみ発行するものとなっております。ワクチン接種をされた方がお持ちの接種済証とは違うものとなっております。国内につきましては、ワクチン接種後にお渡しさせていただいております接種済証による証明が基本になっているところでございます。

また、先ほどデジタル化の話もございましたが、国のほうでは年内をめどに、この接種証明書、ワクチンパスポートのほうのデジタル化が現在今進められております。デジタル化が進めば、国内でも接種証明書、ワクチンパスポートの活用も可能となる見込みというところで、今国のほうからはお話を聞いております。接種済証と接種証明書、国内につきましてはどちらでも接種を証明するものとなるということでございます。また、接種済証を紛失された場合につきましても、こちらのほうで接種が済んでいるか、済んでいないかというのを確認できますので、再発行をさせていただくことは可能となっております。

また、ワクチン接種をしていない方が不利益を受けない配慮といたしましては、国の基本方針の中では、接種済証、接種証明書の代替手段として、陰性結果の証明書等を活用するということが重要だということにされております。また公共的なサービスにつきましては、接種済証の提示については慎重な判断が必要になってくるだろうということで、基本方針の中では記載されておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。ワクチンを接種できない方が不利益を受けないような配慮をまたよろしくお願いしたいと思います。

また、少し前、患者の搬送先がすぐに決まらない救急搬送困難事案が発表され、医療体制は非常に危険な状態と言われておりました。病床逼迫によって自宅療養者が増加し、急変リスクが拡大するおそれも出ておりました。首都圏を中心に、入院ができず自宅での死亡例も相次いでおりました。コロナ以外でも患者の搬送先がすぐに決まらない救急搬送困難が心配されるところです。今は新型コロナウイルスの流行、第5波が減少局面を迎えているわけで

すが、今後冬の流行、第6波の懸念も拭えないわけでございます。そこで、笠置町を取り巻く医療体制はどのようになっているのか。緊急搬送困難はなかったのかということについてお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

医療体制ということでございますが、まずコロナ以外の方が医療機関を受診できなかったというような事例は現在のところ聞いておりません。また、医療機関につきましても、感染予防対策をきっちり行いながら診察をしていただいているところでございます。本圏域、山城南につきましても、首都圏のような医療が逼迫しているというような状況とはなっていないというところでございます。

また、コロナ患者の方につきましても、自宅療養で入院が必要になった状態の場合は、入院していただける状態であったということで保健所のほうに確認させていただいておりますので、現在は必要な医療は提供できている状態だという認識でおります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

菅首相は、新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者の支援に使う地方創生臨時交付金を追加配分すると8月17日に表明をされております。この交付金の配分があった場合、直ちに新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者の支援ができるよう準備をお願いしたいと思います。

京都は緊急事態宣言が9月30日まで延長され、その後解除されるとされておりますが、以前、菅首相は、危険な状況にあると認識を表明され、医療体制の構築、感染防止、ワクチンの接種の3本の柱で体制を進めると強調されておりました。そこで、以前から申し上げております町営テレビのより一層の活用により、感染防止に努めるべきではないでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の広報に関する部分につきましてですので、こちらのほうからお答えさせていただきます。

現在、毎週金曜日に笠置テレビ、それから町のホームページにおきまして、新型コロナウ

ウイルスに関する情報のほうを提供させていただいております。内容といたしましては、今現在、緊急事態宣言が発令されている期間につきましては、京都府で取られている措置でありますとか、それから感染者数の状況等を1週間分お知らせさせていただいているというところになっております。笠置テレビにつきましては、ワクチンの接種のときに、保健福祉課、また伊左治先生のほうで、テレビでの放送もお願いしているところであります。

今後、明日30日で緊急事態宣言は解除となりますけれども、まだまだ時短の営業の要請であったり、全て以前のままというわけにはいっておりませんので、そういうところも含めまして、テレビなり、ホームページなりで、また感染防止の対策につきましてはお知らせをさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

以前お願いしまして、昼間の時間帯も情報を流してくださいということで流していただいたと思うんですが、そういった関係、コロナ関係の情報だけじゃなくて、検診の情報であったり、町からのお知らせといったものも昼間の時間帯も有効に活用して、何か12チャンネルをかけたら映っているというような状況にさせていただいたらいいかと思うんです。今は12チャンネルをかけても、なかなか何もやってないというような状況だったり、川が映っているというような状況だけですので、何かそういった情報が常時映っているというような習慣づけをしていただいたらいいかと思いますので、またその点の検討もよろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

国道163号における道路冠水対策事業についてお尋ねをいたします。この事業について、経過及び事業計画についてまずお尋ねしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

国道163号における道路冠水対策についての経過でございますが、国道163号につきましては、これまでも有市地内におきまして、木津川増水による道路の冠水が頻繁に起きております。近年では、昭和57年、平成2年、平成6年、平成9年、平成25年、平成29年に国道が冠水し、道路の通行止めとなっております。このようなことから、町では河川管理者である国と道路管理者である京都府に道路冠水対策を要望してまいりました。

国や府へは、国道163号は第1次緊急輸送道路として、災害発生時等の物資輸送等を担

う重要路線である。また消防車や救急車などの緊急車両の通行が確保され、地域住民の安全安心を確保する必要があるとして、木津川上流直轄改修期成同盟会、木津川治水会、国道163号整備促進協議会の活動を通じて、京都府知事や国土交通省、地元選出の府会議員や国会議員に直接要望を行ってまいったところでございます。そういったこれまでの要望活動の中で、河川と道路の双方の管理者が協議を重ねられ、対策工事の着手を迎えたところでございます。

それから、事業につきましては、昨年の4月より施工が開始され、現在は対策工事の早期完成を各協議会を通じて要望しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

京都府と笠置町では、木津川増水時の国道163号が冠水し、通行止めとしている区間について、道路のかさ上げによる対策事業を実施していますということで、この事業の説明会の案内文が作成され、7月31日に西部区と東部区で京都府山城南土木事務所の職員と岩崎課長が出席をされ説明会が実施されたわけでございます。

まず、どうして住民に説明をしないで事業を実施されたのか。笠置町は以前、国道が先ほどあの頻りに冠水したというような事実も知っておられながら、人家等に被害を及ぼすことを承知されたと思います。それなのに、なぜ河川に盛土をして、川幅を狭くするこの事業を黙認されたのか。素人ながら、川幅を狭くしたら川の増水時には水位が上昇すると思いますが、そういったことは考えられなかったのか。

昨今、地球温暖化の影響で、降雨量が増えていると言われております。危険性が高まっていると思います。もし、木津川の冠水等で住民の生命・財産に被害を及ぼすことになれば、土木事務所と笠置町が責任を取られるのか。この盛土が理由で災害が発生したら、自然災害ではなく人災です。どのように対処されるのかお聞きをいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

なぜ、説明会が7月31日ということで遅れたのかということでございます。説明会については昨年度に行う予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止ということもあり、関係各位と相談した中で、協議した中で、できずに、この7月になった次第でございます。

それから、工事を実施しての川幅等については、治水の管理である国のほうと、また道路

管理者である京都府のほうで工事内容については綿密に相談、協議された結果の工事内容というふうに理解しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、ちゃんと住民に説明してから工事にかかるべきだったと思います。京都府山城南土木事務所の職員の方は、住民の生命・財産は二の次なのだと思います、あの説明会の説明では、道路が冠水したら、車両の安心・安全な走行に支障となるから、道路としての信頼性、安心・安全な通行の確保を図るんだということでおっしゃいました。何も住民の生命・財産のことは考えておられないわけです。そこで笠置町は、もっと第一に住民の生命・財産のことを考えるべきだったと思うんですが、その点についてどうお考えかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

先ほども説明させていただいたように、由本議員おっしゃることもございましょうし、また、この国道163号が冠水することによって、この工事によって冠水することがなくなることによって、消防車、救急車や緊急車両の通行が確保されるということでの地域住民の安心・安全を確保するという面もございましょうし、また避難にも、国道163号については第1次緊急輸送道路ということで、災害発生時の物資輸送等の重要路線ということもありますので、そういった面からは住民の安心・安全ということでは安心・安全につながるものだというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

課長、先ほどこのところは頻繁に冠水するとおっしゃった。盛土して川幅を狭くしたらもっとそういうことが起こるということが考えられると思うんです。私が言いたいのは、まず住民の生命や財産を第一として考えるべきだということを申し上げているんです。町がこういうことを知りながら黙認された。これは大きな問題だと思うんですよ。その点どうですか。再度お聞きします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

国道163号、その川幅といいますか、現道より前を出して、今現在工事のほうをされているわけでございますけれども、その件については京都府なり国と協議され、それで問題な

いというような形の中で進められてきたというふうには考えております。

それから、町としては、やはりその道路冠水対策ということで、近年では昭和57年から冠水があるということで、その対策を河川管理者である国と道路管理者の京都府のほうにお願いしてきたわけですので、先ほど申しました災害発生時の物資輸送の関係であったりとか、あと消防・救急車とか、そういったことの確保によって、住民の安心・安全につながるものではないのかなというふうに考えております。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

全く答えになっていないと思います。課長も土木事務所の方も、まず道路の安全・安心ばかり言われるだけです。町として、やっぱり住民の生命・財産を第一に考えるべきだと思うんです。もし何かあったらちゃんと責任を取ってあげてください。もう何回言うても一緒かなと思うんですけれども。

この盛土、かさ上げしたものを撤去することは可能ですか。もし不可能であれば、かさ上げされたことによるリスクを早急に改修していただきたいと思います。そして、先ほど言いましたように、災害が発生したときは、補償、住民への早期の十分な説明をお願いしたいと思います。

何度も言いますが、町としてはやっぱり住民の生命・財産を第一に考えていただきますようお願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

笠置町墓地の設置及び管理に関する条例及び笠置町火葬場条例についてお尋ねしたいと思います。

3月定例会で、担当課長は、今内部でどのように持っていくか検討しているところだと答弁をされていましたが、どのように検討されたのかお聞かせ願います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の墓地の設置及び管理に関する条例につきましては、西部霊園、堂ヶ峰2番地の記載がなされていないなど、現状にそぐわないものとなっていることから、この条例を廃止し、新たな条例案を現在作成中です。また火葬場条例につきましては、不良環境地区改善事業を活用し、町が設置したものではありませんが、管理等を西部区に委託しているものではないた

め、こちらにも現状にそぐわないものとなっています。内容及び表現方法など精査が必要ですが、こちらはまだ案の作成にも至っていません。両条例併せて精査し、提案できるように努めさせていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

墓地の設置及び管理に関する条例につきましては、課長もお分かりいただいていると思うんですけども、この内容は各地区が墓地を設置されたものだと思いますので、この条例自体がおかしいと思います。本来、先ほど言われました西部霊園、これが唯一、町が設置された墓地だと思いますので、そのところ改正をお願いしたいと思います。

それと、墓地に関しまして、今何かトイレのほうの改修を計画されているように聞いております。そのあたり、町のほうも何か補助なり、そのあたりをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、西部霊園におきまして、トイレの改修をしてほしいという要望がございました。利用者が高齢であったりとかして、今のトイレは和式が1つ設置されているのみで、段差も高く、年配の方には利用がしづらいということで、バリアフリー化を兼ねたものにならないかという相談は現在受けておりますが、まだ維持管理等は西部霊園は檀家さんによって行っているという状況でございます。こちらに関して、町が設置した霊園でありますので、大まかな母体の改修とかがというのは町で行うべきものと考えておりますので、檀家さんに対しては、こういうふうにさせていただきますというお返事はまださせていただきますはおりません。町のほうで精査して、またお答えさせていただく予定ではおります。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

西部霊園につきましては、町のほうで設置したということですので、維持補修についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、どれぐらい継続されているかということが私も承知しておりませんので、すぐにでも檀家総代の方と連絡を取っていただひて、そのあたりお話をしていただけたらと思ひます。また委託するに当たっても、どういった内容で委託するかというあたりも詰めていただひたらいいかと思ひますので、火葬場の条例につきましても、ここでは西部区に委託するという

ようになっていますが、本来でしたら檀家さんが委託されているのかなというあたりもありますので、その点の整理につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、笠置町の例規集をホームページにアップすることについてお伺ひしたいと思います。

笠置町の例規集はホームページにはアップされておられません。ほとんどの自治体では例規集をホームページにアップをされております。どうしてアップされないのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町の例規集につきましては、京都府下ではホームページに掲載できてないのは笠置町だけとなっておりますので、令和2年度におきまして、ホームページから検索できるように例規集の精査の事業を実施しました。その中で、早ければすぐにできるものだと思っておりましたが、ちょっと内容のほうを精査していく中で、先ほどの質問にありました墓地の条例でありますとか、それからそのほかの条例につきまして、一部改正が必要なもの、例えば簡単な、平成のものを年号を抜くとか、そういうものは一括したもので改正してできるんですけども、ちょっと条例の個々の改正が必要なものというのを精査していき、今年条例改正の業務手続をしていく中で多数見られるところがありました。それをまた条例改正提案条例なり、規則の改正を進める中で、議会提案ということになりましたので、ちょっと作業が遅れていると、ホームページへの掲載が遅れているというところになります。

委託先の事業者等とも調整を進めて、できるだけ早い段階で条例案、規則の改正案というものを作成し、またそれぞれ各課で方向性を出しながら、それが確認できましたら条例改正のお願いをさせていただくことになると思います。それができましたら、早い段階でホームページのほうをアップさせていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

住民の方が笠置町の例規を見ようと思っても見られない状況でございます。それなのに、職員の方はデータ化をされた例規集を見ておられるという状況です。大体いつ頃アップできるかというのが分かりましたら教えていただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員にお聞きいただきましたアップの時期ですけれども、条例の改正が必要でしたら、12月議会に提出させていただいて、それが可決いただいた後、データ修正、1か月程度で作業は終わるといふふうに聞いておりますので、早ければ1月末頃、遅くとも3月議会でそれぞれ確認いただくためには、ホームページに上げることができるかなというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

ぜひとも早急に笠置町の例規集をホームページにアップされるようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会報告を行います。

閉会中の委員会調査報告を行います。

いこいの館運営対策特別委員会、坂本英人委員長。

いこいの館運営対策特別委員長（坂本英人君） それでは、いこいの館運営対策特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

9月9日、いこいの館におきまして委員会を開催させていただきました。役場機能移転により施設設備の修繕等の必要性があるとのこと報告を受けまして、委員会に報告する必要があると判断し、委員会を開催いたしました。

小規模な修繕だけではないと思い、担当職員に委員会に出席していただきまして、ヒアリングと施設内を改めて視察させていただきました。

やはり、休止の影響が著しく感じられ、ボイラーが3機ある中、1基しか稼働できない現状や、修繕に多額の費用が必要であるということが報告されました。浴室の管理も行われておらず、かなり劣化している状況で、各委員からは予算の内訳、再開に向けてのスケジュール等の質問が多く聞かれました。

今後とも、担当課とのヒアリングや議論を重ねまして、いこいの館の再開を目指し、議会も行政とともに前向きな委員会運営に取り組んでまいりたいと思います。以上で報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に広域連合議会報告を行います。

相楽東部広域連合議会、向出健議員。

1 番（向出 健君） 向出です。相楽東部広域連合議会について報告をいたします。

去る7月19日、和束町議会議場で令和3年第2回の相楽東部広域連合議会の定例会を開催いたしました。

一般質問で、和束町の井上武津男議員から、学校給食の食品・食材の納入について、町業者を増やすことや入札に変える考えなどについて質問がありました。

答弁では、和束町学校給食センターは、現在町内で4業者から食材を購入。新規の町内業者が増える見込みはないと思われるので、現在の納入業者を大事にしながら給食業務を進めていく。学校給食会は安価で安心、安全、安定した供給ができ、遅配や欠配もない。京都府学校給食会及び地元業者等からの供給で、今日まで特段問題なく安定した供給事業を進めることができている。したがって、一般競争入札での町外業者を含め納入業者の決定は馴染みにくいなどの答弁がありました。

向出の一般質問は、認知症初期集中支援事業について、課題と啓発、専門家との連携、また、ごみ削減と処理費削減の関係の試算と目標、ごみ削減の施策などの内容でしました。

答弁は、認知症初期集中支援事業では、課題はタイムリーな検討には至っておらず、活動方法等さらに検討していく必要がある。直近では、認知症ケアパス、認知症ガイドブックを各町村版で作成、包括支援センター等が必要時に啓発できるように常備している。会議には専門家の京都山城総合医療センターの作業療法士、オブザーバーで山城南保健所職員等に出席いただき、専門的にも十分に連携をしているなどとありました。

また、ごみの減量では、目標は1人1日当たりの排出量を2034年度で、2019年度から約5%削減。処理費は現段階では試算は行っていない。まず大事なのはリユース、ごみの発生を抑える、特に生ごみは約半分が水分、広報などで十分な水切りお願いしている。リユースでは各人の意識づけが大事。そういった観点での啓発も今後は必要などとありました。

南山城村の鈴木かほる議員の一般質問は、学校の校則見直しについて、女生徒のスラックスの併用・選択、生理用品のトイレへの常備、ゲーム、スマホ利用等での目の健康対策などでした。

答弁は、校則の見直しを求める文部科学省からの事務連絡を受け、管内の各校に改めて見直しを図るよう指示した。和束中学校では平成30年度よりスラックスの着用を認め、また笠置中学校でも令和2年度からスラックス、スカートの選択制を取り入れている。生理用品

は小中学校とも保健室に常備、利用するよう指導している。なお、トイレへの常備は既に取り組を考えている学校もある。今後、生徒や保護者の思いを踏まえつつ、課題を整理し検討していきたいとありました。

目の健康では、深刻なのは視力の低下で、パソコンやゲーム、スマートフォンの長時間利用が大きな要因。小中学校で昨年度末よりタブレットの授業が始まり、教育効果は極めて高く、端末の積極的活用に努めている。対応は、例えば1日当たりの利用時間の調整、使用の前後に話し合い活動の取り入れ、画面の明るさ調節など、できることから取り組んでいきたいとありました。

続いて議案の説明です。

令和2年度一般会計補正予算（第4号専決）は、総額9億8,535万円から歳入歳出9,332万1,000円を減額、総額8億9,202万9,000円とするもので、国・府の支出金確定の精算によるものと説明されました。

質疑では、新型コロナウイルス感染防止に伴う各事業の削減についてどう考えているのかなどの質問が出され、コロナで授業ができず、その中で工夫して必要なものをしていく旨の答弁がありました。討論はなく、全員の賛成で承認をされました。

令和3年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2,042万円を追加、総額8億6,013万2,000円とするもので、テールアルメ擁壁安全対策工事の設計積算委託、和東小学校の体育館の雨漏り修繕を主な内容とするものです。

質疑では、和東小学校の体育館の修繕費について、今回の修繕工事で完全に修繕されるのか。また、テールアルメ擁壁安全対策工事の設計積算委託費についてなど質問が出されました。答弁では、和東小学校の雨漏りに関して、大屋根から漏れている、大屋根に関して当分雨漏りを防げる工法は考えている旨の答弁がありました。また、テールアルメの積算委託については、京都府の技術サポートセンターに委託、密に連絡を取っている旨の答弁がありました。討論はなく、全員賛成で可決をいたしました。

また、去る9月27日和東町体験交流センターで、令和3年第1回の相楽東部広域連合議会の臨時会をいたしました。

議案は、令和3年度相楽東部広域連合一般会計補正予算で、内容は東部クリーンセンターの安全対策工事費9,600万円の補正です。クリーンセンターの安全対策基金から繰入れをしています。

質疑では、9,600万円の根拠となる資料が示されていないことや、耐震対策について

などが出されました。資料については、擁壁の枚数、土砂量等の数量が示されましたが、岡田議長から入札に係る数量は入れても単価は示せない旨の説明があり、また耐震については、まず擁壁が崩れてきている、安全対策が優先される、耐震に特化してデータを取っていない旨の答弁が事務局からありました。討論はなく、議案は賛成多数で可決しました。

なお、東部クリーンセンターの安全対策工事は、今後入札にかけられ、契約額が5,000万円以上になる場合は議会の議決案件になることを申し添えます。

以上で相楽東部広域連合の議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、京都地方税機構議会、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） それでは、京都地方税機構定例会が令和3年8月11日水曜日に開催されましたので、その内容を報告します。

開催場所は、ルビノ京都堀川の2階、みやこの間で、当日午後1時30分より全員協議会が開催され、議長、副議長が辞任されていたことに伴い、地方自治法第107条の規定により、私、松本俊清が臨時議長として、議長が選出されるまでの間、議事を進めることとなりました。

臨時議長の下、全協において議事の進行を確認しており、山崎事務局長から議長、副議長選挙について。2番目には選挙管理委員及び補充員の選挙について。3番目には8月定例会について。4番目、広域連合長提出議案について。5番はその他について説明等をされました。

議事日程としては、定例議会に先立ち、臨時議長の紹介と挨拶。2番目には開会宣言後、日程第1、諸報告として、12名の議員の異動報告、執行部の人事異動、議会事務局長である須堯総務課参事の後任として、4月1日付で議会事務局長として山崎参事が併任。日程第2、議席一部変更並びに座席指定の件。日程第3、議長選出の件。指名推選により、議長に荒巻隆三氏（京都府議会）、副議長に河原末彦氏（宮津市議会）が推選されていること。議事日程（第2号）、新たな議長によって議事が進行されること。令和2年12月から令和3年5月執行部に係る例月出納検査、出席要求理事者の報告、会議録署名議員指名の件では、福井秀昭氏（亀岡市議会）、山内実貴子氏（宇治田原町議会）を指名することとし、会期決定の件では本日1日間とすること。そして副議長選挙の件、監査委員の選出について同意を求める件、令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件について、山崎議会事務局長より各説明があり、質疑・討論・採決は一般質問の後とすることを全員協議会にて決定しています。

当日午後2時より本会議を開催し、開会に先立ち、議会事務局長より臨時議長の紹介、挨拶を経た後、全員協議会での決定事項に沿って進められました。

日程第2の議席一部変更並びに座席指定の件については、荒巻隆三氏らの議席の変更。日程第3、議長選挙の件については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、荒巻隆三氏が議長に選出され、当選後に挨拶をされました。以後、議長により議事進行され、令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算については、笠置町の同機構への負担金は215万9,292円でした。

一般質問については、徴収業務のこれまでの評価とコロナ禍を踏まえた今後の取組方針、徴収事務の在り方、持続化給付金・時短要請協力金、緊急小口資金等の差押えについてされました。

監査委員には瀬野淳郎氏が、令和2年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算認定の件については、挙手採決で賛成多数で認定されました。

なお、本定例会は午後4時10分で閉会となっております。以上です。

議長（大倉 博君） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会、由本議員。

3番（由本好史君） それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和3年第2回定例会について報告いたします。

令和3年第2回定例会は、8月19日に全員協議会、8月27日に本会議が開催されました。

まず、副広域連合長の任期満了に伴い、欠員となっている副広域連合長に堀和東町長と吉田京都市副市長を選任する同意案件が提出され、全員賛成で同意されました。

続いて、監査委員の選任について、識見者の監査委員であった城陽市監査委員の川村委員が任期満了のため引き続き監査委員として、また、議員選出の監査委員の辞職に伴い、後任に京田辺市議員の片岡議員が選任する同意案件が提出され、全員賛成で同意されました。

続いて、令和3年度一般会計補正予算（第1号）、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認、請願2件が提出されました。

議案審議に先立ち、1人の議員が一般質問され、内容は1つ、1、保険者の責務についての見解、2、京都府下における新型コロナウイルス感染症拡大、病院逼迫などの状況についての内容で質問をされました。

続いて、議案について、まず令和3年度一般会計補正予算（第1号）は、広域連合事務局・事務室が狭小であり、新型コロナウイルス感染症対策や今後の窓口負担の見直し等による事務の増大に伴う職員体制の充実等を見据えた執務環境の改善を図るため、事務室移転経費及び保健事業推進のための経費について、繰越金を財源として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ750万3,000円を追加し、総額を10億5,250万3,000円とする提案があり、全員賛成で可決いたしました。

次に、令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、令和2年度で終了予定であった新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について、厚生労働省から令和3年12月31日まで制度を延長し、財源措置を行う旨の通知を受け、国庫支出金を財源として保険給付費を増額するもので、また令和2年度中に概算で交付されておりました支払基金からの後期高齢者交付金等について、例年翌年に精算することとされているところ、超過交付となったことから、その返還による経費については、繰越金を財源として拠出金を増額補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25億7,695万円を追加し、総額を3,788億3,487万6,000円とする提案があり、全員賛成で可決をいたしました。

次に、令和2年度一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、令和2年度の歳入歳出予算10億9,205万3,000円に対しまして、歳入決算額は11億874万648円、歳出決算額は10億2,419万2,975円、差引残額は8,454万7,673円で、前年度と比較をいたしますと、歳入におきましては、特別調整交付金において新型コロナウイルス感染症対策に係る経費、マイナンバーカード取得促進に係る経費及び長寿健康増進事業に要する経費の相当額分等が増加したことによりまして1,277万4,000円を増額し、歳出におきましては、保険者インセンティブ分を財源とする財政調整基金への積立金の増加及び民生費において、令和2年度から開始をいたしました高齢者保健事業と介護予防等の一体的実施推進事業に係る経費を特別会計へ繰り出したことにより、1億3,923万4,000円増加しております。なお、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の8,454万8,000円で、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰入れとして、4,400万円を繰り入れるとのことで、賛成多数で認定されました。

次に、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、令和2年度の歳入歳出予算3,738億2,685万5,000円に対しまして、歳入決算額は3,743億6,716万3,325円、歳出決算額は3,553億2,026万8,365円、差引残額は190億4,689万4,960円で

ございます。前年度と比較をしますと、歳入におきましては、被保険者の増加に応じて市町村・国・府からの療養給付費負担金が増加した一方で、社会保険診療報酬支払基金交付金や繰越金が減少したことにより、約37億円の増加となり、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者の受診動向の変化等に起因する大幅な保険給付費の減少により、約92億円の減少となり、本広域連合設立以来、初めて前年度を下回ることとなりました。なお、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の190億4,689万5,000円で、賛成多数で認定されました。

次に、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免に関して、令和3年2月18日の国通知により、令和3年度分の保険料につきましても、引き続き適用できるよう国の財政措置が講じられることになったことから条例の改正を行ったもので、また、令和2年末をもって廃止となりました保険料均等割、軽減特例等の関係規定につきまして不用となったことから一定整備を行ったもので、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分をしたということで、全員賛成で承認されました。

最後に、請願2件が審議され、1件は75歳以上の医療費窓口負担2割化実施の中止を求める請願で、もう一件は新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金と保険料減免制度の改善を求める請願で、どちらも賛成者少数で不採用となりました。

以上で京都府後期高齢者医療連合議会令和3年第2回定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） これで閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、御手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

閉 会 午後6時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 向 出 健